



## 群馬学研究

## KURUMA

## 第4号

## ◆特集 群馬の民衆と思想

近代における世良田八坂神社の由緒の変遷と伝承の世界

鈴木 耕太郎 …………… 1～9

東国天台談義所間の交流と都鄙関係

篠原 佑典 …………… 11～26

関東藩領の地域性と領民意識 — 城付領・飛地領における越訴を視点に —

小嶋 圭 …………… 27～40

逆賊と忠良のあいだ — 小栗忠順評の転換と群馬の郷土史研究が果たした役割 —

大野 秀彰 …………… 41～58

## ◆論文

和歌山・成蓮院地藏菩薩像について — 中世渋川氏関連の造像作例として —

熊迫 奈緒美 …………… 59～71

## ◆動向

第99回民衆思想研究会参加記

水落 建哉 …………… 73～78

第1回ぐんま資料保全セミナー参加記

佐藤 空 …………… 79～80

## ◆年報

令和7年度群馬県立女子大学群馬学センター年報 …………… 81～91

## ◆告知

原稿募集 — 投稿規定及び執筆要領 —……………93～95

2026年3月

群馬県立女子大学群馬学センター

Gunma Prefectural Women's University Center for Gunma Studies

# 近代における世良田八坂神社の 由緒の変遷と伝承の世界

鈴木 耕太郎

## はじめに

群馬県太田市世良田に位置する八坂神社（以下、世良田八坂神社）は、旧新田郡世良田村の郷社であった。本稿はこの世良田八坂神社の創始に関する由緒・起源が近代以降において、どのように語られ、また変遷したのか、その背景も含めて考察することを目的とする。

さて、各寺社においてその由緒・起原（ないし、特定の寺社ではなく信仰そのものの起原）を説くものとして、縁起の存在があげられる。この縁起を対象とする研究は国文学や民俗学、思想史などさまざまな学問領域で展開され、その成果は蓄積されている<sup>(1)</sup>。概ねそれらの研究は、縁起の読解を中心とし、そこから各寺社ないし信仰そのものの輪郭を明確にしていくというものが多く、とりわけ本稿において意識するのは、中世神話の視座である<sup>(2)</sup>。

たとえば、中世（そして近世）では、特定の寺社ないし信仰に関する縁起が、時代を経るごとに幾度となく造り替えられていく場合がある。当然、そこで記されている文言、言説も前の時代の縁起とは異なっていることが多い。こうした文言、言説の変遷を書き手の違いと単純化するのではなく、そこに意味を見出し、読解するのが中世神話研究である。

すなわち、縁起もまた寺社ないし信仰そのものの起源を語るものであり、同時に目の前の現実を意味づけ、歴史認識を形成していく「神話」として捉えることができる。ただし、それは律令国家体制を支える古代神話とは異なる中世神話ということになる。ただ、ひとことで中世といっても、律令制崩壊

後、さまざまな画期、転換点を迎え社会が変化していくなかで、神話もまた変わっていく。中世神話研究は、こうした社会の変化と文言、言説の変遷とを連関しているものとして、縁起をはじめさまざまなテキストを読み解いていく点に特徴があるといえる。

ただ、先述の通り、本稿が取り上げるのは中世ではなく、明治維新以降の由緒であり、そこでの言説の変遷を追うことを主題とする。明治維新が日本の信仰史・宗教史を捉えるうえでも一大転換点であったことは疑いようもない。一方で、明治維新を経て神社の創始を語る由緒・起原がどのように変わっていったのか、といった視点からの検討は近年ようやく本格的に始まったところであり、まだ十分になされているとは言い難い<sup>(3)</sup>。

明治維新により大きく変化を遂げた（変化せざるを得なかった）寺社において、その時期に作成された由緒・起原を説く縁起類は、当然中世・近世におけるそれとは異なるものである可能性は十分に考えられよう。ただ、実はそれ以降も、時代の転換点を迎えるごとに縁起が作成され、また少しずつ文言、言説が変わっていくこともままあった。本稿で取り上げる世良田八坂神社もまさにそうした一例といえる。

ただ、世良田八坂神社の例を見ると、そうした社会情勢の変化とその土地で受容されてきた伝承世界の言説とが引き寄せられ、結果として由緒・起原に関する文言、言説に影響を与えていることが確認できる。すなわち、古くから伝えられている伝承世界の言説を纏いつつ、実際には新たな時代の転換点に

すずき こうたろう（高崎経済大学地域政策学部 教授）

合わせた信仰のあり方が語られているのである。いったいどういうことか。以下、具体的に論じていきたい。

## 一、世良田八坂神社の概要

さて、本論に入る前にまずは本稿の対象となる世良田八坂神社について概要を抑えたい。

世良田八坂神社は、かつては世良田天王社（天王宮）あるいは新田天王社／新田祇園社などと称されていた。その創始については近世段階ですでに不詳だったようだが、それでも「上古よりの旧祠」として<sup>(4)</sup>、旧新田郡の世良田村と女塚、境、三木、粕川各村（明治22年（1889）には世良田村へ合併）の鎮守社として崇敬されていた。その後、明治8年（1875）には郷社に列せられている<sup>(5)</sup>。

この世良田「天王」社という社名からもわかるように、同社は近世まで牛頭天王を祭神としていた<sup>(6)</sup>。牛頭天王を祭神に据えていた神社としては、京の祇園社（現・八坂神社）とともに東国一帯に影響を及ぼした尾張の津島天王社（現・津島神社）が有名である。実は津島天王社と世良田天王社（世良田八坂神社）とは、世良田の地においては深い結びつきがあるものと語られているのだが、この点は次節以降、詳しく触れていきたい。

さて、もとは新田郡五村の鎮守社であった同社だが、その信仰圏は当該五村、さらには新田郡内に留まらなかったようだ。たとえば、近世中期段階では「碓氷ヨリ以東、館林ヨリ以西、南ハ荒川ヲ限り、北ハ足尾山中」にまで及んでいたという<sup>(7)</sup>。実際、埼玉県秩父郡旧両神村（現・小鹿野町）に残されている薄村中郷の「村入用夫錢帳」には、「江戸小石川天王 上州世良田天王 信州駒ヶ嶽 甲州御嶽山 信州諏訪 武州一ノ宮 遠州秋葉山 江州多賀」（下線部筆者）にそれぞれ二百文ずつ納めていたと記録されている<sup>(8)</sup>。

また、現在では7月第4土曜日に開催されている世良田祇園祭も、もとは旧暦6月に行われていた世良田天王社祭礼（世良田天王祭）を前身としている。この世良田天王祭は、近世、そして近代を通して活況を呈していた。たとえば、世良田村に隣接する旧

境町にて医師として活動していた村上秋水は、安政6年（1859）6月の日記で「十四日（略）世良田天王祭礼に行く（略）天王に詣でる者終夜はなはだ盛んなり」、「十五日（略）天王祭にゆくもの往来はなはだ盛んなり」と記している<sup>(9)</sup>。このように近世には世良田天王社および世良田天王祭の名は上野国周辺にまで広く知られていたといえる。

なお、世良田に位置する長楽寺の住持であった賢甫義哲が、永禄8年（1565）に著した『永禄日記』6月7日条には「天王祭ヲイタス。卒度雨降<sup>(ツマ)</sup>祭之内ハヤミツル」との記述を確認できる<sup>(8)</sup>。おそらくこの天王祭とは世良田天王社の祭礼、つまり世良田天王祭のことだろう。祭礼が行われていたということは、この16世紀半ばには同地に世良田天王社が建立されていたと考えられる。

以上が世良田天王社と称されていた時代の歴史的経緯となる。では、世良田「天王社」はいかにして世良田「八坂神社」へと変わっていったのか。

のちに明治元年と改元される慶応4年（1868）3月28日、維新政府の神祇事務局から出された通達には「一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王ノ類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社ノ由緒委細ニ書付、早々可申出候事（以下、略）」と記されていた。いわゆる神仏判然令である。これにより主祭神を牛頭天王としていた京の祇園社や播磨の広峯社（現・広峰神社）、そして尾張の津島天王社などは祭神をスサノヲノミコトへと変更し、さらに祇園社や津島天王社などは、その名称が仏教とのつながりや旧祭神を想起させるため、改称して現在に至っている<sup>(10)</sup>。

世良田天王社もまた、いつからか八坂神社に名を改め、祭神も牛頭天王からスサノヲへと変更されている。ただ、その具体的な時期は不詳である。世良田八坂神社が郷社になった明治8年（1875）の同社「惣益講連名簿」では、すでにその社名は八坂神社となっており社名の変更はその前に行われていたことがわかる<sup>(11)</sup>。

一方、年次不詳ではあるものの「新田祇園牛頭天王永代太々御神楽助成帳」には、「新田祇園社牛頭天王宮」の祭神は「素戔鳴尊」と明記されている<sup>(12)</sup>。

この史料の奥付を見ると「上毛国新田郡世良田 牛頭天王宮 神主朝倉大和正藤原正純」(下線部筆者)とあり、神職の名と印も確認できる。つまり社名は「牛頭天王宮」であるにもかかわらず、祭神はスサノヲということになる。

先述の通り、京の祇園社などは祭神の変更と社名の変更とがほぼ同時に行われている。では、「新田祇園社」「天王宮」と称しながら祭神がスサノヲであるとするこの史料の場合、どう考えるべきか。可能性としては二つ考えられる。

一つは神仏判然令直後に社名及び祭神を変更したものの、「新田祇園社」あるいは「牛頭天王宮」などは通称として使用され続けていたというケースである。この場合、当該史料は明治維新以降のものということになる。そしてもう一つが、まだ社名が「新田祇園社」「牛頭天王宮」と称されていた頃(すなわち近世)ではあるが、すでに祭神はスサノヲであると認識されていた、ということだろう。この二つを比較したとき、より可能性として高いのは、おそらく後者の方だと考える。

そもそも牛頭天王とスサノヲとは、鎌倉中期以降、さまざまな知識人の言説を経ながらその習合が進み、室町後期には同体視されるにいたっている<sup>(13)</sup>。さらに近世以降は、牛頭天王を祭神としながらも、同時代に作成された略縁起などにはスサノヲ神話が組み込まれ、徐々にスサノヲが前景化していくのである<sup>(14)</sup>。

それは牛頭天王信仰の最大の拠点ともいえる京の祇園社もまた例外ではない。近世祇園社の有力な社人のなかには崎門学を学ぶ者、あるいは幕末には平田篤胤の門下に入る者もいた。当然、彼らからすれば祇園社祭神は牛頭天王というよりもスサノヲであった<sup>(15)</sup>。もちろん、彼らの主張が祇園社内部において多数派であったという確証はない。ただ、「神仏判然令」を受けて祭神および社名の変更が混乱もなく短期間で行われたことを考えると、幕末から祇園社内部では祭神としてのスサノヲの前景化/牛頭天王の後景化が進んでいた可能性が考えられるのである<sup>(16)</sup>。

もちろん仮に祇園社で近世から祭神をスサノヲと

見なす状況があったとして、それが世良田八坂神社でも同様にあったと断じることはできない。ただ、スサノヲの前景化は各地で確認できることに加え、近世後期の国学の隆盛などの思潮を鑑みるに、明治維新を待たずに祭神はスサノヲであるとの主張がなされていた可能性は十分に考えられよう。

以上、史料上の制限もあり不十分な箇所もあるが、世良田天王社から世良田八坂神社へと変わる転換点について確認してきた。なお、金子緯一郎による論考や旧尾島町の『尾島町誌 通史編』下巻には、近世の世良田天王社に関する縁起として天和3年(1863)成立の「東関上野国新田郡世良田村牛頭天王之縁起」、ならびに安永2年(1773)成立「新田祇園牛頭略縁起」という二本の縁起が紹介されており、ごく一部ではあるが引用もされている<sup>(16)</sup>。先に見た世良田天王社の信仰圏の広さを示している毛呂権蔵「上野国新田郡世良田郷祇園殿記」も含めれば、近世に作成された縁起類が三本あることになる。そのため、本来であればこれらを読み解き、考察する必要があるだろう。しかし、残念ながらこれら三本はいずれも現在、所在不明となっている。

そのため、明治維新以降、世良田八坂神社における由緒、起源を語る縁起はいかに記され、また変わっていったのかに焦点を絞り、次節からそれらを読解し、近代・世良田八坂神社の変遷を見ていくこととする。

## 二、伝承の世界と結びつく由緒

近代以降作成された世良田八坂神社に関する由緒のなかでも、確認し得る限り最も古いものが、明治12年(1879)に作成された世良田八坂神社による「明細帳」である(以下、本稿では便宜上、史料Aとする)。これは同年、内務省により全国の社寺に対して「明細帳」の作成と各県への提出を求めたもので、世良田八坂神社も同年に氏子総代・祠掌・戸長の三名連名で時の群馬県令・楫取素彦へと提出している。以下、祭神と由緒の箇所だけ抜粋する<sup>(17)</sup>。

### 史料A (郷社八坂神社 明細帳)

一 祭神 素盞鳴尊(削除) 速須佐之男命(追記)

## 一 由緒

勸請年月不詳。然リト雖モ古老相伝ヘテ云フ、新田氏代々ノ崇敬社タリ。加之織田信長公尊崇シテ社殿ヲ修営スト。現今織田氏ノ記号社殿ノ両扉ニ容存ス。以テ口碑ヲ証スルニ足レリ。旧号牛頭天王及新田神社ト称ス。従前別宮神宮寺ト称スト神主ト奉仕ス。而テ世良田村、女塚村、境村、三木村、粕川村、合テ五ヶ村ノ鎮守タリシ処、明治五年十一月更ニ世良田村、女塚村、境村、米岡村、平塚村、徳川村、出塚村、大館村、二ツ小屋村、前小屋村、前嶋村、武蔵葛村、安養寺村、粕川村、下江田村、木崎宿、上田島村、西埜谷村、沖野村、別所村、村田村、反町村、赤堀村、中江田村、以上廿三ヶ村一ヶ宿ノ郷社ニ確定シ、故サラニ祠官祠掌各一員ヲ置カル。

やはり創始不詳ということで、その細かな由来は語られていない。ただし、ここで注目すべきは、

- 1、新田氏代々の崇敬を集めていたとされていること（史料A 下線部）。
- 2、織田信長により社殿が修営されたと伝えられていること。その証拠として世良田八坂神社の社殿両扉に織田の家紋が施されていると述べていること（史料A 太下線部）。

という二点であろう。

このうち1については、前節で確認した毛呂権蔵「上野国新田郡世良田郷祇園殿記」（以下、「祇園殿記」）にも記されているようだ。以下、金子による引用を転載する<sup>(18)</sup>。

新田祇園殿ハ牛頭天王ヲ祭ル也。年代久遠ニシテ其ノ始ヲ知ルコト莫。古記旧録モ亦伝フルコト無シ。但村老相伝フ。今昔新田足利ノ両家、各々牛頭天王ヲ勸請シ、以ツテ鎮守ト為ス。是レ則チ新田氏ノ創建スル所也。或ハ云フ。尾張ノ津島ノ祝氏尊像ヲ奉シ来タリテ于斯ニ遷座スト。其ノ祝氏ハ、村人保泉氏<sup>カフム</sup>ヲ冒ル者。是レ其ノ裔、今ニ至リテ猶祭事ヲ預ル也。又村人梅沢

氏ノ者、神馬ノ事ヲ掌ル。

すなわち、毛呂が活躍した近世中期（18世紀半ば～後半）には、「古老」による伝承として新田氏による世良田天王社創建が説かれていたことがわかる。後述するが、世良田天王社／世良田八坂神社の由緒を考えるうえで、近世中期から新田氏による創始と崇敬という伝承が語られていたことは重要だろう。

ただし、「祇園殿記」では「或ハ云フ」として全く別の由緒を説いている。すなわち、尾張津島から神像を持ってきて、この世良田の地に移したというのだ。もちろん、ここでの「尾張ノ津島」とは津島天王社を指すのであろう。

実は津島天王社から世良田天王社へと神像が移されたとする記述は、やはり現在所在不明である「新田祇園牛頭略縁起」にも記されているという。同じく金子による引用を転載すると、

尾州津島より当社の氏人へ札を入れざることは、正保の頃、故ありて尊像当社へうつらせ給ふ。此時御供人として同姓のもの兩人護持し給ひける

とある<sup>(19)</sup>。ここでは正保年間（1644-48）に「尊像」が移ったとあり、当然世良田天王社の創始より後の話となっている。当該史料の成立が定かではないため、「祇園殿記」との比較は難しいが、少なくとも津島天王社の神像が世良田天王社へもたらされたとする説が伝えられていたことは確かであろう。なお、津島天王社側の史料ではこうした事実は確認できないため、あくまで世良田天王社における伝承といえる。

ところで、金子が明らかにしているように、中世末から近世にかけて上野国では津島天王社の津島御師による活動が活発化していた<sup>(20)</sup>。群馬県内でも各所で津島御師を通した天王講の結成や、あるいは津島天王社の勸請が行われていた。

ただ、前節の『永禄日記』にあるように、永禄8年（1565）段階ですでに世良田の地に天王社が創建

されていたことを考えると、それは津島御師の活動が盛んになる前といえる。それだけ津島天王社と世良田天王社との結びつきは古いものだった。

こうした津島天王社との関係性を背景に、史料Aの太下線部、すなわち織田家とのつながりが説かれたと考えられよう。周知のことではあるが、信長の祖父・信定は津島を支配下に置き、津島港の交易により織田弾正家の勢力を拡大した。当然、津島天王社は織田弾正家の庇護下に入り、信長の代にあっても密接な関係にあった<sup>(21)</sup>。もちろん、史料Aにあるように世良田天王社も信長の手による造営と断じることができないが、信長存命時に世良田天王社の存在が確認できることを考えると、そうした伝承が後世、真実味を帯びて語られたのであろう<sup>(22)</sup>。

さて、これらの点を抑えつつ、次に史料A成立から22年後にあたる明治34年(1901)成立の「郷社八坂神社御由緒調査書」(史料B)を見ていこう。この史料は世良田八坂神社の社司・菊池憲七郎が当時の群馬県知事・関清英へと提出したもので、やはり県内各社の由緒が同様に提出されていることから、内務省の要請があったものと考えられる。史料A同様に祭神・由緒の部分を確認しよう<sup>(23)</sup>。

#### 史料B 「郷社八坂神社御由緒調査書」

- 一 祭神 素盞鳴尊
- 一 御由緒

創建年月日及御由緒不詳、不詳雖モ古老ノ口碑ニ伝フルニ尾張国津島ニ鎮座スル天王社分社ニシテ 後醍醐天皇ノ皇子尹良親王ノ御子良王君ハ上野国寺尾城(世良田政義ノ居城)ニ於テ誕生セラレ御母ハ世良田右馬頭政義ノ女ナリ。応永ノ頃ニ当リ良王君下野信濃等ヲ経テ尾張ニ遷リ津島ニ御座ス。因テ津島ノ宮ト称ス。後遂ニ津島天王ノ神主ニ立タセラレ。是ニ於テ新田世良田ノ諸侯良王君及其御母公ニ議リ旧縁ノ地ナルヲ以テ分霊ヲ請テ創建セシモノニシテ尔来新田ノ天王ト称シテ新田世良田ノ両氏ハ勿論由良横瀬等ノ諸族尊崇スル処ニシテ衆庶ノ信迎モ最モ篤ク現今ニ至テモ例祭ノ前晚ヨリ賽客道路

ニ盈チ灯火天ニ映シ登声地ニ響キ靈威頗ル熾ナリ。

当時織田氏尾ニアリテ崇敬最モ厚カリシヲ以テ創建ノ際為ニ神鏡ヲ寄付シ社殿ヲ造営セラレシニヨリ本殿ノ両扉ニ同家ノ紋ヲ附シ今猶存在セリ。

- 一 又一説ニハ津島ヨリ遷座セケル前ヨリ勧請アリテ天王ヲ齋祀シタルニ良王君士々ノ縁故ニヨリテ直接ニ津島ノ分霊ヲ請フテ合祀セルモノト云フ之レニ由テ考フルニ本社ノ祭日ハ六月十五日ニシテ神幸ノ式アリ。同月七日ヲ以テ祭典ノ初メトス。其夜亦神幸ノ式アリ(十五日ノ神輿ト異ニス)。今土俗拳テ其晩ヲ隠居大神ノ祭ト称シ其神輿ヲ隠居大神ノ神輿ト云フ。コレニ由テ按スルニ隠居大神ハ蓋シ津島ノ霊ヲ盼セサル以前ニ祭ル所ノ霊ナルヘシ。

史料Aに比べると、やや詳しく記されているだけでなく、「祇園殿記」に記されている二つの由緒もここでは語られている点が特徴といえよう。ただ、一見してわかるように、この史料において最大の特徴は波線部、すなわち「良王君」が流浪ともいえる旅路の末、津島へと落ち延び、その後、津島社の神官となったということ、そして、それが世良田天王社/世良田八坂神社の由緒にもつながると記している点だろう。

良王君の父である尹良親王とは後醍醐天皇の孫にあたる人物で、南朝側の征東将軍であった宗良親王の皇子であったという(ただし、史料Bのなかでは尹良親王が後醍醐天皇の皇子とされている)。南北朝合一後も旧南朝側の勢力として吉野へ隠れていた尹良親王は、四家七名字と総称される11名の軍勢と共に吉野を出立し、各地で室町幕府側と衝突を繰り返しながら、最終的には世良田政義・桃井宗綱らに庇護される形で新田氏の勢力下である上野国寺尾城へと入る。そこで皇子・良王君も生まれ、数年後に南朝再興を試みて四家七名字の家臣、世良田・桃井といった新田の武士らを伴い西へと向かう。しかし、信濃国浪合(いまの伊那谷)で合戦となり、世

良田・桃井らは討死、尹良親王も自害し、四家七名字の家臣団やわずかに残った新田の軍勢で良王君を守り、津島へと辿り着く——以上が尹良親王とその皇子・良王君の軌跡である。

もっとも、尹良親王および良王君の存在については、その実在性が疑われており、先に記した一連の経緯についてもどこまで歴史的事実であったか定かではない。実は、先に記した出来事は『浪合記』あるいは『信濃宮伝』といった軍記物のなかで見られるのであって、史書の類には確認できないのである。ただ、こうした『浪合記』などが、近世においては尾張の天野信景らにより書写され、また新井白石らも引用しているなどそれなりに受容されていたこと<sup>(24)</sup>、さらに尹良親王終焉の地である伊那谷でも人々の間で伝承され続けていたことが明らかにされている<sup>(25)</sup>。先の史料Bは、『浪合記』のもう一つの舞台ともいえる旧上野国／群馬県でも受容されていたことを語るものともいえる<sup>(26)</sup>。そのうえで、『浪合記』、『信濃宮伝』における伝承世界が世良田八坂神社の由緒と直接結びついていることには注意が必要となる。というのも、『浪合記』、『信濃宮伝』には、世良田八坂神社の創始を語るような言説は確認できないのである。

なお、新北涯による『上野名蹟図誌』は史料B成立の翌年、明治35年に刊行された佐波・新田・山田・邑楽各郡の地誌だが、そのなかの「群馬県上野国新田郡世良田村鎮守 郷社八坂神社之景」にある由緒は、やはり史料Bで記された内容と重なる部分が多く、この時期には世良田八坂神社の由緒として定着していたことがうかがえる<sup>(27)</sup>。

先にも記したように、『浪合記』、『信濃宮伝』は近世において受容が進んでいたと考えられる。世良田にあっても、毛呂権蔵が『浪合記』を二冊書写していることから（安永7年（1878）および天明6年（1786）書写本）<sup>(28)</sup>、その内容は知られていた。しかし、先に見た毛呂の「祇園殿記」には『浪合記』、『信濃宮伝』に関連する言説は確認できない。もちろん現状では「祇園殿記」の全文を改めることができないため「記されていないかった」と断定はできないが、少なくとも明治初年の史料Aには見られない。

仮に史料A作成にあたって短くまとめることが要求されていたとしても、「尹良親王」や「良王君」の名が一切見られないというのは、やや不自然ではないか。ここから、史料A成立時には、新田氏が崇敬していた神社であることは語られても、その創始と『浪合記』、『信濃宮伝』などの伝承の世界とは、まだ結びつけられていなかった可能性が十分考えられる。

では、この『浪合記』などの伝承の世界と世良田八坂神社の創始とか結びつけられたことにどのような意味を見出すことができるのか。次節にて史料B以降に成立した由緒・縁起を確認しながら検討したい。

### 三、世良田八坂神社の由緒と世相

さて、以下に見るのは史料Bより37年後となる昭和13年（1938）4月に世良田八坂神社社務所（社司毛呂文雄）により作成された「上野国新田郡世良田郷社八坂神社由緒略記」の由緒に関する記述である（以下、史料C-1）。同史料は参拝者に広く配布されていたものと考えられる<sup>(29)</sup>。

#### 史料C-1 「上野国新田郡世良田郷社八坂神社由緒略記」

御由緒 浪合記、信濃宮伝記等ヲ按ズルニ、後醍帝ノ皇孫尹良親王ノ御子良王君ハ上野寺尾城ニ於テ誕生セラル。御母ハ世良田義政ノ女ナリ。後良王君ハ信濃ヲ経テ尾張ニ遷リ津島ニアリ。因テ津島ノ宮ト称ス。後遂ニ津島天王社ノ神主トナラセラル。茲ニ於テ新田世良田ノ諸族ハ、良王君及其ノ母ト議リ、分靈ヲ請ヒ創メテ此地ニ勸請セラレスモノナリ。爾來新田ノ天王ト称シテ、新田世良田ノ諸族ヲ始メ、由良横瀬等諸族ノ崇敬措カザリシ所ナリ。又織田家ニ於テモ、崇敬甚ダ篤カリシヲ以テ、常ニ其ノ祭祀ヲ補助セラレタリ。神鏡及御本殿ノ両扉ニ同家ノ紋章ヲ附シタルモノ今猶存在セリ。

一見してわかるように史料Bにあった「又一説ニハ……」以下の文言がここでは見られない。しか

し、『浪合記』や『信濃宮伝』に由来する言説については大きな異同はなく、これらの言説は世良田八坂神社の由緒として定着したと考えられる<sup>(30)</sup>。

この背景には、幕末、さらには明治維新以降に殊に強調されていった政治的動向が関係しているといえよう。すなわち、後醍醐天皇による建武政権の称揚と南朝に仕えた「忠臣」たちへの顕彰運動である<sup>(31)</sup>。

再度、近世以降、確認できる限りの世良田天王社／世良田八坂神社の由緒を見ると、必ず下線部、すなわち新田氏の崇敬について触れられている。つまり、この新田氏から篤く崇敬されていたとする点は、同社においては極めて重要な事項であった。一方で、世良田が新田荘の中にある以上、こうした言説が重視されるのは当然のことともいえよう。

ただここで重要なのは、それに付加されるかたちで明治末期から由緒のなかに『浪合記』や『信濃宮伝』の記述が前景化してきたことである。つまり、南朝を称揚する言説が明治維新以降強まるなか、近世から伝えられていた『浪合記』や『信濃宮伝』を用いて、同社が南朝所縁の社であることを強調する意図があったからと考えられる。

なお、創始不祥の神社であれば、あえて南北朝統一直後の創始とせず、さらに古い時代からの創始を強調することもできよう。事実、「祇園殿記」では、新田氏による創始が古老の説として説かれている。史料Bの「又一説二ハ……」からはじまる文章は、まさにその創始をより古いものとした表れだったのではないか。それを『浪合記』、『信濃宮伝』の言説によってしまうことで、創始の上限は南北合一の直後になってしまう。

さらに、史料C-1には、史料Bまで記されていた創始不詳とする文言も見当たらない。それはつまり、『浪合記』、『信濃宮伝』の言説を纏わせて、尹良親王と良王君にまつわる社であるということに真実味を出しているとも考えられる。つまり、そのような由緒であることが当時の世良田八坂神社では重要だったということになる。

この史料Cが成立した昭和13年は、新田義貞没後600年の節目にあたる。そのため、義貞が鎌倉幕府を攻め落とした5月22日にあわせて、群馬県内（お

よび、彼が戦死した福井県内）各地で南朝に尽くした忠臣である義貞を顕彰する「新田義貞公六百年記念祭」が挙行された<sup>(32)</sup>。こうした時勢から、南朝と新田氏を結びつける言説が前面に出たと考えられるのである。

ところで、これまで史料Cの由緒に着目してきたが、祭神に関する記述はどうであろうか。以下、史料C-1に続いて見られる祭神に関する記述を見ていこう（以下、史料C-2）。

## 史料C-2

御祭神 御祭神、素盞鳴尊ハ、伊邪那岐尊伊邪美尊ノ御子ニマシマシテ天祖天照皇大神ノ御弟ニマシマシ。月読尊ト共ニ三貴子ト称ヘ奉ル。尊キ大神ニ坐ス。遠ク韓国地方ニ渡リ国土経営ニ就テノ御功績高ク、遂ニ削ル。出雲ニ到リ庶民ニ害ヲ為ス八岐大蛇ヲ退治シ給ヒシ事ハ、国史ニ明ナル所ナリ。而シテ大神ハ殊ニ武勇鎮疫ノ御神徳高ク、往古ヨリ皇都鎮護ノ神トシテ尊崇頗ル厚ク、又悪疫退散災厄解除武運長久ノ守護神トシテ衆庶ノ敬仰尤モ厚ク且ツ深シ。従ツテ年々奉仕スル渡御祭ヲ始メトシテ、其ノ他ノ祭典ニ至ルマデ、国威ノ宣揚武運ノ長久悪疫退散災厄解除ノ祈祷才意味セザルハナシ。嗚呼尊イカ。

二重下線部に見られる悪疫退散、災厄解除は近世までの祭神・牛頭天王による利益と重なる。一方、下線部はヤマタノヲロチ退治に見られる武神としてのスサノヲのイメージが反映されている。先に記したように、世良田天王社／世良田八坂神社は、新田氏、そして世良田氏や由良、横瀬といった武家の崇敬を集めていたとされる。そうした在地武家の崇敬と祭神・スサノヲとのイメージを重ね合わせ、「武運長久」の利益を説いているのである。こうした文言が祭神利益に見られるのは、史料C刊行の前年、昭和12年（1937）の盧溝橋事件に端を発した日中戦争の影響を見ないわけにはいかない。「新田義貞公六百年記念祭」と日中戦争、そして『浪合記』などに見られる尹良親王と良王君、そして新田の武士た

ちの伝承、これらを有機的に連関させることで史料Cという由緒が造られたのである。

## おわりに

本稿は中世より世良田の地に鎮座していた世良田八坂神社／世良田天王社について、現在確認できる同社の由緒・縁起に着目し、近代以降のそれらの言説がどのように変遷していったか、またその背景には何があったかを論じてきた。そのなかで、『浪合記』や『信濃宮伝』に基づいた当社に関する伝承が、明治後期以降に由緒に組みこまれ、さらには前景化していったことの意味を説いてきた。

もちろん近代という時代区分のなかだけで論じることには限界がある。前述するように、本来であれば中世以降の由緒・縁起など諸言説との比較を行うべきではあろう。またそもそも、なぜ世良田の地に早くに天王社が勧請されたのか、津島天王社との結びつきをたどることもできなかった。そうした史料を見出すことができなかった点については、今後の課題としたい。

ただ、史料的制限があるなかで、本稿は一つの試みとして位置付けることができ、またそこから浮かび上がってきたこともある。こうした試みを重ねることで、近代以降の寺社に関する由緒・縁起研究はもとより、近代以降における言説の変遷、変容のメカニズムも見えてくるのではないだろうか。

なお、本稿の論点とは外れてしまうため、あえて等閑視した論点もある。それが、史料Bの後半に記されている「隠居大神」に関する事項である。世良田八坂神社における信仰を考えるうえでも、また同時代の民俗事象として考えるうえでも重要と考えられる事項であり、別稿にて論じたい。

- (1) 代表的なものでは櫻井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注『寺社縁起』(岩波書店、1975) 収載の櫻井「縁起の種類と展開」、萩原「神祇思想の展開と神社縁起」、宮田「霊山信仰と縁起」や五来重『寺社縁起からお伽話へ』(角川書店、1995)、堤邦彦・徳田和夫編『寺社縁起の文化学』(森話社、2005) 収載の諸論考、徳田和夫編『中世の寺社縁起と参詣』(竹林舎、2013) 収載の諸

論考など。

- (2) いわゆる「中世神話」については、角川源義「上野国の中世神話」(瀬川拓男編・松谷みよ子再話『日本の民話3 神々の物語』角川書店、1973) や藤井貞和「御伽草子における物語の問題——中世神話と語りと——」(『国文学 解釈と鑑賞』39巻1号、1974) など学術タームとして使用されはじめ、徳田和夫「中世神話」(『国文学 解釈と鑑賞』45巻12号、1980)、同「『中世神話』論の可能性」(『別冊国文学』16号、1982) で概念化された。その後、山本ひろ子『中世神話』(岩波書店、1998) により寺社縁起含む中世の宗教、信仰に関する諸言説を「中世神話」という視座で読み解くことの有用性が説かれるようになり、「中世神話」研究が進展していった。
- (3) 近年、堤邦彦・鈴木堅弘編『俗化する宗教表象と明治時代——縁起・絵伝・怪異——』(三弥井書店、2018) に代表されるように、近代以降の縁起などの検討が本格的に始まったといえる。
- (4) 毛呂権蔵『上野国志』(文献出版、1976)、23頁。毛呂は世良田出身者であり、世良田や新田郡に関する史料も数多く確認できる。
- (5) 萩原進監修『上野国郡村誌15 新田郡』(群馬県文化事業振興会、1986)、188頁。なお、同書は明治8年(1875)6月5日の太政官達「皇國地誌編輯例則並びに著手方法を定む」に基づき編纂された群馬県内の「郡誌」「村誌」を収載したものである。
- (6) 弘化2年(1845)作成とされている『上毛新田世良田略絵図』は、その名の通り世良田の略絵図だが、現在、世良田八坂神社が位置する場に「牛頭天王」と記された神社が確認できる。
- (7) 毛呂権蔵「上野国新田郡世良田郷祇園殿記」安永2年(1773)より。ただ、当該史料の原典については現在その所在が確認できないため、当該史料を引用している金子緯一郎『群馬の祇園信仰とその祭り』(上毛民俗学会、1985)、23頁より抜粋した。
- (8) 両神村史編さん委員会編『両神村史 資料編三』近世・近代 出浦家文書(両神村、1988)、370-371頁。なお、金子前掲注(7)23・24頁でも主に群馬県下における世良田天王社の信仰圏の広さを述べている。
- (9) 篠木弘明『蘭方医村上随憲』(境町地方史研究会、1988)より「村上秋水日記」139頁から抜粋。
- (8) 峰岸純夫校訂『長楽寺永禄日記』(続群書類従完成会、2003)、93頁。
- (10) 安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店、1979)。なお、祇園社の祭神がスサノヲとされたのは、鎌倉中期の『釈日本紀』に見られる祇園社祭神はスサノヲであるとの言説が発端であり、一条兼良『日本書紀纂疏』で祇園社祭神・牛頭天王・スサノヲとの習合が説かれたことで、吉田兼俱などにも影響を与え、その言説が広がったためと考えられる(拙著『牛頭天王信仰の中世』(法蔵館、2019)より第二章「祇園社祭神の変貌」参照)。
- (11) 「惣益講連名簿」(群馬県立文書館所蔵、明治8年(1875)9月、請求番号P08807 文書番号等1598)。
- (12) 「新田祇園牛頭天王 永代太々御神楽助成帳」(群馬県立文書館所蔵、年次不詳、請求番号P9007 文書番

- 号等312)。なお、木版刷であり群馬県立文書館には同一の史料が別に所蔵されている。
- (13) 鈴木前掲注 (10) 参照。
- (14) 拙稿「利益と災厄から考える牛頭天王信仰——同体関係の検討を中心に——」(『仏教文学』第47号、2022)、86-88頁参照。
- (15) 松本丘「近世祠職の思想的活動——祇園社を例として——」(『明治聖徳記念学会紀要』第36号、2000年) および拙稿『牛頭天王曆神辯』における吉備真備批判の意味——篤胤と近世祇園社との共振——(山下久夫・斎藤英喜編『平田篤胤 狂信から共振へ』法蔵館、2023)。
- (16) なお、早くに高原美忠が指摘しているが、平安時代以降、比叡山延暦寺配下の社僧によって統括されていた祇園社だが、神仏判然令の一か月前にはそのトップである社務執行職および正社官職が僧侶から俗体へ還俗している(高原「嘉永以後の八坂神社」(『神道史研究』10巻6号、1962)。つまり、「神仏判然」、もつとといえば仏教勢力からの離脱が祇園社内で進んでいたことになり、こうした動きのなかで祭神・社名変更が円滑に進んだといえる。
- (16) 金子前掲注 (7) 21-23頁、および尾島町誌専門委員会編『尾島町史 通史編下』(尾島町、一九九三)、1001-1002頁。
- (17) 丑木幸男編『上野国神社明細帳 16』(群馬県文化事業振興会、2007)。なお、下線部等は筆者。
- (18) 金子前掲注 (7) 21-22頁。
- (19) 金子前掲注 (7) 22頁。
- (20) 金子前掲注 (7) 16-20頁。なお、金子が調査した段階では関連史料は「乏し」だったというが、現在、群馬県立文書館などを通じて少なくとも50件近い関連史料を閲覧することができる。
- (21) 津島市史編さん委員会編『津島市史 資料編 (二)』(津島市、1972)には、信長をはじめとする尾張出自の武将たちによる津島天王社ならびにその関係者宛の書状が複数納められている。
- (22) なお、津島天王社の神紋である木瓜紋と織田家の家紋(織田木瓜)とが同一であることをめぐっては諸説あるが、織田家が越前の劔神社を出自としており同社の社紋も木瓜紋であることを踏まえると、織田家と津島天王社との結びつきを論じる文脈で語ることは慎重にならざるを得ない。
- (23) 「郷社八坂神社御由緒調査書」(群馬県立文書館蔵『神社由緒調査書 上(新田郡・邑楽郡・佐波郡・前橋市・高崎市)』収載、明治34(1901)、請求番号A0181A0M 文書番号 2759 2-21)。なお、本史料および史料Cは、適宜、句読点を補っている。下線部等は筆者。
- (24) 廣瀬重見『浪合記』天野信景偽作説弁駁(『藝林』64巻1号、2015)、173-181頁。なお、『浪合記』の成立をめぐっては、尾張の国学者・天野信景によって後世に作り出された偽書とする説が有力視されていた時期もあったが、安井久善編『浪合記・桜雲記』(古典文庫、1986)における安井の「解説」のなかで明確に否定し、先の廣瀬も支持している。
- (25) 柳田國男「浪合記の背景と空気」(『定本 柳田国男集』第31巻、筑摩書房、1970)。
- (26) なお『浪合記』などの影響は、世良田八坂神社にのみ見られるのではなく、群馬県内のそれなりの範囲で見られる。たとえば、伊勢崎市美茂呂町に位置する飯福神社では、征東將軍であった宗良親王と尹良親王の「御息所」に因んで神事を行ったことが創建の経緯と伝えており(伊勢崎市編『伊勢崎の社寺建築』(伊勢崎市、1983年)、59頁)、高崎市山名町の山名八幡宮では、同社が安産・子育ての利益を有する理由について、同地にあった寺尾城の城主だった世良田義政の息女が尹良親王との子(良王君)を懐妊したとき、同社に安産祈願を行ったことがその始まりと説いている(多野郡教育委員会編『群馬県多野郡誌』(歴史図書社、1977)、508-509頁)。
- (27) 新北涯編『上野名蹟図誌』(歴史図書社、1980)、100-102頁、290-291頁。
- (28) 群馬県史史料「毛呂大和家文書」(群馬県立文書館にて複製史料が閲覧可能)。
- (29) 「上野国新田郡世良田郷社八坂神社由緒略記」(群馬県立文書館蔵、昭和13年(1938)4月、請求番号P9301 文書番号 744-13)。下線部等は筆者。
- (30) なお、尹良親王について史料Bでは「後醍醐天皇ノ皇子」とあったが、史料Cでは『浪合記』などの記述に沿って、「後醍醐ノ皇孫」となっている。
- (31) 栗林文夫「南朝「忠臣」の顕彰について——記念碑を素材として——」(『黎明館調査研究報告』第16号、2003)、栗林亮「三島中洲・安積澹泊と南朝顕彰——三島中洲「南朝顕彰碑」と安積澹泊「大日本史賛戴」を中心として——」(『茨城史林』第47号、2023)など。
- (32) 吉澤澄治編『新田義貞公の忠烈と六百年記念祭に就て』(群馬県学務部寺社兵事課、1938)参照。なお、福井県内の事例については、橋本紘希「日中戦争下の歴史顕彰——新田義貞公六百年大祭に関する考察——」(『北陵都市史学会誌』第26号、2021)参照。

**追記** 本稿はJSPS 科研費(JP25K03587)の助成を受けたものである。

また、末筆ではあるが、本稿執筆にあたり、所蔵資料の翻刻をお許しくださった群馬県立文書館に謝意を表したい。ありがとうございました。

## 東国天台談義所間の交流と都鄙関係

篠原 佑典

### はじめに

本稿は、中世後期の東国に広く分布した談義所と呼ばれる地域寺院を対象に、その談義所間の交流と都鄙関係への接続を検討することを目的としている。

中世後期以降の顕密寺院研究は、中世における顕密仏教が宗教や社会に占めた影響力の大きさを評価した黒田俊雄氏による顕密体制論<sup>(1)</sup>を継承しつつも、中世後期を顕密仏教の衰退期として捉えたことを批判しながら展開してきた。先ず、本稿と深く関わる中世後期の地域顕密寺院と寺院間都鄙関係の研究を振り返りつつ、本稿の視角を示すこととしたい。

中世後期の地域顕密寺院研究は、1990年代より黒田氏の顕密体制論を受けとめつつ急速に進展し、権門寺院の組織や集団の解明を主眼とした寺院史研究よりやや遅れる形で進展した。特に、中世後期には顕密寺院が在地性を深く有するようになっていくことや<sup>(2)</sup>、さらに村落や荘郷の枠組みを超えた信仰圏の存在も指摘されている<sup>(3)</sup>。顕密仏教が在地と密接な関係を有したことは、戦国期の浄土真宗や日蓮宗などを対象に提起された「戦国仏教論」とも共鳴し、近年も活発に検討がなされている<sup>(4)</sup>。

また、西尾知己氏は、戦国期以降に活発化した都鄙関係により近世本末関係の前提となる関係が形成されたことを指摘している<sup>(5)</sup>。活発化した都鄙関係については、以下のような検討事例が知られている。藤井雅子氏は、醍醐寺僧を題材に、法流正嫡の院主自ら地方に下向して実施する付法形態及びその近世的変質を論じた<sup>(6)</sup>。近藤祐介氏は、聖護院門跡が戦国期以降に新たな経済基盤獲得を目指し、有力な地方山伏である「頭山伏」を年行事職などに任命

することで統括し、修験道本山派の形成に結びついたことを指摘した<sup>(7)</sup>。相馬和将氏は、青蓮院門跡と東国天台談義所の関係の変遷を、地域との関係・本末関係などに着目しながら、中世後期から近世初期まで広く見通した（詳しくは後述）<sup>(8)</sup>。こうした研究は中近世移行期を対象に、中世仏教と近世仏教の架橋を目指したものであり、都鄙関係の変遷とそれが与えた影響に重点を置いている。

筆者も以前、中近世移行期における青蓮院門跡が結んだ都鄙関係の変遷を、青蓮院門主（及びその坊官）が発給した都鄙関係史料を収集・分析することで辿った（以下、拙稿）<sup>(9)</sup>。その結果、尊鎮門主期の天文年間と尊朝門主期の天正年間に活発化の画期が求められることを指摘し、それぞれの画期の要因について考察した。また、尊鎮期以来青蓮院門跡と関係を有した東国寺院の多くは談義所と呼ばれた寺院でもあったが、地域寺院であった談義所も中近世以降期に活発化した都鄙関係に包摂されていたことは明白である。一方で、拙稿は主眼を青蓮院門跡が形成した都鄙関係と本末関係の特質に置いていたため、談義所及びその学僧について言及することが叶わなかった。

また、室町期の寺院間都鄙関係を法流の視点から明らかにした石田浩子氏は、興味深い見通しを示している<sup>(10)</sup>。すなわち、僧侶間の認識において、室町期には「つながりうる世界」であった都鄙が、戦国期には「別個の異世界」と認識されるようになったという。一方で、〈中央寺院—東国寺院〉関係の実態や、戦国期以降への接続などいまだに多くの検討の余地がある。中世後期の東国地域寺院が活発化し

しのはら ゆうすけ（早稲田大学大学院文学研究科日本史学コース博士後期課程）

た都鄙関係とどのように接合していくのかという問いは、これまで課題とされていた中世仏教から近世仏教への接続への応答となりうる。談義所は相馬氏が指摘したように、在地との関係を深く有した地域寺院でもあり（後述）、顕密寺院と地域との関係を検討するうえで有効である。そして何より、東国の談義所間での交流の実態や中近世移行期に活発化する都鄙関係の要因については検討が少なく、課題である。

以上を踏まえて、第1章では談義所の構造などについて検討を行う。第2章では、天台談義所間の交流についてその実態の一端を示す。第3章では、談義所の交流網が都鄙に開かれていくその画期について検討を行う。なお、検討対象の談義所に関する一次史料は少ないため、近世編纂史料や聖教奥書などを利用しつつ検討する。

## 第1章 談義所の構造について

### 第1節 従来の談義所の定義と研究

先ず、これまでの研究における談義所の定義を以下に示す。

- ①学問活動を行う寺院のことであり、天台談義所の場合は、叡山に登り学僧としての資格（堅者）を得るための学問研鑽に場でもあった。
- ②天台・真言・日蓮・浄土などの宗派で見られ、多くは地名を冠して呼称された。
- ③鎌倉後期より確認されるも（津金談義所）、多くは中世後期以降に確認される。
- ④宗派の違いは重視されず、地域を超えて活発な交流を行っていた。また、談義所は東国に集中していた<sup>(11)</sup>。
- ⑤談義所には、教師である能化（学頭）の基に、数十人の弟子である所化僧がおり、修学のために多くの聖教が集積されていた。
- ⑥談義や直談が実施されており、中世後期には、庶民向けの談義（教育）も実施されていた<sup>(12)</sup>。

特に、④の東国に集中した要因として、東国が比較的安全であったことも指摘されている<sup>(13)</sup>。しかしながら、それ以上に数多くの蔵書を有した知の拠点である中央寺院から離れていること、古代より円仁が

天台系の教線を張り巡らしたことなどを要因として重視するべきであると考え。ここで、東国の談義所分布を示した【図1】を参照したい。東国の談義所の分布とその偏差を確認することができる。特に、上野国では旧利根川沿いに、常陸国では内海沿いに立地するように、河川交通を用いた交流も想定されよう<sup>(14)</sup>。

談義所では、能化が所化に対して談義を実施するため、数多くの典籍や聖教が集積され、また生み出された。談義所研究では、能化であった学僧に注目した研究<sup>(15)</sup>、関連して談義所で生み出された書物である談義書に関する研究<sup>(16)</sup>が進んだ。また、それぞれの談義所に関する個別研究も進展している<sup>(17)</sup>。上記の検討は、国文学や仏教学の分野によるものが多く、歴史学からの検討は少ない。こうした状況を踏まえ、本稿では談義所を列島の仏教史に位置づけることを念頭に論を進める。

### 第2節 談義所寺院の構造について

#### (1)

先ず強調したいことは、談義はその地域寺院の1つの側面にであったということである。談義所と呼ばれた寺院は、地域寺院として寺領を有する領主としての側面や戦国大名の祈願寺となるような従属的側面など様々な性格を有していた。

先ず談義所の構造について、東海道の近接する近江国柏原の成菩提院を事例に検討したい<sup>(18)</sup>。成菩提院は、寺伝では桓武天皇勅願所として最澄により建立されたとするが、史料上応永7年（1400）に学僧・能化であった貞舜により中興されている。それ以来、成菩提院は日本有数の談義所として知られ、室町中期にかけて談義所として整備されていった。ここでは成菩提院に残された史料から、中世後期の談義所の構造について考えたい。

【史料1】は天文3年極月日付『年中雑々』という史料より引用したものである。表紙に「年中雑々并法度／同校割」とあるように、年末・年始の年中行事の記載からはじまり、様々な法度や「校割道具日記」などが合綴されている史料であり<sup>(19)</sup>、談義所寺院の構造を窺い知ることができる。



図1 古代・中世の関東  
 鈴木哲雄「地域の区分」(同『中世関東の内海世界』岩田書院、2005)に加筆。  
 談義所寺院を黒丸印で表し、本稿で登場する寺院には適宜名称を付した。

〔史料1〕『年中雑々』<sup>(20)</sup>

①正月三日ハ大師ノ御膳ヲ供并宝物ニ小紙五帖出之、酒者所化中ヨリ参、肴ハ常住ヨリ調之、(「自

当院可勤諸講之事))

②所化中病等之時者、衆中互於延寿堂令看病、若無食物等者、從常住可被出之也、若有円寂者、院中

ノ所化衆七日之間三時之勤行在之、(後略)〔院中代々法度之事〕

③一、兩度之大師講之事、略定之法度状雖有之、此義不可然、其故者、所化中一期ニ一度之講説也、有懇志人之奔走被押テ之無用之事歟、殊ニ助成之且那在之、其外ニ如此經ニ米壺石、又衆中之出錢在之者、頭人過分之失墜モ不可有之歟、況ヤ又向後重而可令寄進且那約束在之、(後略)

一、常住者ハ雖衆分非ト、一期ニ一度山王講衆被勤可然之事、〔衆中講説会之事〕

④番ヲ於談義堂可統事、次ニ番衆ニ不告者重テスヘシ、〔条々〕

⑤一、於談義堂不可臥事、

先ず①から、慈恵大師良源(元三大師)の毎歳忌への酒と肴を所化と常住がそれぞれ用意することが示されている。ここから、談義所において修学する所化と常住僧は分別されて認識されていたことが分かる。また、同様の結論は②からも推測される。②では、所化が病気の際には、衆中が看病を行い、食料がない場合には常住が出すと定められている。さらに、③の後半を確認すると、常住と衆分は違う集団であることが明記されている。衆分については定かでないが、ここから所化と衆分と常住はそれぞれ異なる集団であり、寺内において役割が分担されるなどそれぞれ独立性を有していた。また、⑤と⑥からは成菩提院に談義堂があったことが確認される。成菩提院には談義堂のほかに護摩堂や延寿堂などの存在も確認されるが、談義が成菩提院において重要な位置を占め、且つ独立性も有していたことが想定される。『年中雑々』に記載された条文・法度の条文には談義所関係の記述が少なくなく、このことから上記のことは裏付けられよう。

以上を踏まえるに、談義を寺院活動の中心とする能化・所化の集団と、常住の集団は弁別されていたことが明らかとなる。以上のことは、談義所寺院と呼ばれる寺院において、談義所の機能はその寺院の一側面であるという冒頭的前提を裏付けるものと言えよう。

(2)

そのうえで、前述した相馬氏による談義所と都鄙関係の議論の前提について検討したい。相馬氏は、談義所を地方有力寺院の一類型と定義し、先学を引きながら「構成はおもに能化と所化から成り、諸宗兼学の中世では各宗の僧侶が互いの談義所を頻繁に往来した」<sup>(21)</sup>とするが、前半の記述のみでは談義所と呼ばれた寺院の1つの側面を記述したに過ぎないことは指摘しておきたい<sup>(22)</sup>。

また、顕密寺院における談義は顕であり横の繋がりを軸とするが、法流などは密であり縦の繋がりを軸としている。勿論、後述するように顕と密の関係が複層的に寺院間で形成されることも少なくない。とはいえ、東国の天台寺院を談義所寺院として括り、青蓮院門跡との関係や近世への接続を論じようとした場合、談義所という側面からだけでは論じ得ない事例もある。例えば、中近世移行期に構築された〈青蓮院門跡一千妙寺・中院〉の関係は、法流(三昧流)という「密」の要素によって成立しており、談義所であったことがその主な要因ではなかった。つまり東国に点在した地域有力寺院の多くが談義所でもあったということであり、談義所という要素を全面に押し出すよりも、各寺院の持つ多様な性格の違いから、多面的に寺院間や都鄙の関係を捉えることが肝要であると言えるだろう。

とはいえ、地域ごとに密に談義所が展開していた事実は、密接な寺院間連携の存在を裏付けるものである。相馬氏も検討している、〈中院一吉祥寺〉の本末間での灌頂執行相論は、末寺吉祥寺が本寺中院の許可を得ず実施した灌頂に対し、中院のみならず東国の中核寺院による非難が相次いだものである。この相論は第2章第2節で再度触れるが、東国寺院間の密な連携を可能とした背景の1つには、談義所間での交流を措定することは当然であると考えられる。

また、補足として談義所と在地の関係について述べておきたい。湯浅氏は、談義所であった常陸国古渡円密院の事例を題材とし、談義所が在地からの寄進と外護を受け存立していたことを指摘している<sup>(23)</sup>。相馬氏も円密院や常陸国磯部月山寺の事例を挙げ、中世・近世初期いずれも談義所が在地からの助成に

より存立していたことを論じている<sup>(24)</sup>。【史料1】③の前半部分を参照すると、2つの大師講は所化にとって一生に一度の講説であるため略式の法度ではいけないことと、助成をする旦那がいるため大師講での失敗はあってはならず、それは再度の旦那からの助成であろうから尚更のことであるとする。成菩提院の談義活動でも、在地からの助成が確認される<sup>(25)</sup>。このように、談義所の存立には在地の助成が不可欠であったと言えるであろう。

### (3)

最後に、本稿や拙稿でも関説している常陸国黒子千妙寺について触れておきたい<sup>(26)</sup>。千妙寺は、筑波山麓に位置した寺を、仁明天皇が承和寺と名付けたのをその始まりとする。中興開山一世亮守が、観応2年(1351)に黒子の地に千妙寺を再興し、実乗院門跡(岡崎方)より三昧流の灌頂を受けた後、千妙寺に灌室を設けた。その後、東国における三昧流の伝法灌頂道場として栄え、中世後期には末寺・門徒の数は700寺を数えた東国天台の中核寺院である。この千妙寺を談義所寺院とするかどうかについては議論がある。尾上寛仲氏は、談義所の多くは止観業の修学を中心としたため、台密の寺院が談義所とならなかったことを指摘し、千妙寺は談義所とはならなかったと論じた<sup>(27)</sup>。吉田一徳氏も、「元来、この寺は閑室寺であって、大衆に講談することはなかったのである」と千妙寺を評価している<sup>(28)</sup>。一方、内山純子氏は主に千妙寺第8世亮尊(尊舜)の事例を挙げつつ、千妙寺が談義所であったと論ずる<sup>(29)</sup>。

ここで注目したいのは、千妙寺での聖教書写や学問活動が確認されるのが、凡そ特定の住持の時期に限られることである。その1人は上述の亮尊の時期である。永井義憲氏によれば、亮尊は月山寺や津金寺などの学頭・住持を歴任し、千妙寺の住持を務めた人物である。そして様々な東国の談義所の学頭との交流を経て、法華経注釈書である『鷲林拾葉鈔』をはじめとする数多くの著作を記した碩学の僧である<sup>(30)</sup>。そのため、数多くの所化が亮尊のもとに集い、修学に励んだ。

もう1人は、亮信である。亮信についての詳細は

別稿を用意しており、後述もするため省略するが、比叡山においても早く堅者・擬講・已講へ出世した学僧であることは強調しておきたい。亮信が千妙寺住持となった後、学僧が亮信のもとで修学していたことは、「右此抄者東叡山千妙寺亮信御足下堪忍之砌、書之右筆中道坊伝海(花押)所希者、令法久住利益人矣、于時天正四年丙子二月十六日午刻畢、長舜付与舜盛」<sup>(31)</sup>などの記述からも明らかである。一方で、やはり千妙寺の談義機能は恒常的なものではなく、極めて属人的性格を帯びていると評価されよう。

談義所の定義については、聖教奥書など史料上に「談義所」や「談所」の文言が登場することを重視する尾上寛仲氏の定義や<sup>(32)</sup>、「能化」「所化」「学頭」「堪忍」などの文言が聖教奥書に見える寺院を談義所とする宇高良哲氏の定義などが挙げられる<sup>(33)</sup>。先ず尾上氏の定義であるが、「〇〇談義所」と呼ばれていない寺院を談義所から一概に排除する姿勢には注意が必要であろう。一方で、宇高氏の定義の場合、碩学の僧が学頭(住持)の時期のみ談義機能が有する場合も考えられ、注意が必要である。ここで談義所の定義について具体案を示すことは叶わないが、成菩提院の事例で見られた恒常的な談義機能—成菩提院において「談義堂」の存在はその証左であろう—を有していることは重要であると考えられる。

以上を踏まえるに、千妙寺をただちに談義所と捉えようとした時、談義所の定義が拡散していくことが予想され、抑制的になるべきであろう。また、寺院規模が大きいために必然的に学問機能が付随する本寺や田舎本寺も談義所と捉えかねない方向性を有していると考えられる。本稿において談義所の結論を示すことは叶わないが、談義所の定義の1つの指標として恒常的な学問機能を提起したい。

## 第2章 談義所間の交流の実態

本章では、主に住持の移動経歴・長楽寺真言院主の動向の2点に絞り、談義所間交流について検討を加えたい。

### 第1節 住持の寺院移動について

先ず、住持の経歴をたどることにより、住持格の学僧の交流圏を明らかにしたい。千葉照勲氏は、上野国の天台談義所であった、青柳談所龍蔵寺・渋川談所真光寺に遺された近世史料から、別当格僧の寺院間移動について以下のように論究している<sup>(34)</sup>。氏は真光寺第十七世乗存が〔壽延寺（前橋）→龍蔵寺→真光寺〕、龍蔵寺第十世乗海が〔龍蔵寺→長沼宗光寺〕へ移動するなど、東国の拠点寺院間を移動していることを明らかにした。

次に、千妙寺の事例を確認したい。千妙寺は前述したように談義所とは捉え難いと考えられるものの、千妙寺の住持に就任する学僧の多くが、東国談義所を歴住していることから、その交流圏を知るのに役立つ。ここでは、『千妙寺列祖伝』<sup>(35)</sup>を用いて、中世後期の千妙寺住持の来歴を以下に示す。なお、丸数字の番号は、住持の歴代数を示している。

- ⑧尊尊〔常陸国友部中郡友部生→月山寺にて修学→宇都宮で真言宗と宗論→柏原成菩提院→比叡山→千妙寺〕
- ⑨亮意〔常陸国滑田生→宗光寺で修学→千妙寺〕
- ⑩亮珍〔常陸国小田生→千妙寺〕
- ⑪亮舜〔上野国生→真光寺→千妙寺〕
- ⑫亮賀〔下野国宇都宮粉河寺→千妙寺〕
- ⑬亮春〔下野国生→宇都宮粉河寺→千妙寺（世良田長楽寺真言院兼帯）〕
- ⑭亮信〔播磨国生→善楽寺→山門（葛川明王院）→千妙寺→比叡山〕
- ⑮亮憲〔不詳→千妙寺→園城寺〕
- ⑯亮謙〔上野国黒川生→善昌寺にて修学→宗光寺にて修学→龍蔵寺→千妙寺〕

次に、月山寺の事例を検討したい。月山寺は、徳一の開創とされる有力な談義所である。ここでは『月山寺歴代案書』という月山寺に伝わった歴代別当の来歴を示した史料を使用するが<sup>(36)</sup>、近世編纂史料であるとともに、極めて断片的な情報に留まることには留意が必要である。なお、橋本村や友部は月山寺からほど近い場所である。

- ②尊榮<sup>(37)</sup>〔橋本村住〕
- ③光順<sup>(38)</sup>〔詳細不明〕

- ④尊舜〔常陸国友部生→月山寺→比叡山→千妙寺〕
- ⑧舜慶〔比叡山等覚院→比叡山焼き討ち→月山寺→等覚院〕

- ⑨舜宥〔詳細不明〕

以上、主に千妙寺と月山寺の住持僧の経歴を通覧すると、一部の別当を除き、東国に生まれ東国内の談義所において修学を積み、それぞれの寺院の別当に就いていることが明らかとなった。これは、東国中核寺院の千妙寺、そして有力談義所の月山寺の住持ですら、交流圏域が主に東国であった事実を示している。一方、千妙寺14世亮信と月山寺8世の舜慶が比叡山高僧の出であるという異色の経歴を有していることが明らかとなる。この特異性については、第3章において再度確認する。

### 第2節 長楽寺真言院主とその寺院間交流について

次に、世良田長楽寺真言院の事例を確認したい。筆者は真言院を後述するように談義所と考えており、且つ古記録などにより東国談義所のなかでもその院主の動向などが詳しく知ることのできる事例であるため、以下に検討する。

長楽寺は、現在の群馬県太田市世良田に所在する天台宗寺院（南光坊天海が改宗）であり、葉上房栄西の高弟である栄朝を開山とし、世良田氏の氏寺として建立された。門前町も形成され、有徳人や地域領主からの外護により栄えた。栄朝や2世蔵叟朗誉が台密の灌頂を受けていたこともあり、台密を強く嗣いだ塔頭も存在した（詳しくは後述）、禅頭密兼修寺院であった。長楽寺には談義所に相当すると考えられる真言院という灌頂道場が存在していた。本節では、真言院自体の性格について考察するとともに、真言院の他寺院との交流の実態を検討したい。

#### (1)

先ず真言院について、これまでの先行研究をもとに記す。長楽寺開山の栄朝は、主に師である葉上房栄西から葉上流を嗣ぎ、さらに蓮華流の灌頂も受けるなど台密の七流を嗣いでいた<sup>(39)</sup>。さらに、栄朝の台密を相承した東福寺開山円爾弁円から嗣法された

法照月船深海は、長楽寺の住持を務めた後東福寺へ戻り示寂している。深海の死後、普光庵という塔頭が了一によって長楽寺内に建立され、聖一派の拠点となった。その普光庵のなかに建立された台密の灌頂道場が真言院であった<sup>(40)</sup>。

菊地大樹氏は、近年聖一派の密教僧としての側面が注目されるようになった現状を踏まえ、長楽寺の栄朝流台密を題材にその密教的側面に注目した検討を行っている<sup>(41)</sup>。氏は、特に了慧が上野国にとどまらず北関東や奥羽にも教線を拡大した画期であることを強調した。さらに、了慧から嗣法した了義、さらに了慧に嗣法した了一は全て「了」を通字としている。これらの僧は、普光庵を拠点とし台密を広めたと言えよう<sup>(42)</sup>。また、菊地氏が了義を常住僧でなかった可能性を指摘するように、普光庵僧も流動的であったと推測される。即ち、上述の僧侶らは普光庵を拠点としつつも、様々な寺院を往来していた<sup>(43)</sup>。

また、赤澤春彦氏が整理した中世末期以降の真言院の歴代住持を以下に掲げたい<sup>(44)</sup>。

義慶—義永—義忠—義豪—義春—栄尊—忠慶—尊慶  
赤澤氏は、真言院主が他寺と兼帯していた可能性を指摘するが、以下の記録から、その可能性を裏付けることができる。

〔史料2〕『千妙寺列祖伝』抄出<sup>(45)</sup>

第十三世遂業権僧正亮春 下野ノ人ナリ、初メ住スニ同郡粉河寺ニ、晩ニ主タラシムニ当寺ニ、且ツ兼ニ帯ス於上州世良田真言院ヲ、領ルコニ當寺ノ住職ヲ一十三年、天正<sup>レ</sup>卯十一月廿日寂、七十歳、

千妙寺13世の亮春の事歴に、真言院を兼帯していたことが記されているが、この亮春は「春」を通字としていることから、赤澤氏の整理による義春と同一人物と見てよいだろう。真言院主はこのように、他寺との兼帯をしていたことが分かる。

次に、残された典籍から真言院の談義活動について検討したい。小此木輝之氏は現在長楽寺に伝わる典籍が天明6年(1786)の大火以降に集積されたものであると、幾つかの事例をあげつつ推測する<sup>(46)</sup>。その他の聖教奥書などからも他寺院で書写されたものが多いことから首肯されよう。一方で、これらの典籍は真言院に関連するものが比較的多く一意図的

に真言院関連の聖教・典籍が収集されたと思われる一、当時の真言院の様子も垣間見ることができる。

〔史料3〕『蓮華院流灌頂私記』奥書<sup>(47)</sup>

(奥書) 右此抄者、上野州新田庄世良田山長楽寺真言院了恵和尚奉値御物語聴聞シテ日々記之、永和二年五月廿二日、常州東条庄小野郷慈雲山逢善寺無量寿院学頭開山覚叡法印注之、覚叡法印御帰之時、了恵和尚門送シテ三仏堂ノ庭ニテ御物語、(中略) 逢善寺覚叡末第ノ小僧円舜沙弥三十九歳之時、当流之源タル間、当院参上申、義永和尚大禅師御足下二為三来縁堪忍之時、此書従本当山二雖有之、(中略)

于岬天文九年庚子五月七日、生国常州東条庄寒田郷者也(俗名藤原壱岐、法名円舜大徳) 贈留後賢、共期仏恵、道漢・妙菊・円舜同証仏果、

真言院客殿灌頂道場西部屋テ書之、(後略)

上記の記載から、逢善寺開山覚叡が長楽寺了恵のもとで修学していた際に『蓮華院流灌頂私記』を書写したことが分かる。さらに、覚叡の弟子の円舜また長楽寺で修学の際に真言院の客殿において書写し、真言院へ寄進している。以上は、信太荘の中核寺院であった逢善寺と長楽寺が蓮華流を相承した寺院であることによる修学・聖教書写活動と評価され、顕教と密教の伝授が複層的に行われる一事例である<sup>(48)</sup>。また、上記の事例は真言院の談義機能と評価されよう。

(2)

また、真言院はその寺格の高さも際立っていた。それは、後述する『長楽寺永禄日記』が記された永禄年間など戦国期以降に顕著であった。それを示すものとして次の史料を確認したい。

〔史料4〕「後柏原天皇綸旨」<sup>(49)</sup>

(包紙ウハ書)  
「真言院住持房 右中弁資定」

上野国新田荘世良田山長楽寺別院真言院事、勅願所上者門徒中官位事、為住持可令下知候旨被聞食壘、弥専仏法興隆、宜奉祈 宝祚長久者、  
天氣如件、悉之以状、

永正十七年六月廿三日

右中弁(花押)

真言院住持房

本史料は、真言院を勅願所に認定する旨を定めたものである。先ず注目されることは、真言院が長楽寺の別院と認識されていることである。また、勅願所の認定について、戦国期に至り経済困窮から朝廷が自らの権威性を輸出し、地方と積極的な関係性を保持したことが指摘されている<sup>(50)</sup>。さらに、「門徒中官位事」について真言院住持にその取次の権限が付与されている。この「門徒中」については長楽寺全体を指していると先学では指摘されている<sup>(51)</sup>。勅願所と僧位僧官の認定<sup>(52)</sup>が連動しつつ戦国期に進んでいたことを示す一事例であるが、このことは真言院が長楽寺内だけにその影響力がとどまらなかったことを示しており、前述したように寺外の僧侶が住持を兼任していたことから裏付けられよう。なお、真言院における灌頂活動は、寛永14年(1637)霜月吉日付の「浄法寺以下末寺連署状」には「世良田山者、蓮華院一流之天下之本寺無其隠候、依之従毎年十月十三日大灌頂御座候処、及三十箇年令退転、諸末寺老若皆々未灌頂故、法流断絶嘆敷奉存候、」<sup>(53)</sup>とあることから、慶長12年頃より長楽寺—ここでは真言院であろう—において灌頂が実施されなくなっていたようだ。裏を返すならば、中世後期から戦国期において真言院の宗教活動は続いていたことになる。

次に、真言院の東国における影響力を示す事例を掲げたい。

〔史料5〕「長楽寺真言院尊慶書状」<sup>(54)</sup>

仙波中院門中足立三室吉祥寺令違背本寺、我侭仏法致執行事、法賊之至、不及是非条、台家諸寺以雷同、彼悪比丘令擯出候、然而仙波之事、関東天台之本山、殊 御上意御祈願所候間、諸法度之儀、彼寺専一二候、吉祥寺被達 上聞、御分國中御追放之儀尤候、依之当寺諸末寺連署相調令進覧候、此等之趣、急度御披露肝要候、恐惶謹言、

元龜二年辛巳八月四日

上州世良田山長楽寺真言院

尊慶(花押)

大道寺駿河守

上達

本史料は、川越市に位置する天台の古刹にして有力な談義所であった中院に残された一連の相論関係史料の1点である。相論とは、中院の末寺であった吉祥寺齋芸(元々中院の住持)が本寺の許可なく灌頂を実施したことを端緒に、永禄10年(1567)末から元龜2年(1571)にわたり行われたものであり、深大寺・清光院・泉福院・慈恩寺・正覚院といった関東の天台有力寺院からの度々の非難を受けていた<sup>(55)</sup>。そして、相論関係の最後の史料が【史料5】である。真言院住持の尊慶が当時川越城代であった大道寺政繁に宛てたものであり、吉祥寺住持の領国からの追放を報告するとともに、中院が「関東天台之本山」である旨を確認している<sup>(56)</sup>。ここで確認したいことは、東国の天台有力寺院を巻き込んだ一連の相論において、領国追放という最も重い処分を下したことを領主に報告したのが、真言院住持であったことである。真言院は、東国の天台有力寺院の中でもひときわ権威を有しており、確かな繋がりを持っていたことが窺えるだろう。その背景には、台密の重要な灌頂道場として、そして談義所として様々な典籍や人物が集積したことがあげられるだろう。

(3)

真言院についての検討がやや冗長となったが、次に『長楽寺永禄日記』に見える真言院の活動について検討したい。『長楽寺永禄日記』は、戦国期の長楽寺住持である賢甫義哲によって書かれた日記で、永禄8年(1565)1月～9月末までの分が残されている。これまで日記の記主についての検討や在地支配の検討などが進められてきた一方、宗教史の側面からの検討は多くはなかった<sup>(57)</sup>。以下に、真言院に関する記載を紹介しつつ、検討を加えていきたい。

〔史料6〕『長楽寺永禄日記』6月13日条<sup>(58)</sup>

早晨、(中略)四五日以前、真言院門徒高坂へ行、帰夕今井弥二郎押テトル、東善ト云出家、大正云出家兩人ナリ、泉蔵自分ニテ所望申處ニ、不帰間、愚ニ云程ニ、此方ヨリ瑞・助右衛門兩人遣、所望イタス、シケヲヒ・ワキサシ・鳥目・小畑景計、其外コサイヽヽヽノモノハカヘラス、一、木綿ス合・帷、一、ハウチョウ・悪銭百計・ハロ

ビ・マホリ・クタニベニツキノヤウナル者カヘシツル、昨十二日ニ使ヲ遣、則返也、其禮トシテ泉蔵坊来ツル、及暮今井弥二郎モ来、雲門ニテ酒ヲ三杯スメ返也、(後略)

登場する東善と大正という「真言院門徒」は真言院に出入りする僧か真言院末寺の僧侶と考えられよう。この2人は武蔵国高坂から戻る途中に、「川の領主」と位置づけられる今井弥二郎に拘束されてしまう。そのため、義哲が配下の瑞・助右衛門を派遣し、「コサイ〜ノモノ」を今井弥二郎に奪われるも、門徒を釈放させたという記事である。ここで注目されるのは、何故門徒が高坂へ向かったのかということであるが、高坂に存在した常安寺という談義所に向かっていたと想定される<sup>(59)</sup>。真言院門徒が近隣の談義所寺院へ赴いていたことを示す貴重な事例であるが、【史料6】は門徒が拘束されるという事件の発生により、義哲の日記に書き留められた。裏を返すならば、こうした門徒間の交流はより活発に行われていたと捉えるのが妥当であろう。

#### 【史料7】『長楽寺永禄日記』7月16日条

早晨、土地堂諷経、(中略)時ヲ能用、ヒルハ水ツケヲ汁器一用、麦之粉ニ抹茶ヲソヘ、真言院へ以瑞マイラス、然者カナサナヘ、深谷ニ移コスヘキ由承ホドニ、無用ト押ヘマイラス、(後略)

真言院主が金鑽と深谷へ向かうことを聞いた義哲がそれを抑止しようとする場面である。深谷は当時の真言院主の兼帯寺院があったと考えられており<sup>(60)</sup>、金鑽は武蔵国二宮であった大光普照寺のことを指している。大光普照寺は「金鑽談所」とも称された有力な談義所であり<sup>(61)</sup>、こうした近隣寺院へ真言院主が移動することを「無用」として義哲は抑止している。その原因について知るために、更に次の史料を認したい。

#### 【史料8】『長楽寺永禄日記』7月29日条

廿九、早晨計ナラン、大ノ月ナル程ニ焼餅之用、喫茶、丸右侘言ニ局ヘ文ヲコシツル、心得返事アルヘキトノ挨拶也、実城へ以義陽、院主金沢へ只今拘ヘニ附而、通用内儀入耳ツル、敵地ヘ之事ナル間、尤トハ不被申トノ思慮ナリキ、重テ申置事ニ、カノ地ナドハ敵ミカタキライナキ公界寺ナル

間、大途之シラベモアルマジキト、カタリヲキ帰、下線部を確認したい。義哲が由良成繁(=実城)へ使者を通じて、真言院主が金沢の称名寺へ内々に関係を持ち向かおうとしていることについて報告した。由良成繁が良いとは申しられないと考えての判断である。更に、義哲は、金沢称名寺は敵地であるため良いとは申し上げられないが、「敵ミカタキライナキ公界寺」であるため、後北条氏(=大途)による取り調べもないでしょうと語った場面である。このように隣国とはいえ距離のある金沢称名寺への移動は、敵国への移動であることから安全確保上問題があると考えられていた<sup>(62)</sup>。戦国期以降、東国でも国衆の支配領域間の交通も支障をきたすことがあった。例えば以下の事例は、その例証となろう。

#### 【史料9】『長楽寺永禄日記』7月17日条

十七、早晨、(中略)真言院武州へ同宿ヲコサシマスヲ、齋藤河端ニテヲサユルヲ、瑞ヲ遣則返也、(後略)

この史料も真言院に宿している者を武蔵国へ遣わしたものの、「河端」つまり利根川沿いにて齋藤弥左衛門に拘束されてしまった記事である。このように、境目における交通は常に危険を伴っていた。

話を【史料8】に戻したい。真言院主が向かおうとした称名寺は談義所ではないものの、金沢文庫に長楽寺で書写された聖教が残されているように<sup>(63)</sup>、学問寺の拠点の1つであった。この後、真言院主は金鑽(=大光普照寺)に立ち寄った後、同年8月18日に長楽寺に戻っている。

以上、『長楽寺永禄日記』の検討から明らかとなったことをまとめたい。第一に、談義所間の交流は、院主といった高僧同士の交流だけではなく、門徒同士の交流が見られたことである。特に、こうした門徒間の交流は記録に残らないものの、活発に行われていたことが推定される。第二に、金鑽・高坂・深谷など比較的近郊寺院との交流が目立つことである。戦国大名による領国化の過程において、多くの学僧・門徒が幅広い圏域を自由に移動できたとは考え難く、一定程度の地域圏での交流が行われていたと考えられる。こうした談義所間の交流は、中世後期—特に戦国期以降—において「限定性」も有

していたと想定される。

次章では、多くの学僧の往来が確認される東国内の談義所ネットワークが、どのようにして都鄙関係と接続していくのか。その画期について試論を示すこととしたい。

### 第3章 甲府での論義会と都鄙関係

#### 第1節 武田信玄による論義会の開催

(1)

元亀2年(1571)8月、織田信長は比叡山を攻撃し、その惣寺機構を壊滅に迫りやった<sup>(64)</sup>。近年、焼き討ちについては、根本中堂といった中心機構のみを焼き討ちしたなど、従来よりも消極的な評価がなされている<sup>(65)</sup>。とはいえ比叡山及び天台宗勢力が甚大な被害を受けたことには変わりない。結果として、軍事力も有していた比叡山の大家に限らず、学僧までも比叡山を追われることとなった。尾上寛仲氏によれば、施薬院全宗は京都へ、詮舜は芦浦観音寺へ、舜慶は仙波へ、そしてその他にも紀州・近江・安芸などへ逃れた学僧がいたという<sup>(66)</sup>。比叡山の学僧は、列島各地へ離散した。そうした中で、一部の学僧とその従僧らは甲府の武田信玄のもとへ逃れた。近年、戦国大名武田氏の宗教政策に関する検討も積み重ねられており、禅宗保護政策は知られているところではあるが、諸宗派保護の政策姿勢が明らかにされている<sup>(67)</sup>。天台宗に関しては、武田氏の祖である源義光が園城寺の新羅社(現新羅善神堂)の社前で元服したことから、武田信玄自身が園城寺穴太流に傾倒していたことも知られており、保護の姿勢を持っていた<sup>(68)</sup>。

武田信玄は、焼き討ちされた比叡山の再興を企図していたといい、以下のような言説も伝わっている。

〔史料10〕「日本邪蘇會年報」<sup>(69)</sup>

一五七三年四月二十日附、都発、パードレ・ルイス・フロイスより、パードレ・フランシスコ・カブラルに贈りし書翰(中略)信長は希望するが如く、都に來りて、之を焼却破滅するを得ざるべし、信玄の主たる目的、即ち口実は、來りて、信長が焼却破壊したる比叡の山の大学及び僧院、竝に坂本の山王を再建するにあり、彼等は神及び

仏の教うることに付き、全くその意見を異にせり、(後略)

武田信玄は上洛の大義名分として、織田信長が破壊した比叡山と日吉大社を再建することを掲げていたというのである。ルイス・フロイスによる証言であり、全てを事実と受け止めることはできないが、次に以下の史料を確認したい。

〔史料11〕「上杉謙信自筆覚書」<sup>(70)</sup>

覚

一、か様二林平右衛門尉方へ、兩人之従所、為申越候、乍去信長被當機<sup>二</sup>候者、此以條書申分用捨之事、

一、山門再興先納得候而、可然候、左様二候へば、信長畢竟山再興二成候間、信玄失手候者、都鄙之唱、又者信長きたう二も成可然歟之事、

一、浅井身上之儀も、是も先々義景被申成二尤候、左様二候者、信長家康分国被相静、其上信玄則時二、愚老信長家康申合可打断候、其以後者浅井者不及申、何方へ之信長存分も可相届候、此段可申分事、

右如何共、信長備堅固二候へかしと覚悟候而申候、於可當機二者、一切無用候、以上、

三月十九日 謙信

長與一殿

上杉謙信が織田政権などとの取次を担っていた長與一(景連)に向けて送った書状であり、元亀4年(1573)の発給に比定されている。2か条目には、武田信玄と敵対していた上杉謙信が、「山門再興について納得するのであれば、信玄の先手を打ち、信長が山門を再興すれば、信玄は手を失う」と信長に勧める内容である。裏返せば、武田信玄が山門再興を志向していたことが窺える。

(2)

このように比叡山焼き討ち以降、天台宗保護政策を積極的に進めようとしていた武田信玄は、甲府に逃れてきた正覚院豪盛、満蔵院亮信らとその従僧を保護した。比叡山から多くの学僧が逃れてきていたと推測される。武田信玄は元亀3年、甲府に逃れた比叡山僧と東国から集まった学僧300人を以て、「論

議之法席」「講論」（以下、一括して論義会と表記）を開催することとなる。本章では、主にこの論義会とその意義について試論を示すことを目的としている。

戦国大名が、多くの僧侶を集め法会や講論を実施することは珍しくはない。例えば、出雲国尼子氏が国中の天台・真言・禅僧合わせて1,100口を招集した供養の事例や<sup>(71)</sup>、徳川家康が天台・浄土・真言僧を中心とした御前論義を数多く実施していた事例<sup>(72)</sup>などが著名である。法会・講論の実施は、領国内の宗教統制政策や学問興隆を基調とした宗教政策を背景としており<sup>(73)</sup>、武田信玄が領国内に限らず、後述するように、東国から広く天台の学僧を集めた事実を鑑みるに、領国内に限らず広く天台宗の保護・統制政策という性格を持っていたと考えられる。

先ず、この論義会に触れた研究について確認する。辻善之助氏は、武田信玄に山門再興の意志があったことを論証し、甲府に避難した天台学僧らにも言及している<sup>(74)</sup>。また、尾上寛仲氏は、論義会について触れた上で、300人の学僧が東国から参集した事実から、談義所の所化の数の多さを指摘している<sup>(75)</sup>。芳澤元氏も、髭僧説話の東国伝播を示すなかでこの論義会について関説し、正覚院豪盛と満蔵院亮信が甲府に下向したことに言及している<sup>(76)</sup>。山口興順氏は、西上野東山道沿いに展開した談義所寺院を検討するなかで、そうした談義所寺院の寺紋が武田菱であることに注目し、論義会開催の背景に武田氏による天台寺院保護の可能性を示唆する<sup>(77)</sup>。以上の論者は、論義会の開催については触れているものの、詳細やその意義については触れていない。そこで、以下に論義会の実態と意義について示したい。

## 第2節 論義会の実態について

先ず指摘しておきたいことは、甲府での論義会に関する一次史料は未だ見つかっていないということである<sup>(78)</sup>。史料についても多くは南光坊天海の伝記類が中心であり、天海を賛美する内容も含まれているため、注意を要する。前述したように、甲府へ下った僧侶として正覚院豪盛と満蔵院亮信が知られているが、豪盛の下向については以下の史料から裏

付けられる。

### 〔史料12〕「古正覚院越前書状」<sup>(79)</sup>

一叡山古正覚院僧正様に、我等九歳より御奉公仕、叡山ほつらくの砌も、我等一人御供仕甲州迄罷下、御ろう人十三ヶ年之間被召仕申候、其上叡山御再興之時も御供仕罷上、色々様々に久御奉公仕候、然者我等せかれ竹松と申者、七歳より廿一迄御そはに被召仕、御せんとの御用にも罷立申候、金子杓枚樹下屋敷里坊、竹松に讓被下慥に讓狀御座候間、当正覚院へ両度まで相理申候へ共、何かと被仰、金子をも不被下、樹下坊をも無御渡候間、聞し召わけさせられ被仰付被下候は、忝可奉存候、以上、

慶長十六年十月廿四日

(古正覚院内)  
越前在判

竹松同

御奉行様

この史料は、正覚院に小さい時より仕えていた越前の証言であり、比叡山焼き討ち後に甲斐国へ豪盛が下向したことを裏付けるものである。また同時代史料ではないものの他の近世編纂史料<sup>(80)</sup>にも登場することから、論義会が実施されたと考える。そこで次に、この論義会を最も詳しく記した史料である天海の伝記を引用したい。

### 〔史料13〕『東叡開山慈眼大師傳記』<sup>(81)</sup>

(前略) 元龜二年嬰兵燹、而玉堂金社如山之壓卵、私痕而摩滅而已、加旗、満山之学徒或切害、或分散、①就中満蔵院亮信正覚院豪盛等引誘群僧、而到甲陽太守武田信之麾下、②信玄謂二老宿曰、我久要聞台宗深旨、然未果素願、今幸得退山徒偏是三寶之所賜乎、茲以衆僧且安法命而已、③乃鍾東関之所化三百口、以刷論議之法席、俊彩勝友、鱗次配抵、天海亦入此會也、于時位丁中臘、山門之衆悔東関之学徒、議曰、山上山末之能所、誠是優鉢之會也、為遣光輝於墨葉、兼不定問題、難題百箇内、只任闡之所由、以可定一題、果探得闡之一題、披之則隣虚細塵空不空也、④問者、立毗曇數家意不可空隣虚細塵之義、答者、於毗曇論所立、可有空極微之意云爾、講師亦依闡而、要勉之筵既定、衆僉戰々兢々、于時天海中講師之闡、

【表1】 論義会記載史料情報一覧

	参加僧の数	主な参加僧	開催場所	出典	備考
1	300口	満蔵院亮信、正覚院豪盛、天海	甲陽	東叡開山慈眼大師傳記	
2	あまた	正覚院豪盛、天海	甲陽	[慈恵] 慈眼両大師傳記	天海が豪盛より「恵心一流七箇三重の奥旨」を全て伝授されたと有。
3	あまた	正覚院豪盛、天海	甲陽	東叡山開山慈眼大師縁起	
4	300口	亮謙、豪盛	甲陽	千妙寺列祖伝	亮謙は豪盛より「恵心流七箇ノ奥蹟」を受ける。
5	記載無	天海	甲州	日光山列祖伝	天海が豪盛・覚怒より三昧耶戒を受戒した旨が記されるも覚怒の甲斐下向は誤り。
6	300口	正覚院豪盛、天海	甲府	本朝高僧伝	豪盛が「甲之善昌寺」に住したとするが、善昌寺は上野国の善昌寺であり、談義所として知られ、元龜3年時点で天海が修学していた。

\* 東叡開山慈眼大師傳記、東叡山開山慈眼大師縁起=『慈眼大師全集 上』(寛永寺、1916)、[慈恵] 慈眼両大師傳記=早稲田大学図書館蔵(請求番号：ハ04 02307 1-2)、千妙寺列祖伝=拙「(史料紹介) 早稲田大学図書館蔵『千妙寺列祖伝』」(『鎌倉遺文研究』54、2024)、日光山列祖伝=『栃木県史 史料編 中世3』(栃木県、1978)、本朝高僧伝=『大日本仏教全書 102』(仏書刊行会 1913)

想夫值此屈請、蓋護法神之所為乎、道德之美惡、衆議之猶豫、都在一座之變而已、誠夫可恐可慎、(後略)

内容は、以下のようなものである。元龜2年の焼き討ちにより、比叡山の学徒は殺害・分散を余儀なくされた。亮信と豪盛は比叡山の群僧を率いて甲府武田信玄の庇護下に来る(下線部①)。信玄は亮信・豪盛に対して、自身は天台の奥旨を聞きたいと思っていたが未だ果たせていなかったが、幸いのその機会が訪れたと言う(下線部②)。東国の所化300人を集め、論義会を開催し、天海もこの法会に参加した(下線部③)。この法会の性格についてであるが、下線部④から問と答を述べる僧侶、そして講師がいたことが記されており、問答を行う論義会であったことが分かる。省略以降の記載は、論義会における天海の活躍ぶりが主である。次に、諸史料に見える、論義会の参加者などについて【表1】を参照したい。

参加僧の数は300口が多く、名のあがる参加僧としても正覚院豪盛が概ね共通している。豪盛の参加については、恵心流の伝授を行ったことが共通記載の要因として挙げられよう。また、論義会開催時、天海は上野国善昌寺において修学していたことが知られる。論義会への招請は広範囲に行われとことが想定され、それを可能としたのは談義所のネットワークであったと想定される。とはいえ、論義会の開催場所も現在のところ不明である。論義会の実態

については今後も課題としたい。

### 第3節 論義会のインパクトについて

前述したように、戦国期以降談義所間の交流圏域が地域ごとに限られ、交流が制約されつつあった。こうした状況にあった東国の天台談義所の所化など学僧たちにとって、甲府での論義会は比叡山から逃れてきた中央の学僧らと交流する初めての一大イベントであったことは間違いない。先に結論を示すならば、〈中央—東国〉間における都鄙関係が活発化する画期として、この論義会を措定できると考えている。この点は、「はじめに」で触れた、織豊期に青蓮院門跡における都鄙関係が極めて活発化したという拙稿の主張と密接に関わっている。以下に、その点にも注意しつつ検討したい。

まず、論義会に参加した比叡山側の高僧に着目したい。亮信は、前述した通り比叡山出身の高僧であり、論義会に参加した後の動向が追えないものの、天正3年(1575)に天台の拠点寺院である千妙寺に入寺し、青蓮院門跡との都鄙関係を活発化させたほか、同12年以降には比叡山横川復興に務めている。また、論義会への参加が裏付けられないものの舜慶についても触れておく。先に確認した通り、比叡山の碩学の高僧である舜慶は、仙波に避難した後に月山寺へ住持として入寺する<sup>(82)</sup>。このように、比叡山出身の高僧が東国天台寺院へと進出した最大の契機

は比叡山焼き討ちであり、焼き討ち直後に比叡山僧と東国学僧が大規模に交流したのが甲府での論義会であったことを指摘したい。

舜慶は多くの聖教を比叡山から東国へ下向する時に運んでいたようである。次の史料を確認したい。

〔史料14〕青蓮院尊朝法親王書状『月山寺文書』<sup>(83)</sup>

山門跡及再興仏閣寺院之起立、雖応眼、本書抄物無之、論談法味蔵叶決擇之精題、忽暗然処、舜慶聖教繁多求得之由、無其隱候、幸西僧院旧住之由緒候所持之抄物等、於寄進者、一山之珠珠當院可為本意候、則衆徒中以連署申越候、必此度於送上者、尤可悦入候、来春者令登山万端馳走可然候、猶樂音坊可申候間、不能一二候也

九月十六日 (尊朝法親王)  
(花押)

月山寺法印

本史料の内容を確認したい。比叡山焼き討ち後青蓮院には典籍が無いと、尊朝は論談が実施できない状況を憂っている。ところが、舜慶は聖教を数多く集積しているとのことなので、比叡山への寄進を求めている。特に、鎌倉初期の浄土宗僧の幸西に関する典籍・聖教を寄進してほしいと、来春の上洛を求めている。こうした青蓮院門跡による依頼は、焼き討ち以前の比叡山時代に培われた関係に基づくと考えられ、亮信も含め比叡山焼き討ちによって東国に逃れた高僧が、比叡山高僧時代の関係を用いながら都鄙関係を活発化させたのである。

学問を通じた宗教的都鄙関係の活発化は、元龜2年の延暦寺焼き討ちを契機としたその復興事業の過程と連動した動きとして捉えることが可能である。これは、東国天台有力寺院が談義所でもあったことと亮信が比叡山復興事業に深く関わっていたことを前述したが、亮信とともに甲府に逃れた正覚院豪盛こそが比叡山復興事業において最も活発に活動した学僧として知られている。ここでその点について詳述することは叶わないが、長福寿寺による比叡山根本中堂造営のための木材供給<sup>(84)</sup>や吉田薬王院関係寺院への大乘戒壇院再興の奉加要請<sup>(85)</sup>など、東国の天台寺院への復興事業への奉加要請に豪盛が関与した前提に論義会での交流を想定することも可能であろう。

学問交流の変遷も以下のように考えられる。談義所ネットワーク内の一定範囲で行われていた学問交流も、中央から碩学の僧である亮信・舜慶が中核寺院や談義所で能化としても活動したこと、そして舜慶の事例に見られるように多くの聖教を東国に伝えたことは、都鄙間で新たな学問交流が果たされたと評価されよう。こうした都鄙に及ぶ学問交流は、近世初期の江戸幕府宗教政策の確定期まで続くと考えられるが、この点については今後の課題としたい。

### おわりに

先ず、本稿で主張したことを以下に掲げたい。

- ①談義所寺院にとって、談義は重要且つ比重の大きい寺院活動であるが、寺院が有する様々な活動の1つである。
- ②談義所や東国中核寺院の住持の交流範囲の多くは東国に限定されていた。また、談義所と考えられる上野国長楽寺真言院の活動を検討すると、近隣の寺院との交流が中心であった。
- ③比叡山焼き討ち翌年に甲府で実施された論義会は、比叡山学僧と東国談義所学僧が交流する一大イベントであり、都鄙関係活発化の画期と考える。以上、多分に推測を交えながら上記の3点を指摘した。本稿での主張点は、一定範囲での交流に留まっていた談義所ネットワークが、中近世移行期の都鄙関係活発化のなかで中央高僧を巻き込んだ広いネットワークへと変貌していく過程とその画期点として甲府での論義会を措定した、ということである。中世後期—特に戦国期—は認識上では「つながりうる世界」であっても、活発な往来が都鄙でなされる環境ではなかったと想定される。従来、戦国期以降の都鄙関係活発化については、その主体である中央本寺を軸に考えられてきた。一方で、地方の地域寺院を軸に考えた際、どのように都鄙関係へ接続していくのかという点に着目したのが本稿である。

「はじめに」で示した醍醐寺や修験道の都鄙関係活発化の目的は、主に経済基盤の獲得にあった。それは応仁・文明の乱以降の寺領不知行が主な原因であった。一方で、筆者が検討した青蓮院門跡の事例(拙稿)や本稿で見た天台談義所の事例を鑑みるに、

天台寺院の多くは比叡山焼き討ちを画期と捉えるべきである。

拙稿では、前述の通り青蓮院門跡における都鄙関係の画期を、尊鎮期の天文年間と尊朝期の天正年間にあると指摘した。前者の要因は地方寺院の荒廃であり、後者の要因に比叡山焼き討ちを求めた。東国に展開した談義所の多くが天台系であり、青蓮院門跡と共通の法流を相承していたことが大きく関係するが、東国談義所も比叡山焼き討ち後の復興事業に巻き込まれていく。それは、学問復興でもあり比叡山堂舎などの復興でもあった。こうした都鄙関係の活発化の起点に、武田信玄による論義会を措定したい。

一方で、談義所は近世に至ると、江戸幕府により檀林寺という形で制度化されていく。こうした制度化の過程については、個々の寺院や寺僧を検討することが求められるが、中近世移行期における宗教勢力の動態については検討課題が多い。本稿で触れた東国の天台談義所寺院が、活発化した都鄙関係によりどのような影響を受けたのかについて考察することで、より本稿の主張が明白になると考えるが、いずれも今後の課題である。

\*本稿は、2025年8月31日に群馬県立女子大学において実施された民衆思想研究会第99回大会で報告したものを基としているが、当日報告した内容を大きく変更していることを付記する。

註

- (1) 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」(同『日本の中世国家と宗教』岩波書店、1975、初出1965)。
- (2) 大石雅章「寺院と中世社会」(同『日本中世社会と寺院』清文堂出版、2004、初出1994)。
- (3) 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」(同『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000、初出1992)。
- (4) 湯浅治久『戦国仏教—中世社会と日蓮宗』(吉川弘文館、2020、初刊2009)。なお、湯浅氏は顕密寺院も戦国期以降に在地性を獲得し、社会的機能を果たすようになることを以て、戦国仏教と評価されるとしている。また、戦国期以降の修験道に関しても戦国仏教と評価できるとした近藤祐介氏の研究も挙げられる。(同「修験道から見た戦国仏教」『歴史評論』863、2022)。
- (5) 西尾知己「中世後期顕密寺社の構成と機能」(同

- 『室町期顕密寺院の研究』吉川弘文館、2017、初出2016)。
- (6) 藤井雅子「醍醐寺僧と地方住僧」(同『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、2008)。
- (7) 近藤祐介「十五～十七世紀における門跡寺院と地域社会」(『歴史学研究』976、2018)。
- (8) 相馬和将「中世後期における門跡寺院と東国の寺院・僧侶」(『歴史学研究』1067、2025)。
- (9) 拙「中近世移行期における寺院間都鄙関係の変遷—青蓮院門跡を題材に—」(『日本史攷究』49、2025)。
- (10) 石田浩子「室町期における「都鄙」間交流—寺院社会から考える—」(『人民の歴史学』182、2009)。
- (11) 以上の点については、曾根原理「近世国家と仏教」(『新アジア仏教史十三 日本Ⅲ 民衆仏教の定着』佼成会出版、2010)。
- (12) 以上までが、上島亨「日本中世の宗教史」(吉田一彦・上島亨編『日本宗教史Ⅰ 日本宗教史を問う直す』吉川弘文館、2020)。
- (13) 山口興順「関東における天台談義所の一側面」(『印度学仏教学研究』49第2巻、2001)。
- (14) 作図にあたっては、内山純子『中世常陸国天台宗の高僧の足跡』(茨城県郷土文化顕彰会、1996)、村田頼田「関東の天台談義所」(多田厚隆先生頌寿記念論集刊行会編『多田厚隆先生頌寿記念 天台教学の研究』山喜房佛書林、1990)を参照した。また河川交通については、相馬前掲注8論文など多くの先行研究で指摘されている。
- (15) 渡辺麻里子「尊舜の学系について」(『天台学報』44、2001)。
- (16) 藤平寛田「日光天海藏『法華玄義抄』と関東天台」(『天台学報』39、1997)、渡辺麻里子「『鷲林拾葉抄』と『輟塵抄』—関東天台の学僧における学問の形成—」(『印度学仏教学研究』52、2004)、渡辺麻里子「経典の注釈—談義所における学問の継承と再生産—」(『日本文学』54巻3、2005)など。
- (17) 宇高良哲「中世の川越仙波談義所について」(『天台学報』32、1990)、山口興順「武蔵国金鎖談所について」(『天台学報』41、1998)、山口興順「上野国渋川談所について」(『天台学報』42、1999)など。
- (18) 成菩提院を検討事例とした理由は、東国における残存史料が少ないことが要因である。成菩提院の事例をただちに東国の談義所寺院に敷衍することはできないが、成菩提院は堅義を行うことのできる寺院であり(他には比叡山三塔・上総国長福寿寺がある)、東国の談義所で研鑽を積んだ学僧が訪れることも少なくなかった。談義所と呼ばれた寺院の構造を考えるうえで、検討対象として有効であると考えられる。
- (19) 『年中雑々』の性格については、尾上寛仲「天台学問寺に見られる法度・条制—成菩提院文書より—」(同『日本天台史の研究』山喜房佛諸、2014、初出1975)、湯浅治久「第二部 二、中世文書」(成菩提院史料研究会編『天台談義所 成菩提院の歴史』法蔵館、2018)に詳しい。
- (20) 湯浅治久「〈史料紹介〉成菩提院所蔵「年中日記」ほかの帳簿類」(『平成6～8年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書 中世・近世地方寺社史

- 料の収集と史料学的研究』、1998)。
- (21) 相馬前掲注8論文。
  - (22) 談義所の構造として、同様の指摘は尾上寛仲「談義所と天台教学の流伝」(同『日本天台宗史の研究』前掲注19、初出1961)にある。
  - (23) 湯浅治久「中世東国の「都市的な場」と宗教」(同『中世東国の地域社会史』岩田書院、2005、初出1995)。
  - (24) 相馬前掲注8論文。
  - (25) 成菩提院における、在地の外護者(侍層など)との関係については、湯浅治久「戦国期「荘園制」の収取構造と侍・村落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』93、2002)を参照。
  - (26) 以下、千妙寺の概説については『関城町史 通史編上巻』第六章第二節(関城町、1987、市村高男氏執筆)などを参照のこと。
  - (27) 尾上寛仲「談義所と天台教学の流伝」(同『日本天台史の研究』前掲注19、初出1961)。
  - (28) 吉田一徳「関東に於ける天台談所の業績(上)一特に月山寺談所・仙波仏蔵院談所について」(『歴史地理』90第1号、1961)。
  - (29) 内山純子「五 黒子千妙寺一談所としての活動に注目して」(同『談義所から檀林寺へー関東天台宗教団の推移ー』青史出版、2022)。
  - (30) 永井義憲「解題」(『法華経鷲林拾葉鈔 四』臨川書店、1991)。
  - (31) 『法華轍塵抄』奥書(叡山文庫調査会編『叡山文庫天海蔵識語集成』2000)。
  - (32) 尾上前掲注27論文。
  - (33) 宇高良哲「江戸時代の天台宗檀林寺院の変遷」(同『南光坊天海の研究』青史出版、2012)。
  - (34) 千葉照典「関東天台壇林世代の相互交流について」(『天台学報』8、1967)。
  - (35) 拙「(史料紹介)早稲田大学図書館蔵『千妙寺列祖伝』」(『鎌倉遺文研究』54、2024)。史料の性格についても拙史料紹介を参照。
  - (36) 東京大学史料編纂所蔵謄写本(請求番号:2016.114)。
  - (37) 日光天海蔵に伝わる『嘱累義案立 経中経末』は仙波仏地坊の勝海が撰述したものであるが、奥書に「文明十一年 尊栄写」とあり(渋谷亮泰編『昭和現存天台書籍総合目録』法蔵館、1978)、東国での書写活動が想定される。尊栄の教学活動については、奥書に尊栄の書写・執筆事例を見出すことができるが、その交流圏域を明らかにすることは難しい。
  - (38) 正教蔵に伝わる『妙行心要集』の奥書には「文明十八年、以仙波恵淳本 光順写」とあり(『昭和現存天台書籍総合目録』前掲注37)、光順が仙波談義所の『妙行心要集』を書写した旨が記されており、東国で活動していたと推測される。
  - (39) 詳細については、「二 天台宗の東漸と台密長楽寺」『尾島町誌 通史編 上巻』第七章(尾島町、1995、小此木輝之氏執筆)を参照。
  - (40) これまで、普光庵と真言院の関係について、同一のものとする見方もされていたが(尾崎喜左雄「法照禅師月船琛海塔所普光庵跡」『上野国長楽寺の研究』尾崎先生著書刊行会、1984)、厳密には異なると筆者は考える。また、「世良田山長楽寺普光庵真言院」(文安5年11月『離作業灌頂私記』『史料纂集 長楽寺文書』続群書類従完成会、1997)という表記が、中世後期には「長楽寺真言院」(天文4年『十八道談義聞書』『昭和現存天台書籍総合目録』前掲注37)へと変化していくことから、中世後期には真言院の独立性が強まっていったと推測される。
  - (41) 菊地大樹「円爾系の印信から見る禅と密」(榎本涉ほか編『中世禅の知』臨川書店、2021)。
  - (42) 例えば、「御本云、永徳辛酉九月二日、於上野州新田庄世良田山長楽寺普光庵、雖恐後見、為合法久住、類聚耳、比丘了義記之、」(『灌頂持誦秘録』五大尊惣合行許可秘印明奥書『史料纂集 長楽寺文書』聖教奥書・賛・銘6号、前掲注40)、のように、台密嗣法の拠点が普光庵であったことが窺える。
  - (43) 真言院の法流を通じた関係については、小此木輝之「台密榮朝流のひろがり」(同『中世寺院と関東武士』青史出版、2002、初出1978)などに詳しい。
  - (44) 赤澤春彦「戦国期長楽寺と寺僧」(『史料纂集 長楽寺永禄日記』続群書類従完成会、2003)。
  - (45) 拙前掲注35史料紹介。
  - (46) 小此木輝之「解題」(『史料纂集 長楽寺文書』前掲注40)。
  - (47) 『長楽寺文書』(聖教奥書・賛・銘13号、前掲注40)。
  - (48) 例えば、『溪嵐拾葉集』奥書(叡山文庫真如蔵)には「永享十年三月廿八日、於世良田長楽寺真言院書之云々、」(『群馬県史 資料編7 中世3』群馬県、1986)とあるように、真言院には典籍も集積されていたと考える。
  - (49) 『長楽寺文書』(中世古文書第117号、前掲注40)。
  - (50) 伊藤克己「戦国期の寺院・教団と天皇勅許の資格・称号一紫衣・勅願寺の効果について」(『歴史評論』512、1992)。
  - (51) 小此木輝之「長楽寺の草創と開山僧榮朝」(前掲注43書籍、初出1973)。
  - (52) 顕密寺院における僧位僧官の任命については、小笠原隆一「中世後期の僧位僧官に関する覚書」(『寺院史研究』4、1994)を参照。
  - (53) 『長楽寺文書』(近世古文書第12号、前掲注40)。
  - (54) 『仏地院文書』(第2647号、『群馬県史 資料編7 中世3』前掲注48)。
  - (55) なお、本相論に注目した研究として、宇高良哲「天台宗」(同『徳川家康と関東仏教教団』東洋文化出版、1987)、曾根原理「関東天台諸寺と日光山」(同『徳川家康神格化への道一中世天台思想の展開一』吉川弘文館、1996、初出1992)などがあげられる。
  - (56) この点に関して、相馬氏は本相論や他の相論を踏まえて、東国天台寺院における「東叡山」と寺院秩序の関係を検討している(相馬前掲注8論文)。
  - (57) 築瀬大輔「『長楽寺永禄日記』(賢甫義哲)一関東平野の原風景を読み解く一」(松園斉・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、2017)や近藤聖弥「『長楽寺永禄日記』における記主の視点」(『群馬歴史民俗』43、2022)などを参照。
  - (58) 峰岸純夫編『史料纂集 長楽寺永禄日記』(前掲注44)。なお、以降の『長楽寺永禄日記』の引用も同様である。
  - (59) 叡山文庫所蔵『宗要安芸菩薩部上』の奥書(天正16

- 年8月25日書写)には「武州於高坂書写之」とあり(『日本歴史地名大系』「高坂郷」)、高坂に談義所が存在したことが想定される。『長楽寺永祿日記』3月9日条には「常安寺自千妙寺来、彼口之雑談也、酒ヲ進歸マイラス、」と記されており、『史料纂集 長楽寺永祿日記』では常安寺を前橋市の寺院と比定しているが、前橋には所在しておらず(高崎に所在)、根拠も不明瞭であることから、常安寺を高坂に所在する天台宗寺院に措定する方が妥当であろう(蛭間健吾氏のご教示による)。
- (60) 赤澤前掲注44論文。
- (61) 金鑽談義所については、山口興順「武蔵国金鑽談所について」(前掲注17)などを参照。
- (62) 齋藤慎一『中世を道から読む』(講談社、2010)などを参照。
- (63) 「蘇悉地血脈」(『金沢文庫文書 第10輯』(金沢文庫、1956))。
- (64) 下坂守「むすびにかえて一本寺・末寺関係に見る寺院社会の広がり」(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、2001)。
- (65) 河内将芳「山門延暦寺焼討再考序説」(同『中世京都の年と宗教』思文閣出版、2006、初出2005)。
- (66) 尾上寛伸「比叡山再興と地方寺院—天正～慶長年間を中心として—」(同『日本天台史の研究』前掲注19、初出1982)。
- (67) 奥野高広『人物叢書 武田信玄』(吉川弘文館、1959)など。
- (68) 柴辻俊六「本山系大寺院外交」(同『戦国期武田氏領の形成』校倉書房、2007、初出2003)。
- (69) 「日本邪蘇會年報」『大日本史料 第十編之八』(東京大学史料編纂所、1970)。
- (70) 『保坂潤治氏所蔵文書』(『上越市史 別編一 上杉氏文書集一』第1142号、上越市、2003)。この史料は、『上越市史 別編一 上杉氏文書集一』において上杉謙信直筆とされている。
- (71) 上嶋康裕「戦国期の中央—地方の法秩序—鱒淵寺・清水寺座次相論を中心の一」(『年報中世史研究』38、2013)。
- (72) 宇高良哲「南光坊天海と徳川家康」(同『南光坊天海の研究』青史出版、2012、初出2002)、曾根原理「徳川家康と天台論義」同『徳川家康神格化への道—中世天台思想の展開—』(吉川弘文館、1996)。
- (73) 林晃弘「近世的な政教関係の形成」(上野大輔・小林准士編『日本近世史を見通す六 宗教・思想・文化』吉川弘文館、2023)。
- (74) 辻善之助『日本仏教史 近世篇之一』(岩波書店、1960)。
- (75) 尾上寛伸「中古天台に於ける談義所」(同『日本天台史の研究』前掲注19、初出1940)。
- (76) 芳澤元「髻僧にみる中世東国と宗教—通世僧集団と関東天台談義所の交流網—」(菊地大樹・近藤祐介『寺社と社会の接点—中世の東国から探る—』高志書院、2021)。なお、既に相馬氏によって指摘されているが、芳澤氏が当時青蓮院を代行していた曼殊院覚怨も甲府へ下向したとしていることは誤りである(相馬和将「中世末期の山門派門跡と延暦寺復興」科研成果報告シンポジウム「中近世門跡論の可能性を探る」報告レジュメ、2024)。
- (77) 山口興順「西上州の天台学問寺について」(『天台学報』47、2004)。
- (78) このことについては、山口興順氏も指摘するところである(山口前掲注77論文)。
- (79) 『本光国師日記 一』(『第日本仏教全書 第138巻』(名著普及会、1982))。
- (80) 拙前掲注35史料紹介。
- (81) 『慈眼大師全集 上』(寛永寺、1916)。
- (82) 舜慶については、曾根原理「舜慶の研究」(『東北大学附属図書館研究年報』27、1994)を参照。なお、舜慶が仙波に避難した後に月山寺に移るまでの軌跡は明らかでない。
- (83) 曾根原前掲注55論文。
- (84) (天正17年カ)4月23日付「青蓮院門主尊朝法親王書状」(『長福寿寺文書』『千葉県史料 中世篇 中世篇諸家文書』千葉県、1962)。
- (85) (天正12年以降)5月18日付「山門執行代乗倭書状写」(『吉田薬王院文書』第98号、『茨城県史料 中世編II』茨城県、1974)。

## 関東藩領の地域性と領民意識

—— 城付領・飛地領における越訴を視点に ——

小 嶋 圭

### はじめに

関東の譜代藩は、分散的な所領配置と度重なる転封により、藩権力の脆弱性が強調され、藩領全域にわたる一円的な支配の実現は困難であるとされてきた<sup>(1)</sup>。その藩領は、ある程度一円的な支配が貫徹する城付領に加え、飛地領によって構成される点に特質がある。飛地領は、出張陣屋に置かれた役所により、あるいは代官の廻村により支配されるため、独自の藩政が貫徹し難いとされる<sup>(2)</sup>。限られた家臣団で分散した所領を支配することは難しく、藩庁役所を構える城付領と飛地領では、自ずと組織や制度に落差があった。本稿は、このような特質を持つ関東譜代藩において、藩領の地域性を踏まえた藩権力と領民の関係を明らかにするものである。

「藩」研究は現在、地域社会や諸社会集団を藩の構成要素と位置づけ、職制に限らず領民や地域社会を統合的に把握することが目指されている<sup>(3)</sup>。これらの研究では、大名領国が形成される規模の、一円的な所領を持つ藩が研究の対象とされる傾向がある。それゆえ、藩領の地域構造というと、領国規模の広域的な所領の内実が問われ、地方知行制との関連が重要な視点であった<sup>(4)</sup>。

また、松代藩を対象とした藩地域論では、〈領主—領民〉関係をはじめとした諸社会関係の実態の解明を中核的なテーマに据え、特に訴訟を視点に分析が積み重ねられている<sup>(5)</sup>。公事出入、争論の訴訟・裁判の実態から、〈領主—領民〉関係の特質<sup>(6)</sup>が明示され、藩権力と領民の相克<sup>(7)</sup>が丁寧に検証されている。

こうした成果に学びながら、関東譜代藩の地域構造を追究する場合、分散的な所領、すなわち城付領と飛地領のそれぞれにおける〈領主—領民〉関係の特質を明らかにする必要があるだろう<sup>(8)</sup>。

関東地域は、18世紀半ばより、幕領・藩領といった個別の支配領域を超えた広域闘争が展開された地域である<sup>(9)</sup>。藩権力の脆弱性に加えて、幕領・私領の入り交じる支配の錯綜地域であるがゆえに、これらの民衆運動の基層には合法・非合法の多様な訴願が展開されていた<sup>(10)</sup>。本稿で分析の対象とする上野国安中藩では、非合法的訴訟とも呼ばれる越訴の展開が藩政上の課題として浮上している。

駕籠訴・駆込訴などの越訴は、藩役所など直接の支配を越えて、上位権力に対して訴願するものである。その訴訟形態は、合法的ではないものの処罰は軽微であり、公的支配を標榜する以上、幕藩権力は民衆の直接の訴願を否定できなかったとされる<sup>(11)</sup>。百姓訴訟法では、このように限定的に直訴が容認されながら、原則として御料・私領それぞれの内部で訴訟を処理することが幕府の方針とされた<sup>(12)</sup>。

大平祐一氏は、これを紛争の「内部処理の原則」と位置づけ、越訴を誘引する背景として指摘している。藩領では、藩当局が「内部処理の原則」にこだわり、領民の幕府への出訴を厳しく抑制する一方、領内での処理に納得できない人々が越訴を繰り返し、幕府に救済を求めたとする<sup>(13)</sup>。さらに、安中藩の飛地領である下総国匝瑳郡太田村の駕籠訴を分析し、越訴の実行が、より実質的な藩の審理を実現させたとして、これを越訴の機能と指摘している<sup>(14)</sup>。

以上の研究から、越訴の機能や歴史的な位置づけ、社会問題化する背景が明示された。一方で、飛地領における越訴の取扱いや領民の動向が、城付領にそのまま当てはまるのかは疑問が残る。藩領においては、その「内部処理」の在り方が越訴の展開をどのように左右したのかについて、より詳細な分析が必要であると考えられる。近世社会における越訴の位置づけを踏まえつつ、関東の藩領では支配構造の地域性に踏み込んだ分析が求められるのである。

そこで、本稿では、越訴の事例分析をとおして、関東藩領における〈領主—領民〉関係の地域差を追究する。越訴は、領民の藩権力に対する認識が如実に表れる事象であり、城付領・飛地領それぞれの事例を集積して分析を試みる。

分析は、幕閣大名を輩出する関東譜代藩のうち、上野国安中藩を対象とする。先に述べたように、第二次板倉家の安中藩では、飛地領において著名な駕籠訴が発生しており、藩領における越訴の展開を分析する条件に適している。

安中藩は、関東北西に位置する3万石の譜代小藩である。大名家は井伊家・水野家・堀田家・板倉家・内藤家と入れ替わり、寛延2年(1749)に、板倉家が再入封(第二次板倉家)して、領地が固まり廃藩を迎える。頻繁に大名家が入替わり、典型的な譜代転封藩であったことから史料上の制約があり、在地史料にも目配りして越訴事例を集積する。

本稿では、越訴がみられるようになる第二次板倉家時代を主に分析する<sup>(15)</sup>。第二次板倉家の安中藩は、城付領42か村(1万5千石)に対し、飛地領として下総国23か村(1万5千石)を拝領し、表高3万石という所領配置であった。小規模の城付領と同等の規模の飛地領を持つ特徴的な所領配置関東藩領において、それぞれの支配の実態に留意しながら、越訴の事例分析を行う。

## 1 安中藩領における越訴の発生状況

### (1) 安中藩の在地支配体制の概況

駕籠訴・馱込訴等の越訴は、所定の手続きに従わずに公的機関に出訴する訴願行為である。民衆が訴願する場合、「内部処理の原則」に基づいて支配役

所へ訴願を行う必要があった。その際に、村役人の奥印が必要とされ(名主奥印制)、さらに幕府奉行所などの上級機関へ出訴する際には、支配役所からの添翰(添状)が必要であった<sup>(16)</sup>。民衆が訴願によりしかるべき機関に願意を届けるには、村役人や支配役所の了解を得る必要があり、これが訴願の抑圧となった。藩によっては名主奥印制を弾力的に運用した事例も見つかっているが、現実的には訴願が認められる範囲は限定的であり、こうした実情が越訴を引き起こす強固な基盤となったとされる<sup>(17)</sup>。したがって、藩領において越訴の分析を行う場合、前提となる藩の法制と支配体制を確認しなければならないだろう。

まず、安中藩城付領の支配体制の概況を整理する。寛延2年に板倉勝清が入封して以降の安中藩は、郡奉行3名、代官4名が在地支配を担当した。安中城を拠点とした藩庁役所は「安中役所」と呼ばれ、城付領村々から願書や届が提出される。

また、安中藩においては、藩政前期頃から、城下町に隣接する4か村(上野尻村・下野尻村・谷津村・常木村)が、陣屋元村のような御用請負機能を持っていた。この4か村は「城下四ヶ村」と史料に表記され、郡奉行・代官の廻村時の人馬の持ち出しや廻状の触れ継ぎなどを担った<sup>(18)</sup>。

城下四か村は、18世紀末頃から「頭村」と呼ばれた。城付領42か村を4組合に分け、頭村を組合村の親村として、これを基点に組合村支配が行われたとされている<sup>(19)</sup>。頭村制度と呼ばれるこの支配体制では、頭村である城下四か村が、それまでの御用請負機能を引き継ぎ、廻状の触れ出し、年貢諸役の通知や納入の世話、人夫の割当や調達、払い米の世話・訴訟の仲介などを担っていた<sup>(20)</sup>。

明和4年(1767)10月、藩主勝清は下総国匝瑳・香取・海上の三郡内にて23か村1万5千石の飛地領を拝領した。飛地領の支配のため、江戸藩邸に「下総御領知重掛り」という家老格の重役と、飛地領の民政・農政を管轄する「郡方役人」が置かれた。明和5年には太田村に陣屋を設けて支配の拠点としている。太田陣屋には、代官2人、代官見習2人と数名の同心が常駐し、江戸藩邸の指示を受けて飛地領

支配にあたった<sup>(21)</sup>。江戸藩邸は「郡方役所」、太田陣屋は「太田役所」と、願書・届等に表記される。

安中藩下総領は、陣屋元村である太田村が支配の拠点となったようである。しかしながら、大平氏が明らかにしたように<sup>(22)</sup>、太田村では深刻な越訴事件が発生している。不安定な下総領支配への対応として、元治元年（1864）2月になると、飛地領より5名の者が「取締之者」（士分格）に取り立てられ、「頭村」（陣屋元村）である太田村を除く22か村を4組合に分けて支配する体制が敷かれるようになるものの<sup>(23)</sup>、藩の対応はその場しのぎの感が否めない。

## (2) 安中藩領における訴願手続き

安中藩城付領では、寛延3年（1750）に発せられた村政の基本法令により、名主奥印制による訴願手続きが規定されている（寛延3年88か条定<sup>(24)</sup>）。村からの訴願は、村役人を介して安中役所へ提出されるという訴願経路により行われたのである。

天明元年（1781）7月の藩法令<sup>(25)</sup>では、村役人が村民の訴願を取り上げない場合、あるいは村役人を相手取った訴訟において、頭村の村役人へ願書を提出することを容認している。これは、基本的な訴願経路である「村役人—安中役所」方式で訴願が実現されない事案に対応したものである。

寛政2年（1790）には、城付領において目安箱が設置された<sup>(26)</sup>。目安箱の設置は、直訴を合法的に許容する政策である。頭村村役人への訴願経路に加え、目安箱への直訴という訴願手段を用意することで、領民の訴願要求を解消しようとする意図がうかがえる。箱訴が行われた際の取扱いは、頭村や近隣村役人、寺社が取扱人となり内済の働きかけがなされる。内済の調整が済むと、箱訴の願下げの願書が安中役所に提出される。その際には、頭村をはじめとする取扱人の奥印がなされる<sup>(27)</sup>。

以上、城付領の訴願手続きは、頭村村役人への訴願、目安箱への箱訴という訴願の経路が用意されていた。村役人の押印のみに依拠するのではなく、訴願を受け入れるいくつかの経路を設けることで、領民の訴願要求の受皿を用意したものとみられる。

一方、飛地領支配では、下総領村々が訴願する場

合、村役人を介して太田役所に願書を提出する名主奥印制であった。ところが、城付領における法制が飛地領にそのまま反映されてはいないようで、城付領にみられる弾力的な訴願法制は管見の限り確認できない。

飛地領支配に特徴的な訴願手続きに、江戸藩邸の郡方役所への訴願が常態化していたことが挙げられる。下総領では、検見願等の農政に関わる願書が、基本的に郡方役所へ宛てて提出されているのである。例えば、寛政3年（1791）の太田役所から郡方役所へ宛てた御用状の案詞には、8月14日の嵐による風害を受けて、萬歳村・夏目村・八重徳村・入野村の4か村が検見願を提出した経緯が記されている。「依之右四ヶ村一紙願書差出申候ニ付、為惣代御兩人出府申付候間、則願書老通御用状ニ差添、右之者共江相渡し申候<sup>(28)</sup>」とある。検見願が提出されると、太田役所の代官が出府を指示し、御用状に願書を添えて江戸藩邸まで持参させているのである。

太田陣屋の代官見習が所有した勤務手引き<sup>(29)</sup>では、下総領における田方の植付届や検見願は、村々から太田役所に提出後、郡方役所（江戸藩邸）に報告され検見廻村を実施する手順が規定されている。

以上、安中藩では、江戸藩邸の郡方役所が下総領支配にかかる民政・農政の決裁権を有していた。したがって、下総領においては江戸藩邸への合法的な訴願が、必要に応じて行われたのである。

## (3) 安中藩領における越訴とその傾向

以上の安中藩の在支配体制及び法制を踏まえ、越訴の発生状況を分析する。

【表1】は、安中藩領における越訴事例を一覧化したものである。藩領支配に関わる記録、在地史料から越訴に関わる記述を網羅的に抽出した。史料的な制約があり、悉皆的に史料が確認できたわけではないことを断っておく必要がある。時期的、空間的にも集められた事例は全体の一部に過ぎず、実際にはより多くの越訴が展開されていたと考えられる。

ここでは、本表から、安中藩領における越訴の発生状況の大まかな傾向を読み取っていく。なお、表中〈No.1〉の事例以外は、藩主板倉勝清以降の第二

【表1】「安中藩領における越訴一覧」

No.	年(和暦)年(西歴)	城付領	飛地領	区分	訴願先	訴人	概要	出展
1	享保12年(1727)	○		差越願	(江戸)	城付領21か村	困窮により領内21か村が年貢減免を訴えた。代表が直訴をしようと江戸に向かったところ、藩の命を受けた城下四か村に止められたため、未遂に終わった。	* 1
2	明和元年(1764)	○		差越訴	江戸上屋敷	五料村百姓瀬平	詳細不明。百姓瀬平が江戸屋敷まで差越願を敢行。	* 2
3	明和5年(1769)	○		差越訴	江戸上屋敷	中後閑村五右衛門	江戸屋敷御門へ奉公願。差越訴のため急度叱。	* 3
4	明和5年(1769)	○		差越訴	江戸上屋敷	古屋村源三郎下男市助	江戸屋敷御門へ奉公願。差越訴のため急度叱。	* 3
—	明和5年(1769)	○		藩法令(差越訴の抑制)				
—	天明元年(1781)	○		藩法令(訴願手続に頭村村役人を位置づける)				
5	天明3年(1783)	○		百姓一揆	安中城	領内村々	浅間山砂降後の窮状を訴え、領民が安中城の東・西・町口の門前に結集し、城を包囲した。	* 4
—	寛政2年(1790)	○		目安箱設置				
6	享和3年(1803)	○		駆込訴	江戸上屋敷	五料村百姓文六	酔狂により名主宅で暴れた末に出奔した末、帰住願のため江戸上屋敷へ駆込願を行った。	* 5
7	文化6年(1809)		○	駆込訴	江戸上屋敷	太田村善兵衛組惣代	名主善兵衛の不正を訴えるため、江戸上屋敷へ直訴。	* 6
8	文化6年(1809)		○	駆込訴	江戸上屋敷	太田村善兵衛組惣代	名主3人の不正を訴えるため、江戸上屋敷へ直訴。	* 6
9	文化7年(1810)		○	駕籠訴	老中	太田村百姓惣代	上記訴訟の訴人が入牢となり、他百姓らが駕籠訴を敢行。	* 6
10	文化8年(1811)		○	駕籠訴	大目付	太田村小前惣代	太田村名主5人との出入中であった小前惣代7人が駕籠訴を敢行した。	* 7
11	天保12年(1841)	○		差越訴	幕府目付	碓氷関所定附同心	安中藩関所役人(番頭・平番)と関所定附同心の係争。同心が幕府目付に訴願したことが、差越訴とされた。	* 8
12	天保14年(1843)		○	駕籠訴		春海村百姓四郎兵衛	元名主死失跡、借財方につき訴訟。	* 9
13	弘化2年(1845)		○	門訴	江戸上屋敷	琴田村百姓66人	凶作等による種籾願が、門訴に発展した。	* 9
14	嘉永4年(1851)	○		差越訴	江戸上屋敷	安中宿小前惣代	宿場に隣接村々の附通に対して、安中宿子映え惣代が江戸上屋敷に敷願。問屋内蔵助に道中で行き会い、差し止められたため未遂に終わった。	* 10
15	嘉永5年(1852)	○		駆込訴	岩鼻役所	五料村百姓茂兵衛	茂兵衛(83歳)が駆込訴を敢行したが、村役人へ引渡された。	* 11
16	嘉永7年(1854)		○	駆込訴	江戸上屋敷	太田村願人惣代	嘉永5年からの大凶作を受け、翌6年に村方長百姓70人惣代が名主の不正を訴える村方騒動に発展、翌7年に駆込訴を敢行した。	* 12
—	嘉永7年(1854)	○		藩法令(安中城外へ結集禁止、頭村への訴願の推奨)				
17	(文久元年力)		○	駕籠訴	安中藩主	春海村百姓儀左衛門親類惣代勘三郎	春海村百姓儀左衛門と三郎兵衛の青箱刈取に関わる出入が、地境争論に発展し、親類惣代が駕籠訴した。	* 13
18	文久3年(1863)	○		駆込訴	道中奉行	坂本宿問屋甚左衛門	助郷訴訟から道中奉行への駆込訴に発展。	* 14
19	元治元年(1864)		○	差越訴	不詳	太田村百姓	凶作により太田役所へ夫食願をしたが、取り上げられなかったため、江戸に越訴しようとした。江戸に行く途中で、太田陣屋の役人により押し止められた。	* 15
—	元治元年(1864)		○	取締組合の設置				
20	慶応元年(1865)		○	駆込訴	江戸上屋敷	萬歳村たき	関東取締出役に捕縛され、圈に入れられた男についての助命敷願のため、江戸上屋敷への駆込訴を敢行した。	* 16
21	慶応元年(1865)		○	駕籠訴	老中	萬歳村たき	関東取締出役に捕縛され、圈に入れられた男についての助命敷願のため、老中へ駕籠訴を行った。	* 16
22	巳年9月	—	○	張訴	江戸家老	「萬歳村惣百姓」	江戸家老宅出格子、上屋敷表御門番所窓へ願書が張られており、無記名であったため焼き捨てた。	* 17
23	午年6月	—	○	張訴	江戸上屋敷	「太田村百姓難洪人」	上屋敷表御門番所柱際へ願書が張られており、無記名であったため焼き捨てた。	* 17
24	9月朔日	—	○	張訴	江戸上屋敷	「太田村十三ヶ寺檀中一同惣百姓」	御門扉へ願書が張られており、無記名であったため取捨てた。	* 17

【出典】

- \* 1 享保12年8月「安中藩領二十一か村直訴一件控帳」(『安中市史』第5巻 資料編)、989-995頁
- \* 2 「中島徳造家文書」No.1231(群馬県立文書館蔵、P8909)
- \* 3 「吟味方心得書」(「小林杜吉家文書」、H10-1-1 近世-3/補43、群馬県立文書館複製資料)
- \* 4 「甘楽郡菅原村名主長右衛門手記」(『安中市誌』、安中市、1964年)、493頁
- \* 5 「中島徳造家文書」No.1633、群馬県立文書館蔵、P8909)
- \* 6 「太田村一件願書写」他(『旭市史』第2巻 近世北部史料編)、366-377頁
- \* 7 「小野直遺文書」No.1017、安中市蔵
- \* 8 金井達雄『中山道碓氷関所の研究(上)』(文献出版、1997年)
- \* 9 「小野直遺文書」No.59、安中市蔵
- \* 10 嘉永4年11月「商人荷物板鼻高崎附通しにつき嘆願書」(『安中市史』第5巻 資料編)、705頁。
- \* 11 「中島徳造家文書」No.3231(群馬県立文書館蔵、P8909)
- \* 12 「太田村一件願書下書写」(『旭市史』第2巻 近世北部史料編)、407-411頁
- \* 13 「小野直遺文書」No.73-1、安中市蔵
- \* 14 「須藤登喜江家」8 文久3年諸御用留帳
- \* 15 「安政五年 御用留」(『旭市史』第2巻 近世北部史料編)、425頁
- \* 16 「小野直遺文書」No.70、安中市蔵
- \* 17 「小野直遺文書」No.60、安中市蔵

次板倉家支配下の事例である。表中の事例は、板倉治世下の城付領と飛地領それぞれで発生した事案を分けて表記している（以下、〈No.〉は【表1】と対応）。

まず、確認できる範囲で越訴の事例をさかのぼると、享保12年（1727）の事例が史料で確認できる一番古いものであった。これは、藩主内藤家の支配下で起きた年貢減免運動で、代表者によって江戸への越訴が企てられたものである。この越訴は城下四か村の制止により、越訴は未遂に終わっている<sup>(30)</sup>。この越訴は、後に義民物語となって語り継がれる、藩や村々に大きな影響を与えた越訴であった。それだけに、第二次板倉家の入封後の重要課題は、城付領における在地支配体制の構築にあった。

表中の網掛け部は、訴願手続きに関わる藩法令について特記したものである。明和5年（1769）、天明元年（1781）と越訴の抑制令が出され、その後寛政2年に目安箱が設置されている。

明和5年4月13日付けにての触は、「安中を差越江戸御屋敷江罷出候もの有之ニ付申渡<sup>(31)</sup>」という表題の触で、安中役所の添翰のない江戸上屋敷への出訴。すなわち差越訴の抑制が企図されている。明和5年は、前年拝領した飛地領に太田陣屋が設けられた年であり、藩領支配の体制が大きく変動した時期である。この前後の時期に、越訴が複数発生している。特に、私的な奉公願〈No.3・4〉さえも、所定の手続きを得ずに江戸藩邸に持ち込まれている様子が見える。明和から天明期には、西上州地域で広域闘争が展開されており<sup>(32)</sup>、この時期に若年寄から西丸老中、老中と幕閣の中樞に昇進した藩主勝清は、江戸にいながら城付領を安定的に治める必要があった。幕政を動かしながら、城付領で頻発した越訴に憂慮し、その抑制にあたったのである。

これらの藩法をみるに、城付領では、越訴の対象は主に江戸上屋敷であったようである。一方、幕府への越訴は、岩鼻代官役所への駆込訴の事例〈No.15〉と、道中奉行への越訴〈No.18〉が確認できたが、その他幕閣への越訴の事例は検出できなかった。〈No.15〉は、経緯や内容の詳細は不明で、越訴の事実が確認されるのみである。〈No.18〉は、後述するようにそもそも道中奉行管下の助郷騒動に関わ

る訴訟のなかでの越訴である。また、例外的な越訴として、碓氷関所の関所役人である関所定附同心が、幕府目付に直訴した一件についても、領民の越訴ではないが表中に掲載した〈No.11〉。

以上、城付領では、時々越訴が起こったものの、越訴抑制令、頭村への訴願経路の確保、目安箱の設置と、段階的に越訴の抑制が図られていた。城付領では、領内での要求実現の限界に直面すると、領民は江戸上屋敷への越訴を第一に企図したのである。

一方、飛地領では、文化年間以降、駕籠訴、駆込訴、張訴といった多様な越訴が展開され、幕閣への直訴も敢行されている。

太田村の越訴〈No.7～10〉の事例<sup>(33)</sup>では、江戸上屋敷への訴願・越訴に挫折すると、幕府高官に繰り返し駕籠訴を行う「波状訴訟<sup>(34)</sup>」が展開されている。こうした動向は、城付領にはみられない事例である。さらに、飛地領支配では、支配拠点の陣屋が築かれた太田村において、嘉永7年、元治元年と断続的に越訴が発生している。下総領の取締組合が元治元年に志向された背景に、こうした太田村及び下総領村々の不穏な状況があったのである。

加えて、年次不明ながら江戸上屋敷への張訴の事例〈No.22～24〉や、越訴の範疇を越える違法な強訴の一形態である門訴〈No.13〉まで発生するところに、飛地領支配の不安定さが表れている。

以上より、城付領に比して、飛地領は越訴が発生しやすい状況にあったことがうかがえる。このような下総領の実態について、藩当局はどのように受け止めていたのだろうか。

〈No.17〉は、文久元年（1861）、新田村百姓勘三郎が、春海村百姓儀左衛門の親類惣代として駕籠訴を行った事例である。所持地の境界争いに端を発した出入が増長し、最終的に駕籠訴に発展した一件である。【史料1】は、太田陣屋の代官が、勘三郎の駕籠訴に至る経緯を取り調べ、江戸藩邸内の郡方役所へ提出した報告書の冒頭部分である。

#### 【史料1】

貴札拝見仕候、然者当九日為御詰御登  
城被遊

御退出之節、当国望陀郡新田村百姓勘三郎与申者、御領分春海村百姓儀左衛門親類惣代之趣<sub>二</sub>而御駕籠訴致し候付、願書御取請御歸館之上<sub>一</sub>通り被遊御覽、御側方佐仲を以御用番源右衛門殿江御下ヶ相成候間、御役方江被成御渡、右体之義無之様ニ致し度被為 思召候旨御沙汰之由、御同人方被仰聞候段承知仕、誠ニ奉恐入候…（後略）…<sup>(35)</sup>

勘三郎は、藩主板倉勝股が江戸城から江戸上屋敷に帰館する際に駕籠訴を敢行した。願書は、御側方佐仲から御用番源右衛門へと下げられ、御役方（郡方役人）へと渡されている。藩主は願書に目を通したようで、「右体之義無之様ニ致し度」という藩主の思召しが、太田陣屋の代官まで伝えられている。

太田村の越訴（No.7～10）では、文化7年正月7日に駕籠訴が起こった際の、藩主板倉勝尚の書状が残されている。

## 【史料2】

太田村一件、又々伊豆殿へ御駕籠訴候由、扱々恐入候事に而、誠ニ不屈之ものニ有之候、いつれ此度者早速ニ吟味詰厳敷申付候旨ニ可有之候、名主も不屈と存候、これ又一通にて者相済間敷と存し候、下総代官も不取計之事ニ有之、<sup>(下総領)</sup>此表無人差支<sub>二</sub>てこまり、しかしこれハ致方もなし、余程手間取可申存候也、何分右計鳥渡申遣候也

二十日<sup>(36)</sup>

この時期、勝尚は大坂加番で大坂に詰めており、大坂で越訴の一件を知り、江戸の家老に宛てこの書状を送った。勝尚は、老中首座松平信明への駕籠訴を恐れ入り、首謀者や名主を不屈として厳格な吟味を要請している。下総代官の不取計についても言及し、下総領の支配体制が手薄であると述べている。ただし、「これハ致方もなし」として、人員配置など抜本的な改革に乗り出すことはなかった。

以上の事例では、下総領での越訴に対して、藩主はこれを甘受する姿勢を取っていない。藩の支配（訴願の内部処理）を軽んじる越訴は、藩権力の側には望まれない行為であり、基本的にこれを抑制する

方向で対策が講じられたのである。これが、越訴に対する藩の基本姿勢であったといえる。ところが、城付領で展開された越訴抑制政策（頭村への訴願経路、目安箱設置）は、飛地領に同様に適応されることはなく、別途対策が講じられた様子はない。代官を中核とした飛地支配に変化はなく、組合村支配が敷かれるのは元治元年を待つことになる。ここに、関東藩領における支配の地域性が表れているのである。

## 2 城付領における越訴の事例分析

### (1) 越訴の行動選択

安中藩の城付領では、在地支配体制と藩の法制が、領民の越訴の抑止に一定の影響を与えた傾向がみられた。とはいえ、城付領においても越訴が発生しており、個々の事例から領民がなぜ越訴を選択するのか問う必要がある。本章では、越訴を具体的に分析することで、越訴の選択をとおしてみられる藩領民としての意識を検討する。

まず、事例〈No.6〉である。これは、享和3年(1803)に、五料村の百姓文六が江戸上屋敷に駆込訴を行ったものである。

文六は、4月朔日の農休みに、酒に酔って五料村名主の下男と喧嘩になり、名主宅で名主にも暴言を吐いて暴れた。翌日以降、酔いが醒め、寺院を頼み名主に謝罪を行うが、和解に至らず家出をした<sup>(37)</sup>。

本事例での駆込訴は、文六が家出中に五料村への帰住を願って行われたものである。訴願先は江戸上屋敷であったが、江戸藩邸の役人は、安中役所の添翰のない差越願とみなして対応した<sup>(38)</sup>。

この事例からは、村の帰属を離れた者、すなわち、領内で所定の手続きが受けられない者が、越訴を選択したことが分かる。藩役所への訴願ができない状況にあった場合に、江戸藩邸への訴願が、たとえ手続き上非合法の状態であっても選択される場合があったのである。

〈No.14〉は、嘉永4年(1851)に安中宿小前惣代が、差越願を企てた一件である。中山道沿いに安中宿に隣接する谷津村・上野尻村は、宿場の人馬を用いない付通しを行っていた。付通しは、宿場間の人馬付替え・運賃支払いを省略した運送手段であり、安中

宿の小前層が反発してこの年に争論に発展した。  
【史料3】は、安中宿小前惣代が江戸藩邸の郡方役所へ提出した嘆願書である。【史料3】の前段には、越訴に至るまでの経緯が次のように記されている。上野尻村・谷津村商人が、各名主に頼み入って付通しを再開した。安中宿側は付通しを認めないとして、口上書を提出した。これを受けて、御用達の新井村岩井友之丞と頭村の下野尻村名主猪兵衛が取扱人として仲裁に乗り出した。ところが、内済には行き届かなかったため、藩は宿役人・人馬持惣代を安中役所へ呼出し、藩が100両を安中宿に助成する代わりに付通しを認めるよう説得した。

以上が、【史料3】の前段に記された経緯である。付通しをめぐる紛争と和解交渉、その挫折に至った経緯に続き、以下の文面が記載されている。

【史料3】

…（前略）…右之段小前一同申談之上御受不仕候処、猶又同十五日宿役人御呼出之上、小前老人別ニ呼上ケ精々申諭附通シ可為致与巖敷御利害有之候旨宿役人方被申聞、商人とも迄一応之御利害茂無之、依之馬持共一同打寄集評仕候得共、迎茂附通シ相成候而者前頭申上候次第ニ而、御用御差支者眼前ニ付、何共恐入候義ニ者御座候得共、私共今般惣代罷出右之段出府御嘆願可仕与十五日夜中倉賀野宿方乗船、十七日昼時小網町方春日町大黒屋長右衛門方江罷越候途中、問屋内蔵助御上屋敷様江罷出候途中ニ而出合、何故出府致候哉被相糺候ニ付、始末申聞候得者右以之外義ニ而差越願等仕候而者不相済候旨被申聞、乍併此俣立戻り候而も前書売荷物附通相成候而者私共御伝馬御用相勤兼強而申聞候処、其方共申口夫々御上屋敷様江も可申立候間、何連ニ茂穩便ニ差控居候様申聞有之候ニ付、被仰立被下候様相願、則宿方馬板鼻宿限リニ而、谷津・上野尻両村商人荷物宿方ニ而附替、宿方馬士とも御用御継立之間ニ、右両村荷物附送り御伝馬御用相続仕度奉存候間、此段御聞濟被下置御仁恵之御沙汰奉願上候、以上

嘉永四年 御領分

亥二十日 中山道安中宿

小前惣代 定五郎  
以下六名

郡方御役所<sup>(39)</sup>

小前一同は、藩の裁定を受け入れない方針を固めたが、宿役人は、藩から小前を一人ずつ呼び出して説得に当たるよう説諭されたという。宿役人の話を聞いた小前惣代は、夜中、安中宿問屋内蔵助の不在時に嘆願のため出府した。行先は、小石川春日町の公事宿大黒屋長右衛門方<sup>(40)</sup>であったようで、その道中で江戸上屋敷へ向かっていた内蔵助に行き逢い、嘆願を止められている。

問屋内蔵助は、小前惣代の嘆願を差越願であり「以之外義」と断じつつも、小前惣代の再三の要請を受け、内蔵助から江戸上屋敷に報告すると回答している。【史料3】は、小前惣代6名が差出人として名を連ねる。問屋内蔵助は、この嘆願書を持参し、郡方役所へ提出したものと考えられる。

本事例では、取扱人による内済が破綻し、藩が上野尻村・谷津村の付通しを容認、内蔵助がこれを伝えたことが引き金となり越訴が決起された。その前提として、相手の上野尻村・谷津村は、訴願手続に位置づけられた頭村であったことに留意する必要がある。藩が政治的ヘゲモニーを握る頭村に有利な裁定に導こうとしたことで、安中宿側は手詰まりとなり、さらに内蔵助が藩の意向を受けた対応をしたことで、安中宿小前一同は合法的に訴願を行う道筋が断たれたのである。

本件では、小前惣代による越訴が圧力となり、内蔵助は江戸藩邸へ嘆願書を提出せざるを得ない状況に追い込まれた。この手続きは、国元の安中役所の承認を得たものではない。一方、内蔵助は、正式な手続きを経て出府していたものとみられる。そこで、内蔵助が、この嘆願書を持参することによって小前惣代の駆込訴を回避したのだろう。これにより、差越訴は嘆願に置き換わったのである。

なお、この嘆願により、本件に関わる藩の審議は継続されている<sup>(41)</sup>。本件における嘆願の受理は、きわめて例外的な対応であり、藩による城下町安中宿への配慮がうかがえる。藩がこれを受理しなかった

場合、幕閣への波状越訴が展開されかねない。本件における弾力的な藩の対応は、結果的に越訴を収束させることにつながったのである。

## (2) 幕府奉行所への越訴

一方、(No.18)の事例では、道中奉行への越訴が発生している。文久3年(1863)、坂本宿問屋甚左衛門による駆込訴である。

### 【史料4】

#### 御請書之事

一当宿問屋甚左衛門儀、五日迄十日尋被仰付奉畏尋中之処、去月十六日道中御奉行所様江欠込訴致候由、江戸表ニ罷在候年寄弥三兵衛・新左衛門方申越候ニ付、当四日問屋三郎左衛門御添翰頂戴出府仕、同人訴之趣承リ候処、右願之趣意一々御取用ニ不相成候ニ付、宿屋ヨ立去り何方江罷越候哉、行方相知不申候間、心当リ之場所諸方委敷穿鑿仕候得共、更ニ行衛相知れ不申候ニ付、三郎左衛門帰村之上、其後奉申上候処、猶又当月廿七日方三十日限尋被仰付奉畏候、依之乍恐御請書奉差上候処、如件

坂本宿

文久三亥年十一月 年寄 七人

問屋 金井三郎左衛門

安中御役所様<sup>(42)</sup>

【史料4】は、坂本宿問屋甚左衛門が出奔後の文久3年11月に、安中役所に提出された日限尋の請書である。甚左衛門は、10月16日に道中奉行へ駆込訴を行った。訴えは道中奉行に取り上げられず、甚左衛門は公事宿を出奔して行方不明になった。出府中の坂本宿年寄から、甚左衛門の駕籠訴と出奔を知らされた問屋三郎左衛門が、出府して甚左衛門の行衛を尋ねた経緯が報告されている。

この時の駕籠訴は、甚左衛門の他、坂本宿の宿役人が出府中の出来事である。甚左衛門の動向を分析するうえでは越訴に至るまでの経緯が重要である。

本件は、文久3年2月から3月にかけて起こった坂本宿の人馬継立をめぐる助郷争論に端を発する<sup>(43)</sup>。

文久元年の和宮降嫁、同2年の参勤交代の緩和により、中山道における交通量が急増したことが争論の背景にある。11月まで続くこの争論の関係者は、坂本宿(問屋甚左衛門/問屋三郎左衛門以下宿役人)、坂本宿定助郷(安中藩領の村々/領外村々)、坂本宿加助郷村々である。甚左衛門が、加助郷となれ合い、人馬の割当を優遇したとして、定助郷の村々が甚左衛門を訴え、争論に発展する。

同年5月、坂本宿定助郷のうち領外村24か村が、甚左衛門の人馬割当に関わる「非道之差略」を安中藩「御役人中」に嘆願した<sup>(44)</sup>。助郷訴訟は、本来所管する道中奉行へ訴え出るべきものである。加えて、この嘆願は定助郷のうち安中藩領外の村々により行われたもので、通常それぞれの支配役所に訴え、道中奉行に出訴するべきものである。しかしながら、本件は不公平な人馬割当を行う甚左衛門個人を糾弾するものであり、出府費用や裁定までの手間や時間を考えれば、一足飛びに幕府奉行所への公訴に持ち込むことにためらいがあったのだろう。「御国恩御時節柄之趣、役人共方深申論し穩便取斗度<sup>(45)</sup>」と、定助郷領外村々は、藩が甚左衛門へ指図することを期待して、安中藩に嘆願したのである。

しかしながら、安中藩の対応は思わしくなかったようで、6月11日には坂本宿定助郷領外村々による安中城への門訴が起こっている<sup>(46)</sup>。同日、定助郷のうち、安中藩領の村々も甚左衛門の「私欲押領」を訴え、安中役所に歎願した<sup>(47)</sup>。この動向に対して、安中藩も対応せざるを得なくなり、同月中、頭村である上野尻村組頭に加え松井田宿年寄を取扱人として仲介にあたらせている<sup>(48)</sup>。結果的に、甚左衛門から加助郷を論じて願下げとなり、内済議定<sup>(49)</sup>が交わされている。

ところが6月中、坂本宿加助郷村々が、坂本宿・定助郷(領内)を相手取って道中奉行に訴え出る。和解するはずが、突然の公訴に発展したことに驚いた定助郷(領内)は、9月になって安中役所へ以下の歎願書を提出した。

### 【史料5】

…(前略)…右六月中 御城下ニおゐて右訴訟人<sup>(加助郷村々)</sup>

出府之者共心得違之趣甚左衛門方申論し早々引戻し、已來御印状之趣相守人馬為差出可申対談之處、何様私共掛合候而茂打捨置、夫而已ならず兼而風聞之通り源左衛門方右役人共江相頼、私共為相手候仕組ニ相違無御座候、既ニ先年 和宮様 御下向方引続御上洛并御変革ニ付、諸家様夥敷御通行被遊御伝馬而已相勤居、極々村々困窮仕果候上ニ而、今般之始末甚左衛門方被発候而者百姓相続難行立、終ニ者其村ニおよひ候者眼前ニ義ニ而、何共歎ケ敷奉存候… (後略) …<sup>(50)</sup>

定助郷(領内)は、甚左衛門とその親源左衛門が、6月の内済を蔑ろにして加助郷村々に公訴に及ぶようけしかけていると、その所業を追及している。加助郷が公訴に及んだことを反訴ととらえ、事の発端である甚左衛門に取り鎮めさせようというのである。

こうして、加助郷が道中奉行に訴えたことにより、坂本宿・定助郷(領内)は奉行所へ出頭する。9月26日には、坂本宿役人が、定助郷村々に対談規定を取り交わしている<sup>(51)</sup>。内容は、「出府之上者示談第一ニ可心掛<sup>(52)</sup>」ること、出府人の入用金を坂本宿が弁済するについてである<sup>(53)</sup>。この規定書中、坂本宿役人の連名部分には、「甚左衛門出奔ニ付」の文言がある。訴訟の裏工作のためか、領内での孤立が深刻化したためか、甚左衛門はこの頃出奔していた。

坂本宿宿役人は、10月7日に奉行所に到着した。その際に、訴訟に関わる返答書等とともに甚左衛門の出奔届を提出している。翌8日に予定されていた評議が流れ、18日に再度奉行所へ出ると、出奔したはずの甚左衛門が腰掛に居り、坂本宿年寄と口論になっている。この時、甚左衛門は、「貴公方ニ而甚左衛門出奔与相届ケ候ニ付、欠込訴申立御聞濟ニ相成、甚左衛門耆人丈ケ之返答之積り、三郎左衛門・善左衛門始外役人、百姓代一同、助郷惣代不残相手成迎大言申罵<sup>(54)</sup>」と大言を吐いて罵った。甚左衛門は、坂本宿役人が出奔届を出したために駆込訴を行ったと主張し、坂本宿とは個別に訴訟に臨んだのである。

以上が、【史料4】で確認した甚左衛門が駆込訴を実行するまでの経緯である。甚左衛門は、安中宿・

定助郷の批判を一身に集め、孤立を深めていた。甚左衛門は、おそらく裁判を優位に進めようと、公事宿を頼って一人先立って出府していたものとみられる。江戸において、後から到着した宿役人が自身の出奔届を提出したと知り、出廷する権利を失った甚左衛門は、道中奉行に駆込訴を行った。駆込訴は、【史料4】のとおり取り上げられなかったが、その後甚左衛門は堂々と出頭したのである。したがって、駆込訴により身に覚えのない出奔が取り消され、甚左衛門は帰属を復帰したものとみられる。

甚左衛門の越訴は、領内における立場の危うさと出奔届の提出を契機に実行されたものであった。その後内済へ向けた調整が進められ、11月には内済となり済口証文が提出されている。【史料4】では、この間に再び甚左衛門が公事宿から出奔したようであるが、詳しい内容や時系列は分かっていない。しかしながら、最終的な済口証文に甚左衛門が名を連ねていることから、自身の主張を済口証文に盛り込むための手段として出奔したきらいがある<sup>(55)</sup>。

甚左衛門は、この一件以降も問屋を勤めたようである。本事例における駆込訴は、甚左衛門にとっていわれのない出奔届から帰属を復帰し、優位に内済交渉を進める上での切り札だったのである。

以上、城付領における越訴の事例では、幕府高官・奉行所への越訴が選択されるまでに、領内において訴願や交渉・調整を何度も経ていた。城付領の領民は、取扱人や支配機構との調整に挫折し、あるいは帰属を失い、やむにやまれぬ事情のなかで江戸藩邸への越訴を選択している。その上で、非常にまれな事例として、幕府奉行所への越訴が選択される場合があったのである。

### 3 飛地領における越訴の事例分析

#### (1) 支配錯綜地域における越訴の行動選択

城付領に比して、越訴が起りやすい状況にあった飛地領では、その動向にどのような特色があるだろうか。村方騒動が、波状越訴の様相を帯び、あるいは張訴、果ては門訴まで起こった安中藩下総領では、より私的な要求から波状越訴が行われた事例がある。

〈No.20-21〉は、慶応元年（1865）、万歳村六左衛門の嫁たきが、江戸上屋敷への駆込訴、続いて老中への駕籠訴と、連続で越訴を行った事例である。この一件の太田役所での取調べ記録には、たきの他、夫大助等の証言が記録されている。以下、この記録<sup>(56)</sup>から一件の概要を整理し、たきの行動選択に関わる部分のみ史料を引用して分析する。

まずは、たきの証言から一件の経緯を確認する<sup>(57)</sup>。文久3年（1863）、たきは六左衛門方に嫁入り、男子を出産した。元治元年（1864）3月中、舅六左衛門が関東取締出役に捕縛され、上総辺の圈に入れられる。その後、慶応元年4月に至り、夫大助と不和になったという。大助は病気になる、この頃生活が立ち行かなくなっている。4月29日、たきは親類宅へ逗留すると嘘をついて家出する。舅六左衛門を家に連れ戻すことを目的とした家出だったようである。たきの証言では、各地の改革組合村大惣代・道案内を尋ね廻り、六左衛門が入れられた圈にたどり着く。夜分に圈に忍び寄って六左衛門と言葉を交わすも、5月5日、六左衛門の甥を訪ねて江戸へ出ている。この時、安中藩江戸上屋敷への歎願を企図して出府したようであるが、その手立てもなく帰路につくことを考えたという。

その後、たきは再度江戸に戻り、江戸上屋敷に駆込訴を行った。さらに、親類・村役人に引き渡され、連れ戻される道中で逃亡を図った後、老中水野和泉守へ駕籠訴を行った。この2度の越訴が、どのような経緯で行われたのか、以下【史料6】よりたきの証言を確認する。

#### 【史料6】

…（前略）…無抛同廿一日同所立、陸路行徳河岸迄罷歸候得共、六左衛門難苦罷在候躰難忘、如何可仕哉与思案ニ迷ひ躊躇居候処、①往来之旅人心配有之様見請候之旨被相聞候ニ付、六左衛門身分難渋之始末相談候処歎敷義共存候哉、願書認呉候ニ付、右を持参御上屋敷江罷出差越等之義も不相弁願上候処、厚御理害之上、納宿吾妻屋正作方江御預被 仰付奉恐入相慎罷在候処、閏五月八日為連戻親類傳兵衛江組頭太右衛門差添出府仕合ニ

付、兩人江御引渡相成候得共、歎願茂不相届罷歸候者何分本意不成義、乍併御上屋敷ニ而被仰聞之趣、且六左衛門妹次浦村百姓四郎左衛門嫁とみ并孫泰助義罷越、今後之義内実咄し合等有之候趣、兩人を段々申聞茂有之ニ付帰村之義得心仕、同十一日江戸表出足仕、其日太田宿迄罷越、中村屋与申江着仕候得共、追々相考候者、右とみ并泰助義者是迄茂罷越候得共、其砌者未四郎左衛門心底相解不申義ニ茂候歟、六左衛門身分之義相咄し候而も俣々歎入候而已ニ而取留候相談ニも相成不申候間、尚此度も右様之義ニも候歟、又ハ連戻之者申宥之言義ニも有之程与推量仕候を俄ニ相変り、如何可致弥与存居候内、太右衛門風呂場江相越候ニ付、扱者能間合与小用所江参候旨伝兵衛江相偽取急立出、其夜船橋宿迄逃戻候之處、最早追々夜明ニも相成、然処私此程心配仕候故ニも御座候歟、小児蟲氣間々差発り不快ニ付同宿木銭宿ニ而四・五日介抱手当罷在、追々快気之様子ニ付同月十六日同所相立、脇道を行徳宿江相越候、野間ニ休居候処、②前段旅人同様御尋被成候御侍衆有之候付、又者同断之義申上候処、利欲ニ拘り候願ニ茂無之、舅身分之義ニ付御愁訴ニ候得者、■御取用相成可申旨被仰聞、訴状御認被下願方手續等委敷御差図被成下候ニ付、実事与相心得、只々一途ニ御下相成候様ニ与存詰何之弁茂無之、翌十七日御老中水野和泉守様江御駕籠訴仕…（後略）…<sup>(58)</sup>

5月21日に江戸を出立したたきは、行徳河岸にて再度嘆願するべきか思い悩む。この時、「往来之旅人」に声をかけられて相談をしたところ、願書を認めてこれを上屋敷に持っていきよう助言を受けたという（傍線部①）。「差越等之義も不相弁願上」るように、と駆込訴の手続きを見知らぬ旅人から教示されたと述べているのである。

旅人の助言どおり駆込訴を敢行したたきは、上屋敷にて教諭を受け、納宿吾妻屋正作方<sup>(59)</sup>に宿預となった。越訴は、咎められる結果に終わり、閏5月8日には身柄引き渡しのため、親類伝兵衛・組頭太右衛門が江戸に来ていた。両人は、舅六左衛門の妹で次上村四郎左衛門嫁である「とみ」と、その孫泰

助と相談した旨をたきに伝えた。これを受け、たきは帰村を決意している。六左衛門は、四郎左衛門との争論の結果圏に入れられたようで、とみ・泰助は訴訟相手方にあたるだろう。

帰路、たきは太田宿まで来たところで逃げ出し、船橋宿まで逃げ戻った。とみ・泰助に対する疑心が芽生え、組頭太右衛門が風呂場に行っている間に逃走を図ったと述べる。その後、閏5月16日まで、行徳宿の木賃宿へ逗留（療養）し、16日に出立。野間で休んでいるところ、「前段旅人同様御尋被成候御侍衆」から支援を受けている（傍線部②）。この侍衆は、訴状を認め、駕籠訴の手続きをたきに詳しく教えたという。これを受け、たきは老中水野和泉守へ駕籠訴を敢行したというのである。

以上が、たきの証言から確認できる2度の越訴の経緯である。たきは、当年60歳の舅六左衛門（高3斗余を所持）と夫大助、男子の4人暮らしで、六左衛門が捕縛されて以降家庭内が差縫れ、夫は病に伏している。六左衛門の不在により生活が立ち行かなくなり、六左衛門の助命歎願の過程で越訴に及んだということである。

一方、夫大助が太田役所の吟味に回答した証言<sup>(60)</sup>からは、大助も六左衛門の帰村に向けて交渉を進めていたことがうかがえる。

大助は、両総の最寄りの寄場組合大惣代計6名に頼み入り、願書を整えて大惣代2名が出府し、関東取締出役に願い上げたという。しかしながら、この歎願は、すぐに取り上げられることはなく、廻村時に対応すると回答を受けている。その後、「追々浮浪之賊徒共及暴行御追討」のため、関東取締出役の業務が繁多となり、廻村が延期され続けた。慶応元年2月中には、太田役所にて願下げの手続きが進んでいる。これは、願人四郎左衛門（六左衛門妹とみの舅）と六左衛門側との示談に向けた調整とみられる。その後、大助は4月にかけて病気になる、家内不和となる。たきが家出した4月29日、大助の姉が六左衛門妹とみと面会し、示談の申し入れを頼み入っている。5月8日には、とみの孫泰助が大助を訪れ、示談に向けた相談がなされる。

大助の証言によれば、寄場組合大惣代を介した関

東取締出役への歎願、捕縛の原因となった四郎左衛門との係争に関わる親族間の示談交渉など、合法的に解決の道筋が模索されていた。しかしながら、出役との交渉が江戸で行われること、出役の多忙化により廻村を待つ他ないことなど、多くの時間を要している。大助による表向きの交渉を知らなかったのか、あるいは合法的な訴願では解決不能と考えたか、たきは単独で六左衛門の圏を探し出し、最終的に越訴に及ぶに至ったのである。

さて、本件の関係者は、太田役所での取調べの末、次のような処罰を受けている。越訴を敢行したたきは押込30日、夫大助は押込20日、万歳村名主とたきを取り逃がした組頭太右衛門・親類伝兵衛は急度叱、六左衛門親類・組合と万歳村組頭に叱である。

全体として軽微な処罰であり、一般的な越訴に対する処罰に相当する。注目すべきは、越訴を行ったたきだけでなく、夫大助の他、村役人、訴訟相手型まで広く罰せられている点である。藩は、たき単独の問題でなく、広く下総領の地域支配に関わる問題と捉えたのである。

## (2) 類例と評価

たき一件は、六左衛門の助命歎願に端を発し、江戸上屋敷への駆込訴、老中へ駕籠訴に発展した。たきの証言によれば、江戸と往復する道中で出会った旅人や侍衆から越訴の手筈を教授されたという。これはあくまでたきの証言によるもので、見ず知らずの旅人や侍衆がこうした越訴の手引きを行ったのかは疑問が残る。

たきは、家出にあたり、取り下げになった別件の訴状を家から持ち出していた<sup>(61)</sup> ようで、当初から何れかの協力者に訴状の作成を頼み入ることを想定していた可能性がある。たきが出会ったとされる旅人や侍衆は、いずれも願書を認め、たきに持たせている。この願書は、原本が確認できないため詳細は分からないが、郷宿や公事宿のような訴訟の支援を家業とする業者を頼ったというのが現実的なところではないだろうか。

たきの越訴に至る行動は、城付領の越訴に比べると大胆なもので、部外者の教唆（という証言）など

特徴的な傾向があった。下総領の周辺地域では、同じく女性の越訴が確認されており、共通する傾向が見だせる。安中藩下総領に程近い、高崎藩飛地領(銚子領)では、文化6年(1809)に銚子飯沼村百姓惣八妹いねが勘定奉行松平兵庫頭へ駕籠訴を行い、文化8年には銚子新生村みやが飯沼村円福寺を相手取り、駕籠訴を起こっている<sup>(62)</sup>。この時期になると、女性の越訴も一般的にみられるようになる。とはいえ、この地域では、数量的にもその種類においても多様な越訴が展開されていたことがうかがえる。

この地域は、譜代藩の飛地領のほか、幕領、旗本知行地が入り交じる支配錯綜地域であり、さらに相給村落も多い。藩領城付地のように、ある程度一元的な所領に比して、越訴が起こりえる条件が整っていたのである。

ところで、安中藩城付領においても女性の越訴に類する事例がある。文政13年(1830)4月、五料村の「みと」という女性が、安中藩の目安箱に訴状を投じた(箱訴)事例である<sup>(63)</sup>。文政12年6月、酒の席で戯れていた五料村の組頭小一左衛門・みとの密通を疑い、みとの夫茂兵衛がみとへ離婚を申し付けた。これに対して、翌年4月、みとは小一左衛門に強姦されたとして箱訴を行っている。みとの訴えは藩の目安箱制度では規定外の内容であるものの、取扱人による紛争処理が開始された<sup>(64)</sup>。文面通り箱訴の理由について解釈するならば、身に覚えもない密通を理由に離婚されたみとが、現状を打破しようと箱訴を執行したといえる。

下総領万歳村たき一件と比べると、城付領では藩の紛争処理能力に対する信頼がある程度うかがえる。五料村みとの場合、組頭を個人的に相手取った訴えであった箱ことから、箱訴を選択したのだろう。安中藩城付領では、目安箱がこうした個人的な訴願要求を受け止める機能を有した。領民は、一足飛びに幕府高官へ越訴するのではなく、重層的な訴願経路の中から訴願先を選択して、まずは城付領内での解決が目指されたのである。

## おわりに

本稿では、分散所領により藩領支配の脆弱さが指

摘される関東譜代藩について、関東藩領の地域差を視点に〈領主—領民〉関係を分析した。訴願の過程と要求実現のための行動選択から、領民が藩権力をどのように認識していたかが看取された。

越訴事例を集積すると、飛地領では城付領に比べ、領民が訴願の過程で躊躇なく越訴を選択する傾向を見出せる。裏を返せば、城付領では、領民が越訴を選択するまでにいくつかの段階があり、即断的に越訴に頼らない紛争処理、訴願要求の解消が目指されていたといえる。領民の訴願行動の地域差は、在地支配体制と法制に起因するところが大きい。特に、江戸藩邸が在地支配の体制にどのように位置づけられ、領民からどのように認識されていたかが、越訴の展開に大きく影響したと結論付けたい。

安中藩の城付領では、大名家が入れ替わろうと村々相互の関係が築かれ、深化していた。安中藩は周辺地域で求心力を持っており<sup>(65)</sup>、坂本宿の助郷騒動では他領村々もその影響力に期待を寄せた。紛争解決は(村—頭村—代官・郡奉行)が連携し、近隣の村役人や寺社も介入しながら領内での解決が目指されていた。領内で紛争の解決、要求の実現が図れないとき、次なる訴願先は江戸上屋敷であった<sup>(66)</sup>。城付領支配において、江戸藩邸は藩役所(安中役所)の上位機構として領民に認識されていたのである。

これに対し、飛地領支配では、江戸藩邸の郡方役所が農政・民政の決裁権を持ち、出張陣屋の太田役所では処理しきれない問題が存在した。郡方役所が太田役所を指揮する下総領の支配体制は、太田役所の人員不足を補う上で合理的な体制であった。その一方で、領民は出張陣屋の太田役所を軽視し、江戸上屋敷の郡方役所の裁定を希求した。領民の側から見れば、郡方役所と太田役所は一体的な支配機構であり、出先機関の太田役所より郡方役所へ訴えることが要求実現の近道と捉えられていたのである。この期待が叶わず、訴願に行き詰まると、老中・幕閣への駕籠訴・駆込訴が容易に選択されたのである。

藩権力は、幕閣を巻き込む越訴に寛容ではなかったが、下総領支配の限界を認識しながら、城付領と同等の越訴抑止策を講じることはなかった。関東藩領における城付領と飛地領は、藩にとって異なる

位置づけにあったのである。

本稿では、城付領の頭村や組合村支配について、詳細な分析に課題を残した。目安箱制度との関わりを含め、在地支配体制の具体的な分析を今後の課題としたい。

【付記】本稿は、令和6年度高崎経済大学研究奨励費による成果である。

また、史料調査にあたり、安中市ふるさと学習館佐野亨介氏・阿部里美氏・文化財課の深町真氏の協力を得た。記して御礼申し上げる。

註

- (1) 藤野保『幕藩制国家と明治維新』（清文堂出版、2009年）他。
- (2) 木村礎「堀田佐倉藩の家臣団と藩領」（木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新—下総佐倉藩—』、文雅堂銀行研究社、1963年）。
- (3) これらの「藩」研究では、「藩世界」、「藩領社会」、「藩地域」、「尾張藩社会」、「領国地域社会」といった概念が提起された。それぞれが提起された代表的なものに、岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』（岩田書院、2000年）、高野信治『藩国・藩輔の構図』（名著出版、2002年）、渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』（岩田書院、2005年）、岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』（清文堂出版、2007年）、吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政—近代社会形成の基点—』（思文閣出版、2009年）など。
- (4) 高野信治「藩領支配の地域性」（『比較社会文化』5号、1999年）、後に同『藩国と藩輔の構図』（名著出版、2002年）に所収。
- (5) 渡辺尚志『藩地域論の可能性』（岩田書院、2023年）に藩地域論の論点が整理されている。
- (6) 渡辺尚志氏は、松代藩の村方騒動から、藩の吟味の進め方と地域の扱人の双方に共通してみられる当事者間の関係修復、村方和合を最優先する姿勢を、領主と百姓との「暗黙的共同関係」と定義した。渡辺尚志「村方騒動からみた領主と百姓」（渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』、岩田書院、2005年）。
- (7) 野尻泰弘氏は、領主の在地実情の不十分な把握や、領民による事実の隠蔽などの藩の裁判制度の矛盾を、「内済の構造的矛盾」と定義した。法制度に依拠しながら、この矛盾を恣意的に利用する在地の動向と、領民の恣意を抑制しようとする領主支配の相関関係をとらえる視角が提起された。野尻泰弘「近世後期における領主支配と裁判—下真鳴村寅吉不法田畑譲渡一件を事例に—」（前掲註7）、同「近世後期における山論の江戸出訴と内済」（野尻泰弘・渡辺尚志編『幕府・藩役人の動向と藩地域—信濃国松代藩地域の研究VIII—』、岩田書院、2025年）。
- (8) 関東諸藩研究においては、藩が上から設定する支配領域としての地域について、城下町や分領・飛地領に藩が期待する役割を論じる必要が指摘されている。小松賢司「関東諸藩研究」（『関東近世史研究』91号、2022年）。
- (9) 特に上野国では、明和元年（1764）の伝馬騒動、天明元年（1781）の上州絹一揆、天明3年（1783）の浅間山噴火降灰の被害による上野・信濃・下野・武蔵四国の一揆・打毀しが起こっている。林基『続百姓一揆の伝統』（新評論、1971年）。
- (10) 深谷克己氏は、18世紀後半以降、個別的な訴の拡大・増加とともに、強訴が展開される「いわば違法な直訴の社会化」の動きが、幕・藩を超えた領主権力の問題として浮上したと指摘している。深谷克己『近世の国家・社会と天皇』（校倉書房、1991年）、240頁。また、青木美智男は、一揆と「公事出入」に関わる訴訟制度が不可分なものと述べている。青木美智男『百姓一揆の時代』（校倉書房、1999年）、285頁。
- (11) 保坂智『百姓一揆と義民の研究』（吉川弘文館、2006年）、44-45頁。
- (12) 深谷克己『幕藩制社会と一揆』（青木美智男・入間田宣夫編『一揆』1一揆史入門、東京大学出版会、1981年）。
- (13) 大平祐一『近世の非合法的訴訟』（創文社、2011年）、97-101頁。
- (14) 前掲註（13）、209-213頁。
- (15) 保坂智氏は、天明年間を契機として、越訴という概念が広く一般化したものと指摘している。前掲註（11）。
- (16) 大平祐一「近世の合法的「訴訟」と非合法的「訴訟」（藪田貫返『民衆運動史』3社会と秩序、青木書店、2000年）、60頁。
- (17) 前掲註（16）、60頁。
- (18) 小嶋圭「近世における安中地域の構造的特質」（『群馬歴史民俗』第35号、2015年）。
- (19) 安中市市史刊行委員会編『安中市史』第2巻 通史編（安中市、1998年）。
- (20) 「寛政三年日記」（『小野直遺文書』No.5、安中市所蔵）。
- (21) 旭市史編さん委員会編『旭市史』第2巻 近世北部史料編（旭市役所、1973年）、233頁。
- (22) 前掲註（14）。
- (23) 「下総御領地村々諸願面請書其外諸一件」（『小野直遺文書』No.60、安中市所蔵）。
- (24) 寛延3年7月「御定書」（PF8408「安中藩板倉家家中藤田家文書」No.032-150、群馬県立文書館複製資料）。
- (25) 前掲註（24）。
- (26) 前掲註（24）。
- (27) 嘉永7年「岩井村箱訴一件内済につき願下げ書」（岩井「中嶋徳家文書」、『安中市史』第5巻、近世資料編、安中市市史刊行委員会編、2003年）、1010-1011頁。
- (28) 寛政3年「安中藩太田陣屋郡方役所御用状案詞」、前掲註（21）、349頁。
- (29) 安政5年「総州太田役所年中取計向心得之事」（『小野直遺文書』No.1022、安中市所蔵）。

- (30) ただし、藩は騒動の大きさを受けて領民の要望を一部受け入れる対応をとり、事態の収束を図っている。前掲註 (19)。
- (31) 「吟味方心得書」(H10-1-1 近世「小林壯吉家文書」No.3/補43、群馬県立文書館複製資料)。
- (32) 明和元年の伝馬騒動は、波及した上野国の諸藩領すべてが影響を受けたとされる。しかし、安中藩は、江戸藩邸に一揆対応の下知を仰ぎ、藩主・板倉勝清がたとえ領内が焼払いにあったとしても静謐に対処しよう厳命したことで、一揆に参加した領民がなかったといわれている。大館右喜『近世関東地域社会の構造』(校倉書房、2001年)、121頁。
- (33) 前掲註 (21) 234-237頁、前掲註 (14)。
- (34) 大平祐一氏は、「波状訴訟」はしばしばおこなわれる常套手段であり、近世の「訴訟」形態の一つの特徴を示すものとしている。前掲註 (13)、41、66、72頁。
- (35) 「新田村勘二郎駕籠訴一件」(「小野直遺文書」No.73-1、安中市蔵)。
- (36) 文化7年「安中藩主板倉勝尚書状」、前掲註 (21)、376頁。
- (37) 享和3年7月「乍恐以書付奉願上候」(「中島徳造家文書」No.1633、群馬県立文書館蔵、8909頁)。
- (38) 郡方役所(江戸上屋敷)は、公事宿の仲介させ対応に当たさせた。本件は、別稿にて分析を予定している。
- (39) 嘉永4年11月「商人荷物板鼻高崎附通しにつき嘆願書」(安中市所蔵「安中宿脇本陣文書」、前掲註 (19)、705頁)。
- (40) 安中藩城付領は、馬喰町三丁目近江屋善兵衛を専属的に用いていた(別稿にて分析を予定)が、ここでは大黒屋長右衛門が選ばれている点に留意する必要がある。藩お抱えの公事宿を選ばず、藩権力とその側に立って調整する問屋に対峙する姿勢が看取される。
- (41) 嘉永5年子5月「為取替議定一札之事」(「安中宿本陣文書」No.808、安中市蔵)。
- (42) 文久3年「諸御留帳」(「須藤登喜江家文書」No.8、安中市蔵)。
- (43) 「武井義明家文書」(安中市寄託文書)のうち、No.150・154・155・156・159・161、「中島公男家文書」(安中市寄託文書)のうち、No.289・438。
- (44) 文久3年5月「乍恐以書付奉願上候」(「武井義明家文書」No.150に所収、安中市寄託文書)。
- (45) 前掲註 (44)。
- (46) 文久3年6月11日「乍恐以書付奉願上候」(「武井義明家文書」No.156に所収、安中市寄託文書)。
- (47) 文久3年6月11日「乍恐以書付奉願上候」(「武井義明家文書」No.156に所収、安中市寄託文書)。
- (48) 文久3年6月28日「内済議定」(「武井義明家文書」No.159に所収、安中市寄託文書)。
- (49) 前掲註 (48)。
- (50) 文久3年9月「乍恐以書付奉願上候」(「武井義明家文書」No.154に所収、安中市寄託文書)。
- (51) 出府に至るまでに、頭村、頭村を含む「扱人衆」の示談交渉があり、これに挫折した後に安中藩城付領の裁判機構「会所」に宿役人が呼び出され、本規定書が作成され
- (52) 文久3年9月26日「対談規定一札之事」(「武井義明家文書」No.161に所収、安中市寄託文書)。
- (53) 奥書には、扱人として立ち入った頭村上野尻村組頭・松井田宿年寄が奥印を付してこれを証している。
- (54) 文久3年「諸御用書留」(「須藤登喜江家文書」No.10、安中市蔵)。
- (55) 10月に坂本宿が提出した返答書では、甚左衛門の手引きにより加助郷村々が徒党を組み、打ちこわしを行ったとする記述があるが、済口証文ではこの部分が削除されている。(中島公男家文書」No.289のうち文久3年10月「乍恐以返答書奉申上候」、安中市寄託文書)。
- (56) 「慶応元年六月 万歳村たき駕籠訴一件」(「小野直遺文書」No.70、安中市蔵)。
- (57) 前掲註 (56)。
- (58) 前掲註 (56)。
- (59) 吾妻屋は、下総領からの廻米の納宿であり、下総領の村々が江戸に出訴する際の公事宿の役割も担ったものとみられる。
- (60) 前掲註 (56)。
- (61) 前掲註 (56)。
- (62) 海上町史編さん委員会編『海上町史 史料編2(近世2)』(海上町、1986年)、673-674頁。
- (63) 小嶋圭「目安箱の紛争解決機能」(群馬歴史民俗研究会編『武尊通信』163、2020年)。
- (64) 最終的に、頭村上野尻村名主の他、近隣の横川村名主等の取扱いにより、密通の疑いが晴れ、再婚して内済となった。
- (65) 野尻泰弘氏は、①複数の支配領域をまたぐ街道、②競合する輸送ルートが存在、③複数の領主支配が入り組むモザイク状の所領構成といった特徴を有する地域を潜在的紛争地域と定義し、そこには地域で求心力を持つ藩が存在することを指摘している。野尻泰弘「近世後期の街道間争論からみる藩地域—文政七年の北国街道と仁礼街道—」(福澤徹三・渡辺尚志編『藩地域の農政と学問・金融』、岩田書院、2014年)。
- (66) 明和4年令、天明元年令は、江戸上屋敷への越訴を抑止する内容であった。前掲註 (24)。

# 逆賊と忠良のあいだ

—— 小栗忠順評の転換と群馬の郷土史研究が果たした役割 ——

大野 秀 彰

## 1. はじめに

幕臣である小栗上野介忠順は、幕末期に近代化政策を推進し、本邦の近代化に大きく貢献したとされるが、「逆賊」の汚名を着せられ、死後もその評価が定着した。その後、明治期から昭和戦前期にかけて、旧幕臣やジャーナリスト、小栗家の縁者など、多様な人々による小栗の名誉回復運動や事績の紹介などが行われたが、それらの運動と絡みあいながら、小栗の業績やその最期、死後の弔いの状況などを明らかにすることを目的とする研究や顕彰が進められてきた。

その中で、小栗終焉の地である西群馬郡権田村<sup>(1)</sup>を抱えた群馬県は大正期以降、小栗忠順研究の拠点のひとつとなり、群馬県内を中心に刊行された上毛郷土史研究会の郷土研究誌『上毛及上毛人』には小栗に関する多様な論考や報道記事が掲載された。

近年、小栗死後の評価に関するいくつかの著作が刊行され、近代に行われた小栗の評価をめぐる人々の歴史と記憶に関する研究が発表されている<sup>(2)</sup>。一方で、近代に蓄積された小栗に関する資料群への詳細な検討は近年まで十分に行われてこなかった側面がある。筆者がこれまで取り組んできた、群馬の郷土史研究の分野において、小栗の顕彰事業に関する事柄については、まだ検討する余地があると考えている。

本稿は、主に『上毛及上毛人』に掲載された記事を検討し、論考や手記を投稿した人々が小栗をどのような形で扱い、評価し、その価値観の変化を求めていたのかを検討するものである。逆賊とされた小

栗がなぜ国家の功労者として評価されるようになったか、その過程でどのような言論や運動が展開されるに至ったのかを扱う。特に、顕彰運動に関わった人々の立場や考え方の違いと、小栗に対する人々の評価が「逆賊」から「忠良」へと認識が改まっていく過程に注目する。小栗を「忠良」へと認識を改めていく過程は、当時流布されていた戊辰戦争期における犠牲者に被せられた汚名を雪ぐための、政府側の歴史観への異議申し立てであった。その一方で、小栗を論じた県内の郷土史研究者たちの論調は小栗の逆賊の汚名を雪ぐ方向性で一致していたものの、論考の投稿者の出自や立場、小栗との関係性によって温度差があり、必ずしも最終的な目的が一致しているわけではなかった。『上毛及上毛人』に掲載された小栗に言及した記事を追うことで、同誌に集った人々が小栗の「逆賊」という評価を雪ぎ、国家にとっていかに「忠良」であったのかをアピールしようとした動機を探るとともに、大正期以降に小栗の評価が「逆賊」から「忠良」へと大きく価値観の変換がなされた過程とそのメカニズムを明らかにしたい。

## 2. 小栗忠順と研究史の整理

### (1) 小栗忠順の人物像

まずは、本稿で扱う人々が熱く語った対象である小栗忠順の人物像を辞書的に確認しておきたい。小栗は、幕末期の幕府要職を歴任した官僚で新潟奉行小栗忠高の子として生まれた。1855年に家督を相続、1859年の目付就任後、遣米使節に加わり1860年に渡

米した。帰国後は外国奉行を務めた。対馬へのロシア軍艦の上陸対応時に罷免されたがその後も勘定奉行、町奉行、歩行奉行、陸軍奉行、軍艦奉行などを務め、横須賀製鉄所の建設を推進して近代軍港の基礎を築いた。慶応年間の勘定奉行時代には事実上の責任者として財政を担当し、関税率やフランスとの借款交渉を行っている。大商人と提携し流通統制を試み、また備兵制による新陸軍構想を進めたが、維新期に徹底抗戦を主張し不興を買って罷免。知行地の群馬郡権田村に土着し東善寺を仮住まいとしたが、暴徒（世直し一揆）の襲撃を撃退したことから反乱を企てているとして新政府軍に捕縛され処刑された<sup>(3)</sup>。没後、遺族は遺臣や村人の護衛で会津、江戸、静岡と移動。会津では遺児となる國子が生まれ、小栗家と交流のあった三野村利八、大隈重信の庇護下で養育された。大隈らの斡旋で矢野貞雄と婚姻し、貞雄が小栗家を継承した<sup>(4)</sup>。

以上のように、小栗は幕末期における有力な幕府官僚の一人として活躍したものの、非業の死を遂げた。遺族は困窮したが、小栗は生前新政府の中心人物の一人となった大隈重信との縁があったことから



図1 小栗上野介像（東善寺所蔵）  
（2025年5月3日、筆者撮影）

その庇護を受けている。また旧幕臣中の犠牲となった象徴的な人物であることから、旧幕臣出身の反政府運動家やそれに関わったジャーナリストらが小栗に仮託し政府批判を展開した。

## (2) 郷土研究誌『上毛及上毛人』

大正から昭和期にかけて群馬県を中心に出版していた郷土研究雑誌であり、上毛郷土史研究会の機関紙。誌名は『日本及日本人』に擬しており、当初は総合誌を目指していた。主催者は豊国義孝（覚堂、1867～1954）で、1914年に高崎で3号を発行した後一時休刊した後1916年に前橋へ移り、復刊第一号を発行。以後ほぼ月刊ペースで1942年1月に297号、通巻300号を刊行した。ページ数は毎号平均50～60頁前後で、研究論文の他、巻末に新聞記事抄録や時事論説、地域動向、広告などが掲載されている。論文は時期や執筆者によって精粗があるが、執筆者はのべ数百人にのぼり、群馬県の郷土史研究と研究者育成に大きく貢献した雑誌である。復刊時の発行部数は約1200部で、雑誌は1976年に上毛新聞社が復刻

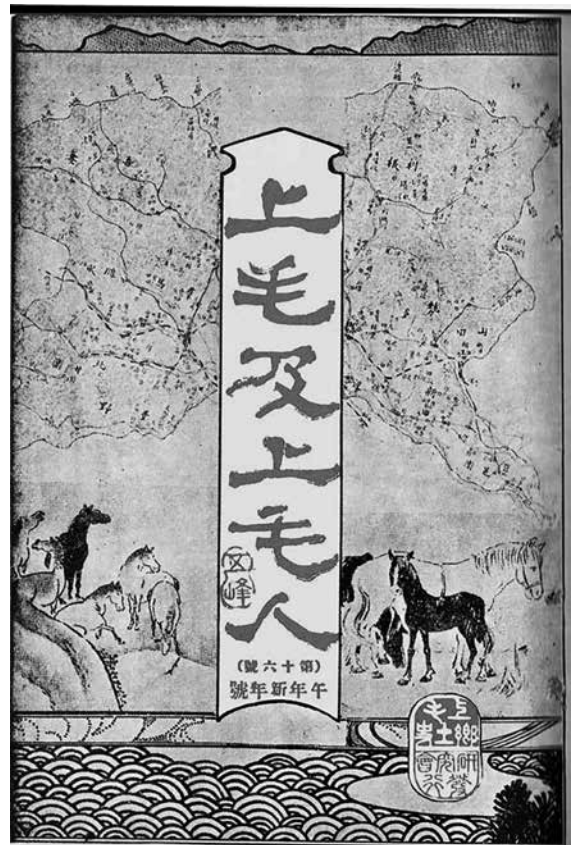


図2 『上毛及上毛人』16号、表紙、1918年

している他、復刊後の記事は国会図書館デジタルコレクションに収録されており、閲覧が可能となっている<sup>(5)</sup>。

『上毛及上毛人』は、戦前期の群馬県において、研究者らが集う磁場としての役割を果たしていた。小栗に関する論考や手記、史料の他、小栗に言及したのものも含めると170を超える記事が発表されており、小栗に関する言及や研究の蓄積を知ることができる史料群であるといえる。

### (3) 小栗死後の評価をめぐる研究史

小栗忠順に関する研究は、小栗自身の事績を論じた論考は昭和期以降多数発表されているが、知名度の高い人物であるにも関わらず、死後の評価に焦点をあてたものは多くない。戦前期は本稿でも取り上げる蜷川新が『続維新前後の政争と小栗上野』（日本書院、1931）で同時代の人々の小栗評を論じている<sup>(6)</sup>。

また、戦後期から平成初期にかけては、倉渕村に置かれた小栗上野介顕彰会の機関誌『たつなみ』において、小栗研究の研究史と倉渕村で戦前期に結成された小栗上野介遺跡保存会と、その後継組織である顕彰会の歩みを市川八十夫「小栗上州公『顕彰のあゆみ』」（1976）、「埋れ木をほる—小栗上野介顕彰のあゆみ—」（1995）が概観している。特に後者は名誉回復運動の流れに重点を置いている。

その後、2010年代に高橋敏『小栗上野介忠順と幕末維新『小栗日記』を読む』で近世史研究の視点から『小栗日記』の検討を行った上で、小栗死後の首級や遺族の動向、小栗死後の評価を詳述している<sup>(7)</sup>。また、マイケル・ワート「戦前における小栗の歴史的記憶」では、明治初期に幕府の名誉の回復が図られ、日本の近代化は明治維新ではなく幕末期よるとの主張がされたと論じた上で、旧幕臣が藩閥政府を責めるために小栗や井伊直弼らが利用されたと論じ、明治後期から昭和初期にかけて天皇制イデオロギーの影響下で、小栗が愛国者であったとの主張がなされたことに言及する<sup>(8)</sup>。続く2019年の『明治維新の敗者たち 小栗上野介をめぐる記憶と歴史』では、人々が小栗や井伊直弼、新選組などへの評価の

公正さを求め、旧幕臣や地元民、郷土史家ら「メモリーアクティビスト」が明治政府の歴史観に抗い、草の根的に始まった地方での名誉回復や顕彰の活動が全国的な歴史観に影響を与えたとして、明治期以降の各年代の小栗を含めた明治維新时期に敗者とされた人々への顕彰事業、文学作品、映画、テレビ、ドラマなどを分析している。群馬県も主要な分析対象としてとりあげられ、豊国党が「メモリーアクティビスト」の代表的な一人として小栗顕彰の中心的な人物の一人として取り上げられている<sup>(9)</sup>。

## 3. 群馬の郷土史研究と小栗忠順

### (1) 小栗忠順研究の前史 東京・群馬のジャーナリストと地元の動き

まずは、大正、昭和期の群馬で行われた小栗研究の前史として、明治期の小栗に関する言説をマイケル・ワートの『明治維新の敗者たち』を参考にしてみよう。明治政府の行った、徳川政権や幕臣らが時代遅れであり、朝敵であるなどとした評価への挑戦として、旧幕府側の人々や彼らに協力した人々がジャーナリスト、作家、歴史家、教育家などの立場から、日本の近代化に対する徳川幕府の役割を例証して自らの名誉回復や評価の転換が試みられた。小栗が刑死した直後の1868年段階から、徳川擁護の立場にたつ人々はその著述に小栗を批判の道具として、勤勉さ、自己犠牲、愛国的精神の手本として利用され、『国民之友』『史学会雑誌』『旧幕府』などで言及された。烏淵村出身の塚越芳太郎<sup>(10)</sup>は、1893年に「小栗上州」を『国民之友』に5回に渡って連載した。福地源一郎ら小栗の元同僚に取材しつつ、地元出身者の視点で権田村移住後の小栗に関する知見を加えた。当時最も影響力を振るった伝記とされるこの「小栗上州」で、塚越は小栗や明治維新についての歴史的記憶を、国民的レベルと地方民のレベルとの間の橋渡しを担い、郵便制度の創設、紙幣の発行、横須賀の建設などの小栗が推進した政策が文明開化を先取りする内容であったことが指摘されている<sup>(11)</sup>。

また、1901年には実現こそしなかったものの、倉田村で「小栗上野介記念銅碑」を東京に建設する計画が立てられていたことを示す史料が発見されてい

る<sup>(12)</sup>。昭和初期に、烏淵村内の処刑地に建碑が行われたものが知られているが、それ以前にも企図されていたことがわかると同時に、当時塚越らジャーナリストが行っていた再評価を巡る言論活動の影響を受けていたことが示唆されており、こちらは倉淵村に置かれた小栗上野介顕彰会の活動の成果である。

一方で、群馬県内でもジャーナリストらによる小栗の調査や伝記の執筆が行われている。当時新聞記者として活動していた豊国義孝は小栗研究を志しており、1890年代後半頃に前橋地方裁判所検事の福釜芳隆に小栗に関する聞き取りを行っている<sup>(13)</sup>。1909年前後には豊国経営の日刊紙『坂東日報』にて、同紙記者牧量雅の執筆で80回以上にわたり伝記が連載された<sup>(14)</sup>。『坂東日報』の現存分では記事の内容の確認ができないため、伝記の内容は不明であるが、『上毛及上毛人』が刊行される5年ほど前に連載された内容であることから、『上毛及上毛人』初期の小栗への評価に至る内容であったことが想定される<sup>(15)</sup>。

これらの事柄からわかるように、明治後期までの小栗の事績を論じた人々には旧幕府関係者らの存在と、地元出身者のジャーナリストらが浮かびあがる。特に地元出身者である塚越や豊国は、大正期においても『上毛及上毛人』誌上において、倉田村や烏淵村の人々と協同して調査や顕彰を行っており、大正期の研究や顕彰活動に通じる動きの萌芽が生まれていたことが理解できる。

## (2) 『上毛及上毛人』創刊後における言説

『上毛及上毛人』は1913年の上毛郷土史研究会の結成の後、1914年に創刊されたが創刊号でも早速小栗を論じる準備が行われていたことが報告されている。「会告」内において、『群馬郡誌』編纂用の資料収集を行っていた県内のジャーナリストである早川愿次郎が小栗上野介父子の研究を思い立ったこと、世間に発表されていない事実を研究し「偉人の面目を天下に発言」することを企図し、原稿の大半を脱稿、夏頃刊行される見込みであることが報じられている<sup>(16)</sup>が、これについては次章で検討を行う。

また、現代のオーラルヒストリーにあたる取り組みも行われている。豊国が過去に行った聞き取りの

中から、県会議員の向井周弥が小栗旧臣で小栗婦人の会津行きに同行した池田彰信と日清戦争中に同道、交流した話が収録されている。また、同じく向井が、小栗死後に旧宅の接収に立ち会い小栗婦人同情して会津に落ち延びさせる手伝いをした吉井藩士の小林省吾から聞き取りを行った話も収録されている<sup>(17)</sup>。池田については1927年の『群馬県多野郡誌』でも、小林省吾の事蹟を論じた記事の中で向井周弥が小林や池田との邂逅が収録されており、それによれば、池田は向井から小林の話の聞かされ、その顛末を知ったという<sup>(18)</sup>。事件の当事者から聞き取りを行った人がおり、その人物を介して小栗旧臣である池田にも伝えられた。伝聞ではあるものの、存命だった関係者から語られた話を収集することが可能な時期であった。

では、小栗を郷土研究雑誌にとりあげた当初の意図は何だったのか。1916年の『上毛及上毛人』復刊1号の年頭挨拶文では、群馬県内の歴史的な人物のうち、顕彰の余地のある人物として、新田氏、児島高德、高山彦九郎、塩原太助と並び「碩学鴻濡、偉人傑士」の一人として小栗の名前があがっている<sup>(19)</sup>。翌17年の年頭挨拶では改めて新田氏や高山彦九郎らと並んで「碩学鴻濡、偉人傑士」として小栗があげられているが、その意図として、「古賢先哲の再来」や「愛国者の養成」「汚風頹俗を洗清」「大正皇化」などを目的としていると述べられており、社会改善や地域内における人材育成の観点から顕彰を行う意図があったことが理解できる。

吾人らは新年を迎ふる毎に、其責任の加重を感じる者である（中略）特に先住民族の古址、天孫人種経過の先蹤、是等は既成の書史には全く欠如されて居る。之を調査するのが新なる吾人の一大責務である。（中略）降っては長尾、長野、武田、上杉氏等に至る戦陣の跡を究むるも亦敢て無用の事では無い。新田公並に其一族の忠烈の功績を顕彰して、官祭の素志を貫徹すべく、児嶋高德朝臣の事、高山彦九郎先生の蹟、小栗上野介、又は塩原多助<sup>(マ)</sup>の事の如き、乃至は碩学鴻濡、偉人傑士の如きも、蓋し復た顕彰の余地頗る広く且つ多きを

知るのである（中略）郷土の研究は進んで郷土の顕彰たるを要し、郷土の顕彰は即ち故人の生命を今世に復活せしめ、古賢先哲の再来を現実せしむべきであると思ふ。吾人は愈々奮って愛郷心の喚起に努め、堅実なる愛国者を養成し、愛国心の向上に依りて輓近瀾漫せる汚風頹俗を洗清し、因て以て大正皇化の万一を翼賛し明治天皇の御偉業を大成し奉らんと期する者である。（後略、傍線は引用者による）<sup>(20)</sup>

### (3) 小栗の顕彰祭典への対応

以上、上毛郷土史研究会が活動を開始した1914年から数年間の小栗に対する言論を見てきたが、この頃は県の内外で小栗没後の周年事業の企画や実施が行われた時期にあたり、それらに対応した論説や報道が『上毛及上毛人』に掲載され、影響を受けたり、相手方との交流が行われていくようになる。

豊国義孝は1915年の横須賀開港五十年祝典の際、「横須賀開港五十年祝典に際して小栗上野介の為に一言す」と題する評論を雑誌『八州』に発表している。前半は小栗の生前、後半は小栗没後を論述しており、小栗の贈位計画、小栗研究の来歴を紹介。小栗が大義を理解し、財務への通曉、西洋の技術や学問の導入と講武所、兵学伝習の開始、開成所、海軍所、横須賀造船所の創設などに関わったことをのべ、陸海軍の基礎を築いたのは小栗の功労に帰すと主張する。政府側が証拠や取り調べもなく小栗を反逆者として処刑したことを非難するとともに、徳川幕府の最期に対する忠孝第一の家臣であり、朝廷へ叛逆する意思はなかったこと、もし叛逆する意思があれば権田に向かわなかったと結ぶ。

横須賀での祝典に際しては、上毛郷土史研究会名義で、小栗家が徳川宗家へ上申した由緒書と、新たに作成した小栗系譜を出品した。また、海軍工廠と政府当局者が小栗をいかに見ているか、小栗が残した功績と、いかにして小栗の再評価がなされるかの二点を上州人が広く知りたがっている点であり、上毛郷土史研究会の責務として調査報道の必要があると述べている<sup>(21)</sup>。

また、1922年には海軍造艦将官、横須賀前市長、

市会議長などの主唱で小栗とヴェルニーの記念碑が建設されたことも報じられている<sup>(22)</sup>。9月29日に除幕式を開催。上毛郷土史研究会へは、横須賀工廠所属の技師で前橋出身の小関奨から豊国宛に銅像建設を知らせる書簡と寄附金募集趣意書が送られ紹介された。趣意書では、小栗とヴェルニーの尽力で造船所が建設されたことは「世人の皆善知る所」ではあるが、「年所を歴るに従ひ、漸く記憶する者少くなるに至るを遺憾」とすることから建設が行われたとしている。その後、群馬県内からも寄付が行われたことが報じられ、除幕式の開催報告も小関が行うなど、群馬県出身者の媒介により結びついた面が伺える<sup>(23)</sup>。

一方、群馬県内では1917年に倉田村で企画された慰霊を目的とした没後五十年祭が行われている。1915年の横須賀海軍工廠創立五十年祝典を経ても、小栗への沙汰は得られず、小栗の英魂はいまなお中有に漂っており、「追慕感慨の禁じ難き」倉田村の村民たちが死後五十周年に際して祭典を挙行した好挙であると報じる。ここでいう「沙汰」は贈位のことを指しているものと考えられる。この祭典の前提として、塚越芳太郎が囑託を受け、誉田三十郎<sup>(24)</sup>とともに上毛郷土史研究会を訪問し、打ち合わせを実施した。その後高崎の早川愿次郎、高崎市議会議員の村田政清宅へも訪問を行っている<sup>(25)</sup>。

## 4. 小栗研究の進展と贈位運動

### (1) 早川愿次郎による伝記編纂と再録

1922年の『上毛及上毛人』58号から、「幕末の偉人 小栗上野介忠順」として11回に分けて小栗の伝記が掲載された。前章でも触れた通り、1914年段階で企画されていた伝記である。『関東之青年』<sup>(26)</sup>に「幕末の奇傑小栗上野介」として連載されていたものであるが、同誌の廃刊と豊国の勧誘により『上毛及上毛人』に掲載を移し、序論から再発表されたもので、塚越芳太郎の評伝以降で「最も綿密をきわめる小栗伝」とであると評価されている<sup>(27)</sup>。

早川は新井守村の下で国学を学び、高崎市内で食堂や小売店の経営を行っていた経歴を持つ。一時期上野日日新聞でも記者活動を行い、同社が刊行した

地誌『高崎案内』<sup>(28)</sup>を編纂するなどの実績があった。『上毛及上毛人』では小栗関係の論文の他に「高崎駅通志」「上泉武蔵守金刺秀綱」「中山道新町宿の設置と佐渡奉行通行の道路」などを執筆している<sup>(29)</sup>。珪村(圭村)の他、硯鼠、琉石の名でも執筆を行っていた。なお、「幕末の奇傑小栗上野介」の原稿は早川死後、豊国から小栗貞雄に寄贈されている<sup>(30)</sup>。

「幕末の偉人 小栗上野介忠順」は、当時小栗家を継いでいた小栗貞雄の校閲を受けている。このためか、小栗家が徳川家の外戚であること、小栗没後の小栗家再興や首級の顛末等に力点をおいて詳述している<sup>(31)</sup>。特に首級が権田村に持ち帰られた顛末に関しては、裁判記録や関係者への聞き取り調査などを駆使したもので、現在の定説である館林町法輪寺からの盗掘と権田村東善寺への埋葬に関する論考を行った点が評価されている。

## (2) 倉田村における講演活動と贈位

1924年2月22日、群馬郡史編纂主任丹下鎮象、高崎市史編集主任山内留弥、史蹟名勝天然記念物調査員関亀齡、中西新太郎と豊国の5名による倉田村での小栗に関する調査と講演が行われた。権田小学校長市川亭三郎の案内で、倉田村助役丸山可信、東善寺主滝沢精一らとともに邸宅遺蹟の調査を実施。東善寺客殿で小栗が居住した座敷、遺品となった望遠鏡、双眼鏡、鉄砲、手槍などを見学した。翌日講演会が行われ、関が「権田発掘の石器並びに板碑に就て」、豊国が「小栗氏の事蹟に就て」を各一時間ずつ講演。村内の有識者、青年会、処女会が聴講した<sup>(32)</sup>。

豊国の講演では、『坂東日報』や『八州』に掲載された記事や早川愿次郎の評伝を紹介しつつ、小栗が「徳川幕府の最後に於ける唯一の大忠臣」「御家を思ふ至誠の人」であることを強調。小栗が冤罪のために横死したことが明確になれば、「大正聖代の一盛事として速かに其の冤罪たりしことを表明せらるる」「生前の功勲に対し相当の贈位のご詮議ありたいと云う結論を為す」と述べ、当局による冤罪認定と、贈位検討の働きかけを訴えた<sup>(33)</sup>。講演2ヶ月後に掲載された論説文でも、小栗処刑後、大音龍太郎が官軍を代表して弔慰金25両を霊前に捧げたこと

で「疑団が氷解したと証拠立つる者」、猜疑が晴れた以上相当の恩典をあびせられることが「聖代の美事であると信ずる」とも述べている<sup>(34)</sup>。豊国は小栗を、「大忠臣」「至誠の人」であると顕揚し「忠良」な人物として、新田義貞ら南朝忠臣や高山彦九郎らと同列の価値観の下、顕彰を行おうと試みており、そのための箔付けとして贈位を求めていたことが窺える。

## (3) 小栗貞雄の贈位辞退申し出

一方で、小栗家の後継者である小栗貞雄は、贈位運動を明確に否定している。貞雄が1923年に豊国宛に送付した書簡の中で、豊国の講演や権田村の調査報告が載った『上毛及上毛人』84号に対する礼を述べ、関東大震災後の近況報告とともに、横須賀に小栗の胸像が建設された際、皇后から二百円の下賜があったことで、小栗の雪冤は済んだと信じている旨を述べている。忠順のための華族運動や贈位運動は拒絶していること、皇后経由で上野介の功勞に関する照会と写真送付の依頼を受け下賜金も受けたことから雪冤は十分に済んでいること、贈位請願には感謝する一方で、贈位の見合わせを申し入れている。長文だが、小栗家の後継者である貞雄が贈位を明確に否定していることが分かる文章なので、見てみよう。

拝啓、陳者小生儀昨秋より東京と当地（引用者注：大阪）間を往復致し昨今は当地に假寓致し居り申候。（中略）『上毛及上毛人』四月号（記者曰、小栗氏父子雪冤に関する記事、及び権田記行等掲載あるもの）落手拝読御厚意深く御礼申上候（中略）

一昨年横須賀の公園（山の上）に小栗上野介の胸像相立ち申候（事は当時の本誌に掲ぐ）其節皇后陛下より御手元金を二百円御下賜相成申候、既に御手元金の下賜ありたる以上は雪冤は相済みたる事と小生は信じ申候（中略）昔から上野介の為に華族運動、贈位運動を致す人少なからず、小生に其の運動の勧誘に来る人さへありたれど小生は理由ありて常に之を拒絶し来り居り候とてソナ話に来られたのかと思ひ、先方の話を聞かぬ前に小生はソナ問題は拒絶致し居る旨をお話致した

らソーでは無くて前記の如く陛下の御内命にて上野介の生年月日等を調査の為め来訪せられたる事が判りたるに付難有奉答し（中略）ソレ（引用者注：忠順の写真）を大森太夫より陛下に献上方を相頼みて差上げ置きたる所、其の後御嘉納あらせられたる旨の通知をも得居り申候。

右の如き次第にて薩長の元勲とか何とか申す連中が生存し居りたる間こそ種々の邪魔もし妨害も致して諸方面の請願も何にも却下され来り候も前記の如く皇后陛下に於せられては其の功労を思召されて御手元金を御下賜相成り、又写真の裏に姓名や年月日等を御記入せしめられて御保存を被下置候様な事実に候へば最早雪冤は十分相済みたる次第に御座候。

贈位の御請願云々との御厚志は感謝の外無之候へ共可相成は御見合せ願はるれば本懐の至りに御座候、人間の価値は人爵にては無之、天爵にあるものと存候、古来価値のある人間は人間でも神に祀られ居り候、たとひ神に祀られずとも歴史其他識者の定評ありて自然世の中に重きを置かれ居るものに御座候、然るに正六位とか従五位とか申す如き贈位をしては却而其の人間の価値を下げ侮辱した様に成りは致さず候や。

此の意味に於て小生は加藤清正に往年正三位を贈られたる節、賞勲局の役人の愚を罵りたる事有之候、清正公は清正公せいしやうこうとして神に祭られ居る人なればセメて正一位（稻荷様と同じく）でも贈るなら兎も角、正三位を奏請したとは何たる侮辱ぞと申候。右と同意味に於て小生は贈位の事は賛成致し居らざる次第に御座候。乍延引『上野人物志』の御注文旁々申上候敬具（五月十五日）

覚堂曰、現代小栗氏の人格識見を以てしては御説御尤もに候へども之を傾慕する所の旧領地の人々乃至州人側に於て或は雪冤を叫び又は贈位の請願を為すが如きは蓋し所謂赤誠の発露として亦た大いに其の真意の在する所を斟みて可なりと思ふ。特に朝廷の思召に至りては敢て位記の高下を論ずべきものに非ざるに於てをや<sup>(35)</sup>。（傍線部は引用者による）

人間の価値は権力者から贈られた爵位ではなく、歴史的な経緯や識者の評価によって与えられる「天爵」にあることを述べた上で、1910年前後に全国的に行われた藩祖顕彰運動<sup>(36)</sup>の際に加藤清正へ行われた贈位の例をあげ批判を加えており、この時期に地域社会や郷土史家が行っていた藩祖や藩史の研究を通じて地域が「国史」の中へ自らの位置付けを模索していた動きを否定していると言える。下級の階位を与えられることはその人物への侮辱であり、小栗忠順の贈位に関しても「小生は贈位の事は賛成致し居らざる次第に御座候」と贈位の否定と贈位運動の辞退を明確に述べている。

この貞雄の辞退申し出については、先行研究はいずれも着目している。高橋敏は、福沢諭吉門下のリベラルな貞雄の気持ちとして、小栗を抹殺した薩長主導の天皇制国家に屈服、同化するような復権には同調したくないという信念が生まれていたと評価している。贈位の動きに当主貞雄は覚めた見識をもって対応したにも関わらず、その後も執拗な贈位運動が小栗没後六十年となる1927年まで続けられたことに言及する<sup>(37)</sup>。市川八十夫は、贈位の運動が成就しなかったことは幸いで、贈位が実現した場合、小栗を殺害した薩長の人よりも低い格付であつたら小栗を冒瀆する結果となつたとして、小栗貞雄の見解に敬意を表すとともに、贈位運動の否定を改めて行っている。

一方、マイケル・ワートは、貞雄の「天爵」の言葉を踏まえ、「小栗貞雄は極力平静を装った」「個人の価値の真の裁定者たる『天』や『神々』の下に、より低次元で低俗な位階を従属させることで、小栗の道徳的優位を主張しようとした」として、貞雄に続いた蜷川新や豊国義孝の刊行物を「貞雄のこの所感をこだまさせるものだった」と評価、貞雄の見解が後の蜷川や豊国の著述に影響を与えたことを示唆している。

しかし、高橋の指摘にあるように、引用文に付せられた貞雄の意を受けた豊国の見解は、貞雄の言をもっともであると述べつつも、贈位運動が倉田村をはじめとする群馬県の人々による小栗忠順への赤誠の発露であること、位階の高下は論じるべきではな

いと述べるものであり、上毛郷土史研究会や行政当局は贈位運動を継続していくこととなる。一方で、この後見ていく蝮川新に関しては、貞雄以上に強い薩長系勢力への憎悪も手伝って、貞雄同様に贈位に関する否定的な見解を示している。

貞雄、豊国のいずれも小栗忠順の世間での再評価を望みつつも、政府との距離感に差があることが伺える。かつて尊王奉仏運動に携わり、『江湖新聞』時代の同僚であった三宅雪嶺の影響下にある豊国と、婿養子として逆賊とされた小栗家を継ぐこととなった貞雄及び元幕臣で小栗の縁者でもある蝮川新<sup>(38)</sup>らの間での贈位運動に対する温度差が顕在化していた。

一方で、貞雄は後に「勤王家でなく、単に其の主人たる徳川家にのみ対する忠臣であったとしても、決して非議すべきでは無いと被存候」と述べているが、この考え方は倉田村での講演において豊国が表明した「徳川幕府の最後に於ける唯一の大忠臣」「御家を思ふ至誠の人」という考え方とは矛盾しておらず、こちらの意味ではワートが言うように『上毛及上毛人』における小栗顕彰にも影響を与えているといえる<sup>(39)</sup>。

#### (4) 郡誌編纂への影響と官軍顕彰

これまで見てきた1920年代前半までにはいくつかの小栗に関する研究や顕彰運動が行われてきたが、同時期に行われた西毛地域における郡誌編纂には、これらの研究成果や価値観が反映されているものが見受けられる。

1923年の『碓氷郡志』では、「小栗騒動と上野介の斬」の項目が設けられた。小栗を「経世上の功績もなかなか多かった」「偉人」として評価するとともに、冤罪で斬首され「反逆」の汚名を被ったことを遺憾としつつ、横須賀製鉄所や貸倉庫、与力や支配地の者を徴兵したことなどを「我が国歩兵の濫觴」であり、幕府の行ったフランスからの陸軍教師の招聘や幕臣の練兵などに関して、小栗の計画に基づいたものとして評価している<sup>(40)</sup>。

続く1925年刊行の『群馬県群馬郡誌』では、「維新騒動」「旧蹟」「人物」の項目内で小栗に触れられ、

人物の章でも小栗の項目が設けられた。人物の項では詳述され、革新的、経世的かつ軍事上にも技術を顕した政策を行ったとして、横須賀造船所の建設を評価している。1922年の横須賀の胸像建設に出された下賜金や、写真が召し出されたことなどにも触れ、政府による小栗父子が冤罪の表明や、国家の功臣として表彰される日が遠くないであろうとの期待に言及している<sup>(41)</sup>。

1927年の『群馬県多野郡誌』では、小林省吾の項目で、権田への従軍と小栗夫人を逃がした話が収録される。吉井町の沿革の項目内の吉井信発の経歴の中で、小栗討伐が書かれている<sup>(42)</sup>。

以上見てきたとおり、『上毛及上毛人』に掲載された小栗に関する評価や調査内容が郡誌編纂にも反映されていることがわかる。これは丹下鎮象や関亀齡、早川愿次郎ら編纂に携わった人々が小栗に関心を寄せていたためであると考えられる<sup>(43)</sup>。

小栗の名誉回復がはかられた一方、『上毛及上毛人』や郡誌では、明治維新の際に官軍として動いた人々の顕彰も平行して行われており、量的にはこちらの記事の方が豊富である。幕末の勤王家で画家の金井烏洲の子で、新田官軍に参加した金井之恭が内閣に提出した履歴書の一部が「本県維新史の良資料」として掲載されている<sup>(44)</sup>。岩松俊純配下として高崎や板橋に赴いた際の出来事や騒擾の鎮撫、小栗を捜索した際の絵図面などが紹介される。金井烏洲、金井之恭とも、『上毛及上毛人』では幾度も記事が書かれている。

小栗を捕縛した側の人々の記事としては、旧高崎藩士尚歯会が開催された際に配布された印刷物を収録した「大河内輝聲候略歴」の中で、小栗追討のため直々に権田へ出兵したとの記述がある。『上毛及上毛人』139号では、巻頭に掲載された金井之恭の詩書と小栗の銅像除幕式の写真が同時に掲載されている。前者は高山彦九郎の贈位に関連するものとして、後者は小栗の国家に対する貢献が、御大典記念としてふさわしいとして掲載したと述べられており、「官軍」の先駆けとなった人物と「賊軍」が同時に並べられていることがこの時期の顕彰運動の特色を表す象徴的な記事となっている。

## 5. 法学者・蜷川新

### (1) 蜷川新と『上毛及上毛人』

1928年は明治維新60周年、小栗没後60年にあたり、多くの徳川寄りの著作が刊行されたが、中でも、強い影響力を持った蜷川新の『維新前後の政争と小栗上野の死』が出版された年でもある。

蜷川は、各地の情報提供者から情報を集める一方で、全国の読者に情報を届ける役割を果たした。小栗に関係する各地の人々との互惠関係を結び、人々は自らの持つ小栗に関連した遺産を正当化するために蜷川を利用するよう試みたとされている。蜷川が行った小栗の解釈は、「敗者の歴史の復興」と小栗の国家への尽力を強調することで、日本の国民国家建設のために尽力した人物であるとされた<sup>(45)</sup>。ただし、ここまでみてきた通り、小栗の国家への貢献はこれまで『上毛及上毛人』誌上で行われた顕彰の中でも見えており、また激しさの差はありつつも小栗を殺害した政府側への不満を包摂する内容でもあることは留意すべきである。なお蜷川は小栗忠順の甥にあたる人物であり、小栗貞雄とは義理の従兄弟の関係にあたり、貞雄から忠順関係の資料提供を受けていた。

### (2) 中村孝也「人傑小栗上州」の『上毛及上毛人』掲載とそれに対する蜷川の見解

1928年、中村孝也の個人誌『歴史と趣味』に掲載された中村の「人傑小栗上州」が『上毛及上毛人』に再掲された<sup>(46)</sup>。中村は『上毛及上毛人』刊行当初からの会員で、直接的な投稿はしていなかったものの、豊国による依頼で、他誌に掲載された中村の論文の『上毛及上毛人』への転載依頼を受けることがあった。中村は「人傑小栗上州」の中で小栗を「国家経論の才のなき凡庸者流ではなかった」としつつも、「徹頭徹尾、徳川中心主義を固辞して放たなかった」ことから、「小栗は国家的天才に非ず」との評価がなされるようになってしまったとしている。

中村は、後述の蜷川新が上毛郷土史研究会と交流を持つきっかけを作った人物でもある。中村が『歴史と趣味』に発表した「人傑小栗上州」の中で、蜷川が小栗の縁者であり、伝記を編纂中であることを

紹介。その記事を見た豊国が中村に蜷川の連絡先を照会し、蜷川宛に『上毛及上毛人』掲載の小栗関係の資料を贈呈したことが群馬の研究者と蜷川との間での交流の始まりとなった。豊国は蜷川を「真に小栗氏の知己であり、将に吾等の共鳴者であることを深く印象する」「一大快事」「中村博士と共に其の伝記の一日も早く公刊せられんことをお待ち致します」と強く期待を寄せている<sup>(47)</sup>。

しかし蜷川は中村を「畏友」として中村の「人傑小栗上州」内の小栗に対する同情に感謝しつつも、小栗が幕府を中心として新時代を開こうとしたと中村が述べた箇所を、小栗がつまらない偏屈の人物で、時勢を知らずに無益な努力をした一小人物に見えてしまい「偉人」の肩書はおかしなものになると指摘。小栗が郡県制を主張したことは封建制度の否定であり、あくまで幕府を維持しようとしたとする中村の小栗評を批判、「薩長本位の俗説に迷わされつつある」内容で、小栗を愚弄する「無体の言」であると痛罵している<sup>(48)</sup>。これについては、中村の出自が小栗の捕縛に関わった高崎藩士の出であったこと、蜷川が1873年、中村が1885年生まれと、一世代下の生まれであり「国民」としての教育を受けて育った世代であることが、小栗に対する評価の温度差に繋がっている可能性がある。また、「人傑小栗上州」は根拠となる事柄の提示に乏しく、実際に蜷川は中村の論拠は何であるかを問いただしており、中村への批判に繋がっているようである<sup>(49)</sup>。

その後蜷川は『上毛及上毛人』にたびたび投稿や近況報告を行うようになり、小栗の擁護と、激しい薩長批判を誌上で展開している。「維新と世人の誤解」では、維新による王政復古は徳川慶喜の大政奉還により成立したもので、薩長人がなしたのではないこと、維新の功臣は慶喜でなくてはならず西郷隆盛や大久保利通、岩倉具視などを維新の功臣とするのは理解しがたく、西郷らに何の功があるのかと説き、批判している。特に1922年の南洲神社建設により西郷隆盛が「神」と扱われるようになったことに対し、「世人が西郷を目して大人格者と呼び終には神として祭るに至れるが如きは、余りに事理を無視し、余りに維新前後の事実を無視したる俗悪と余

は主張する」と述べるとともに、「国家の為に功勞顯著なる小栗上野介を官の名に於て惨殺し、之を梟首せるが如きは、而して之れを為せるの賭を功臣として論功するが如きことは、余りに天道人道の無視也」と小栗と対比させる形で非難している。

小栗は国政上の責任者として自ら郡県制の導入を主張した一人であり、理正しく時勢をよく理解していた人物であると述べる。西郷の扱いについては、蝮川論文の紹介文中で豊国も憤慨しており、西郷は朝敵となって国民に多数の血税を払わしめた者で、南洲神社建設の際に群馬県民の中からも寄付を集めて奉納したことに「憤慨した一人」「他にも同論者頗る多し」と自身の共感と、他にも同様の見解を持った人々がいることを示唆している。

蝮川は既存の小栗を論じた書物の不満点として、小栗を処刑したことの不正と不法が明確に論じられない点をあげている。蝮川によれば、混乱の中では処刑はやむを得なかったと考えている人がおり、薩長側に至っては「あたり前さ」といった風であったという。叛逆の事実なく小栗を反逆者として斬った岩倉具定や原保太郎らの不法を国民として許すべきではなく、不逞であり、その不正を怒るのが人として当然であるとする。小栗を論ずるには「当時の真の順逆」から論ずるべきであると結んでいる<sup>(50)</sup>。

### (3) 蝮川新『維新前後の政争と小栗上野の死』 (1928)

前述のとおり、蝮川は縁戚関係にある小栗貞雄が収集していた忠順関係の資料の提供を受けており、それらを材料として『維新前後の政争と小栗上野の死』を刊行した。小栗貞雄の「小栗上野介の真面目」によれば、藤田鳴鶴などから、小栗伝を執筆しようとする話があったがいずれも頓挫し、貞雄自らが資料を集め執筆しようと考えていたこと、他人に書いてもらった方がよいと思い今日に至っていること、材料は集まっていたが、義従兄弟にあたる蝮川新が執筆を申し出たため収集した資料の提供を行ったことを報告している<sup>(51)</sup>。なお、貞雄自身も新聞記者の出身である他、翻案小説を刊行した作家でもあった<sup>(52)</sup>。

『上毛及上毛人』に掲載された紹介文では、薩長

の勢力下で発表されてきた従来の歴史が根本的に錯誤があることを悟り得るもので、従来の不満足な維新史や幕末史に対する「鬱結した不平不満は釈然として氷解し」溜飲が下がる感があると評価されている<sup>(53)</sup>。

また、会津出身の歴史学者花見朔巳による『東京日日新聞』掲載の蝮川本の書評も花見許可の下、『上毛及上毛人』に転載されている。蝮川の目的が小栗の冤罪を雪ぐことにあるが、小栗の外交上や国家財政、経済上の功績を先に述べ、最後に人物や性格を叙述したことを褒める。幕末有数の偉人でありながら、勝海舟などから「徳川氏一点張りで大局眼なし」などと罵られ、冤罪の下で葬り去られた真相が公にされたことを、心ある人々の迎える所であると絶賛している。幕末維新の歴史は幕府対薩長諸藩といった偏狭な考え方から離れ、国家的な立場から考察しなければならないと説き、小栗の残した功業は今日も輝き、国運の発展に貢献していると評価する。

国学院大学講師で『上毛及上毛人』の常連投稿者であった中島悦治は、『同誌』に群馬の郷土史に関連した論文が毎号豊富に掲載されるようになったことを祝福しつつ、縁戚にあたる人物が執筆したことを手前味噌と懸念する人もいるが、自己が正しいと信じる材料から合理的な考察をした結果はどしどし発表されるべきだと述べ、蝮川の『維新前後の政争と小栗上野の死』に対して社会は感謝してよいと思うと絶賛している<sup>(54)</sup>。

その後、続編となる『続維新前後の政争と小栗上野の死』が刊行された1932年、数学史家の三上義夫の豊国宛の7月19日書簡において、豊国や蝮川の論文や著書を読み共感し、江戸市中を攪乱した西郷を人格者という人がいることが不思議であると述べ「薩賊等が西南役を起して誅伐されたのは極めて有難い事」「維新の際に攘夷が不可能なる事を知りつつ、攘夷の詔勅が出された事など悪い事でありました、そう云う精神で維新が成立したために、明治以後の徳育上に大きな欠陥が生まれたのも止むを得ない事」など、蝮川に賛同する形で西郷への辛辣な評価を下している<sup>(55)</sup>。

一方で、蜷川の著書への賛同を示す記事が散見されたことに関して、田中光顕から批判する書簡が寄せられている。橋本香坡の事蹟に関して田中光顕から6回にわたり豊国が受け取った書簡の一通目の10月17日書簡では、140号掲載の小栗に関する記事が「甚不服」であると述べている。小栗を称揚するために西郷、岩倉を誹謗したことは大いに不服で、西郷と岩倉は「至誠純忠之名臣に有之、西郷は十年に方向を誤り候得共、維新の大功は不朽に伝え可申」で、「小栗とは雲泥の差違有之」と痛罵している。田中が不服であるとした140号収録の豊国「小栗上州の贈位漏れに就て」やその前後に相次いで紹介文や書評が掲載された蜷川新の著書を巡る記事群を指しているものと思われる<sup>(56)</sup>が、蜷川に共感し、小栗へ同情する人々や会津出身者の動きを、討伐した側である維新政府出身の人間が苦々しく思っていたことを如実に表した書簡であるといえる。

## 6. 贈位運動の失敗と小栗顕彰の広がり

### (1) 御大礼の贈位漏れに対する反応

天皇の代替わりの儀式である1928年の御大礼は小栗の冤罪を晴らす大赦の機会と目されていたが、小栗は贈位の対象からは漏れることとなった。『上毛及上毛人』140号に掲載された論説「小栗上州の贈位漏れに就て」の中で豊国は、造船所開設五十周年祝賀会や銅像建設の際に皇后から二百円の下賜を受け、小栗の写真や事蹟に関する奏聞があがったこと、群馬県や倉田村からの上申と県知事による墓参が行われるなどをしてきたにも関わらず、贈位の選から漏れたことを「返す返すも遺憾」としつつも小栗の事蹟が年々明らかになるにつれ「愈々益々国家の功労者」「維新前過渡期の偉大なる元勳功臣」と認められるに至ったことを「甚だ愉快」と喜んで<sup>(57)</sup>いる。

一方、蜷川は『上毛及上毛人』に寄稿した「人間の価値は官位の上下には無之候」の中で、小栗の贈位が漏れたことに落胆するのはもっともだとして、国家への功労が評価され、皇后から下賜が行われたことを政府の人間がどのように見ているのかを疑わざるを得ないこと、小栗家の末裔の人々は自ら

贈位を願うものではないことを述べ、「人間の価値は官位の上下には無之候、心ある人よりして国家の功臣と認められさえすれば、其れにて其人は価値ある人に候」と1923年に小栗貞雄が示したものと同様の見解を表明している<sup>(58)</sup>。

また『群馬県史』を編纂し、豊国らとともに県内の調査にあたった経験を持つ歴史学者の堀田璋左右は、豊国に宛てた書簡の中で、小栗の贈位が神奈川県での大演習が行われた際の申請でも落選し、今回も落選したことに関して、堀田が群馬県史編纂時に集めていた史料も関東大震災の際に焼失した事実と重ね、落胆したと記している。また、小栗に関する蜷川の説には大いに共鳴したと評価している<sup>(59)</sup>。

前章でも触れた通り、群馬県内の研究に関係した人々は概ね同情的な姿勢を示していたといえる。

### (2) シンボルとしての銅像・碑の建設

群馬県当局や実業界でも小栗を群馬県のシンボルとして活用しようとする動きが出てきており、偉人としての小栗が群馬県の先哲偉人として行政側に認められ始めた動きが昭和初期に現れた。

1929年、大礼記念として建設中だった群馬会館に飾る銅像として、中島飛行機制作所長の中島知久平が新田義貞の銅像を、上毛新聞社長篠原秀吉が高山彦九郎と小栗忠順のレリーフを寄付する計画が立てられ、実行されている。製作は佐波郡出身の森村西三が担当、群馬県庁の天谷内務部長、岩谷建築技師、岡部福蔵、豊国義孝、篠原秀吉が池袋の森村西三のアトリエを意見交換のために来訪し、新田、高山、小栗の銅像の図案等を説明。小栗像は小栗又一が所蔵していた写真をもとに製作されている。小栗は羽織袴の上半身像で、幕府の産業経済金融を司った手腕を偲ぶべく姿であるとしている。寄贈者である篠原の意図として、郷土の両偉人の不滅の精神を出入りの人々に伝えようとする意図が込められているとされた<sup>(60)</sup>。

同時期に刊行された蜷川新の『続 維新前後の政争と小栗上野』の紹介文では、「群馬会館に小栗・高山両雄の肖像を並べ懸けた州人の一閱すべき良書」とであると宣伝に使われている<sup>(61)</sup>。

前橋の群馬県を象徴する建物に小栗がシンボリックに飾られる一方、倉田村と烏淵村では碑の建設が行われている。1931年に両村民有志が建碑協賛会を組織し、前倉田村村長の市川元吉を委員長に建設が行われている。1932年5月5日に除幕式が行われ、碑面は蜷川の筆による「偉人小栗上野介罪なくして此処に斬らる」と刻まれ、小栗処刑地の水沼河原に設置された。来賓者は、蜷川の他、小栗家の縁者や県議、高崎警察署長、村民、小学生らが集まり、祝賀会の後、東善寺にて忠順の墓参、その後蜷川による記念講演会が開催された。小栗貞雄は八丈島で療養中のため欠席しており、建部家や西田家の人物が代理で出席となった<sup>(62)</sup>。石碑の建造は高崎警察署から官軍が罪のない者を斬るはずがない、碑文の内容が穏やかではないことを理由に設置を拒否されたが、蜷川新が首相の田中義一に働きかけを行い、最終的に許可が出されたとされている<sup>(63)</sup>。

この石碑の見学をした人々の動静やそのコメントも『上毛及上毛人』に幾度か掲載されている。豊国の案内で群馬県知事の金沢正雄とともに見学を行った深井英五は、水沼河原の碑文に関して、語句の評判がよくないこと、処刑場所を記念するためにたてたもので小栗の全人格を称揚するためにしたものではないこと、揮毫した蜷川が小栗の血縁者であり歴史家でもなく、建設者も小栗の旧領地の縁故者であることに言及し、「徳川対薩長の怨念の雰囲気から蜷川博士も亦倉田村々民等も解脱することは出来ぬのである」「超然として大所高所から処刑問題を見ることは出来ぬであろう故に吾等は寧ろ深き同情を以て、此の碑を見てやらねばならぬものと思ふ」と述べる一方で、「此碑の語句に就て今少し妥当の考が浮ばぬものであったか、縦ひ歴史家でないにしても古来政治上の争ひから出発して居る事柄に対しては罪の有無、又死生などは度外に措て長い年月の眼を以て観なければならぬ」と語るなど、碑文の内容に困惑したコメントを残している<sup>(64)</sup>。未だに小栗の刑死に怨念を抱いていた蜷川や、蜷川の理論によって小栗の悲劇性に共鳴した倉田村や烏淵村の人々と、高崎藩出身の深井や内務官僚出身の金沢正雄との温度差が顕在化していたといえる。

他には碓氷郡板鼻出身の学習院長荒木寅三郎が来県して、吾妻・西毛方面の見学した際、東善寺や烏川の処刑地を吾妻郡原町の研究者であった新井信示の案内で見学している<sup>(65)</sup>。

1936年12月頃には、白井秀湖が中居屋重兵衛調査のために来訪。小栗の墓などにも詣でたことが案内人を務めた安齋幸男から報告されている<sup>(66)</sup>。

水沼河原の石碑は、1935年9月の台風による水害で流失したが、1937年3月19日に河川工事の際に発見され、同年5月に復旧されている<sup>(67)</sup>。石碑復旧の後、倉田村と烏淵村の役場や学校当局、有志者により遺跡保存会創設が七十年祭を期に実現することになり、市川亭三郎が会長を務めた。一方でこの時期、小栗の顕彰や慰霊の拠点となっていた東善寺が近隣火災による延焼で全焼し、小栗が滞在した部屋も焼失した<sup>(68)</sup>。



図3 水沼河原の「小栗上野介忠順終焉の地」碑  
(2025年5月3日 筆者撮影)

### (3) ラジオによる小栗に関する講演放送

小栗の顕彰や知識の普及には当時最新のメディアであったラジオも動員されている。

1934年3月28日、東京放送において、蜷川新によ

る小栗に関するラジオ講演が東京で放送されたが、これは豊国らと前橋放送局が企画していた郷土講座第21回として放送しようとしていた内容であった<sup>(69)</sup>。

県内放送では、1935年6月23日に沼田高等女学校校長飛澤勇造「上毛と上毛人」中で小栗に言及されている。群馬県の歴史的特色と代表的人物、豊城入彦命、新田義貞、高山彦九郎、杉木茂左衛門、国定忠治、大前田栄五郎、塩原太助、関孝和を述べた上で、幕末明治初期の先覚者として、小栗と新島襄をあげている。小栗は卓識敏腕、世界の大勢に通じ西洋学術技能にも造詣があり、外構、財政、軍事で奇才を振るい、幕政改革を断行した天才政治家だったとして、叛逆の誤解を受けて斬られた惜しむべき大人物であったと評価した<sup>(70)</sup>。

詳しい放送日は不明であるが、1935年頃に放送された群馬師範学校教諭千々和実による『上毛郷土史』では、小栗と新島襄を鎖国日本から世界的日本へ躍進させた先駆者であると評価する。小栗については、国使として渡米した人物であること、陸海軍の創始者であること、無実の罪で死亡したことに触れている<sup>(71)</sup>。

倉田村に関係する人物からは、市川亭三郎「小栗上野介忠順公を憶ふ」の講演が1937年5月15日に放送されている。小栗没後70年の命日を4月6日に迎えたことを前置きした上で、小栗の最期を中心に講演。権田村に移住した際、引っ越し荷物の味噌樽や行李を見た人々が軍用金であると噂したことが埋蔵金伝説となったこと、幕府の財政状況や小栗死後の状況から見てもデマに過ぎなかったなど、当時の小栗研究の成果を披露している。維新期の混乱により暴徒が発生し、周辺の村から食料や金品の提供をさせ小栗を襲ったが撃退されたこと、総督府から追補令が出され高崎、吉井、安中藩が動員されたこと、武装解除し又一らを高崎に送り恭従の意を表したが豊永軍監が手ぬるさに立腹し、三藩の対応を征伐に移行させたこと、状況証拠や総督府のその後の対応から小栗は全くの冤罪であり、横須賀海軍工廠五十年祭時に皇后から下賜金を贈られたことで「罪名は洗ひ清められました」と結んでおり、おおよそ現在の研究水準と同等程度の内容が放送された。また、

小栗土着後に村の青年を集めて洋算、英語、教練を行ったこと、暴徒撃退後の近隣村との講和の席上で教育の必要や私学校設立計画を発表したことなどを紹介し、村人の敬服を受けていたこと、放送5日前に東善寺が火災により焼失したこと、倉田、烏淵村で小栗上野遺跡保存会を創立予定であることも告げており、ラジオを通じて広く当時の小栗の研究状況や顕彰の状況が一般の人々への普及が試みられていた<sup>(72)</sup>。

#### (4) 吾妻郡の研究者による研究の進展と成果

倉田村や烏淵村で小栗の顕彰が進む一方、吾妻郡の研究者による小栗に関連した研究が行われ、同地方における小栗の事績や小栗没後の遺族の動きの検証が行われている。

黒岩敏而は1931年、嬭恋村に伝わる小栗の妻道子が会津に落ち延びる途中に立ち寄った逸話と、小栗が中居重兵衛を使節一行に加えることを相談したが断った逸話について、古老から聞き取りを行ったことを紹介した<sup>(73)</sup>。

新井信示は、早川愿次郎の研究から漏れていた、小栗夫人が権田から離れ入山するまでの状況に関する実地調査や聞き取り調査に関する論考を報告している。早川が遺した同行者に関する調査と、当時10代から20代だった存命者から聞き取り結果の突合から、権田、荻生、本宿、須賀尾、須賀尾峠、長野原、須川橋、貝瀬、広池と通過したと推定する<sup>(74)</sup>。また、遣米使節として小栗に同行した権田村の名主佐藤藤七の航海日誌を発見するなど、成果をあげている<sup>(75)</sup>。発見された日誌は群馬師範学校の学生であった黒岩文三郎が1939年に翻刻して『上毛及上毛人』に掲載された<sup>(76)</sup>。

萩原進は、「中居屋重兵衛の思想と行動」の中で、中居屋重兵衛の思想の前提に高山彦九郎の尊崇があるとして、高山の至誠が中居屋重兵衛や小栗忠順に表れ、郷土意識を尊王愛国に昇華させたとしている<sup>(77)</sup>。

#### (5) 小栗の埋葬地を巡る議論

早川愿次郎の死後、1930年に公開された遺稿「小

栗父子の墓所に就て」において、下斉田村の田口高義が同村に小栗又一だけでなく忠順の首級も埋葬されていると吹聴したことを非難する内容である。館林法輪寺墓地から首を発掘し、権田村まで持ち帰った高橋村の稲岡政五郎や権田村の塚越房太郎は存命であったこと、発掘に協力した高橋村人見宗平衛の子猪之丞の話と、渡邊忠七が館林藩に提出した始末書の内容が一致していることから、下斉田村に埋葬されたとするのは誤りであると指摘している。また、東善寺の小栗主従の墓石の中に、会津で戦死した塚越富五郎、佐藤銀十郎と、水沼山中で自殺した塚本真彦母、塚本真彦娘の墓石があることを紹介。なお、豊国はこの記事が1915、16年頃に執筆されたものであると説明している<sup>(78)</sup>。

墓所に関しては、埼玉県北足立郡大宮町の普門院にて行われた、岡田啓介首相や蜷川新らによる小栗の展墓に関して、小栗の首級の埋められている場所がどこであるかということを上毛郷土史研究会側は問題視している。普門院や群馬郡滝川村下斉田の説も郷土人の主張として無理からぬとしつつ、権田に埋葬された説が最も有力であること、『群馬県史』3巻で詳細に記述がなされており、早川の調査が根拠となっていることを指摘し、「腐朽する頭蓋骨に何の価値がある」「上州の神霊は之を追慕崇敬する人の精神上に蘇り来るので、百の頭蓋骨ありと雖も不関心の人にとって瓦礫に過ぎぬ」と批判した<sup>(79)</sup>。ただし、同時に掲載された報道記事内では、伊藤仁太郎の「時の総理大臣岡田海軍大将及び故人の敵手たりし薩州人の後輩床次通相打揃っての墓参…これ以上、維新史の書き直しはないのである」とのコメントを踏まえた上で、「岡田首相告白の言を聞いて、吾徒も積年の溜飲が一時に下った感が致しました」「近年にない有難い…愉快の事柄であった」と述べ一定の評価を行っている<sup>(80)</sup>。

また、小栗処刑時の慶応四年五月太政官日誌が館林図書館長の福田啓作により発見されている。小栗の首級をめぐる顛末が詳らかにできる史料であるとして、「之が為め例のインチキ者流の化の皮が忽ち剥ぎ取らるるは痛快の至りと謂ふの外なし」と、普門院のことを念頭においたと思われるコメントが

出されていた<sup>(81)</sup>。なお、小栗貞雄は國子が没した際、豊国からの照会で小栗家の墓地が雑司が谷墓地に埋葬したことを報告している。小栗家の墓地は、東善寺の他、新潟市法音寺、大宮普門院などにもあるが、全ての参拝ができないため、合葬墓地が設けられた<sup>(82)</sup>。

## 7. 『上毛及上毛人』終刊後の小栗研究と顕彰

### (1) 1940年以降の顕彰運動

1942年の『上毛及上毛人』終刊後から戦後にかけての小栗顕彰の時期について触れ、論を終わりにしたい。1930年前後の御大札での贈位が失敗した後も1944年に群馬県会議長の森川抱次らが贈位上申を提唱したが、実現しなかった<sup>(83)</sup>。また、1947年には同胞援護会群馬県支部の浦野匡彦による上毛かるたへの小栗収録の検討が行われたものの、軍国主義者との評価がGHQからなされたため許可が下りず、収録は頓挫した。

### (2) 新史料・小栗日記の発見

1952年、本多夏彦が渋川市内で行った史料調査の際、小栗が死没する間際まで記帳していた『小栗日記』を発見した。1972年に群馬県文化事業振興会から翻刻版が刊行。日記を所蔵していた後藤家は後藤八郎右衛門が戊辰戦争の際に大音竜太郎に起用され、会計方面の事務を担当していた<sup>(84)</sup>。

### (3) 倉淵村の成立と小栗上野介顕彰会への改組

1955年の倉田村と烏淵村の合併により倉淵村が成立した際、小栗は地域のアイデンティティの統合に重要な役割を果たしたとされる<sup>(85)</sup>。1956年、小栗上野介遺跡保存会は、小栗上野介顕彰会へと改組され、主体も東善寺や村人から、倉淵村当局に移管された。代表も村長が就任することになった<sup>(86)</sup>。『上毛及上毛人』が廃刊後、小栗研究となる基盤となる媒体がなくなっていたが、これを埋めるために小板橋良平や大坪元治らの地元の研究者が倉淵村の行政と結びつくとされている<sup>(87)</sup>。

また、1953年に横須賀で新たな小栗の胸像が建設されることになった際、1922年に製作された像は倉

田村に寄贈されている。

## 8. おわりに

以上のとおり、本稿では『上毛及上毛人』掲載記事を中心に1890年頃から1950年代にかけての60年前後における小栗忠順に関する研究と顕彰運動の動向を概観した。

まとめると、本稿で論じてきた群馬県出身者や『上毛及上毛人』に集った研究者による小栗忠順に関する研究や顕彰、名誉回復の運動は、塚越芳太郎が『国民之友』で発表した「小栗上州」から始まっており、塚越と、塚越に続く豊国義孝、早川愿次郎いづれも新聞記者出身のジャーナリスト出身の研究者であった。倉田村の慰霊祭が企画された際にも、塚越が豊国や早川らと面会を行うなど、記者時代に培われたと思われる人脈やネットワークが活用された。また、豊国、早川ともに資料調査と平行して存命者からの聞き取りを行っていることに特徴があるといえる。

『上毛及上毛人』は、群馬県内における小栗の研究や顕彰を志す人々の交流の場となり、その理論を普及させる媒体としての役割を果たしていた。主催者の豊国義孝は、小栗を新田義貞や高山彦九郎と並ぶ郷土の偉人として位置づけ、その功績を広く知らしめることに尽力した。群馬県当局や篠原秀吉もその意思に賛同し、群馬会館に治められた銅像やレリーフは、新田義貞、高山彦九郎、小栗忠順の三名であり、皇国史観全盛の中で忠臣とされた人々とともに称揚される結果となった。また、横須賀製鉄所の建設を主導した功績等、小栗が日本の近代化に貢献した国家の功臣であったことを強調し、横須賀で行われた記念式典に書簡や小栗に関する資料を送るなど、群馬と横須賀とのつながりの一端となった。倉田村、烏淵村では、豊国や蜷川新による論文や講演などの理論的な支援を受けつつ、処刑地の烏川のほとりに慰霊碑の建立を行うなど、小栗に対する顕彰活動が行われた。

豊国ら郷土史家と行政の当局者たちは、小栗を郷土の誇りとして顕彰することに熱心であり、国による正式な名誉回復の象徴として贈位を目標として掲

げ、倉田村烏淵村の住人や県当局と積極的に政府へ働きかけていた。彼らは、小栗が日本の近代国家建設に貢献した、国家の忠良であることを強調することで、贈位を実現しようとした。

ただし豊国は、1929年の御大礼の際に小栗が贈位の対象から漏れたことを遺憾としつつも、小栗の事蹟が世に広まることが「愈々益々国家の功勞者」「維新前過渡期の偉大なる元勳功臣」と評価されるとして、贈位を手段の一つとして見ている節があった。贈位も含めた小栗への顕彰を一種の方便として利用しており、小栗が群馬県民の模範となる人物である先哲偉人であり、この偉人観の下、国家のために尽力する国民の生成が豊国らの意図したことの一つであった。この「国家の功臣」としての側面を強調することこそが、「逆賊」から「忠良」へと価値観を転換させるメカニズムの正体であった。これは、この時期に一般の人々を国家のために尽くす忠良な「国民」を生成しようとした試みの一つであったといえる。

一方、小栗貞雄、蜷川新らは、小栗忠順の冤罪を雪ぐ方向では豊国らと一致しつつも、贈位によって小栗が明治政府の粹組に組み込まれることには否定的であり、皇后から二百円が抛出され、横須賀に小栗の銅像が建設された時点を区切りとして、逆賊の汚名は雪がれたという認識を示していた。戦後の研究者である高橋敏や市川八十夫は、小栗貞雄の姿勢を評価しており、市川に関しては贈位に失敗したことを結果的によかったことだと述べるなど、踏み込んだ発言も行っている。戦後の研究者に受け継がれたのは、貞雄や蜷川のそれに近い、政府の粹組みから距離を置いた価値観を評価する考え方であったと言える。

他方、蜷川新は御大礼の段階で贈位後も小栗の再評価や復権を目指し、倉田村や烏淵村、大宮普門院などでの顕彰運動を継続した。小栗貞雄に関しても、蜷川や倉田村・烏淵村の人々が建設した処刑地への碑建立に際して縁者を派遣するなど、小栗の再評価の普及を目指す活動に協力を続けた点も重要である。

また、群馬県の郷土史家たちは昭和の御大典での

贈位に失敗した後も、ラジオ放送を通じた公開講座を行ったことに代表されるように、小栗の再評価や顕彰を広く一般層へ普及を目指す活動が続けられており、小栗の事績の紹介が不十分であると関わった人々が考えていたことは確かであるといえる。

本発表で扱った人々は、牧原憲夫が『客分と国民のあいだ』で提示した、人々の意識が「客分」から「国民」へと変質した前後の時代に生きた人々であった。特に豊国や蜷川の主張は、小栗の「国家への貢献」を軸として、小栗の雪冤や再評価を目的とする側面が強かった。豊国も当初は幕府への「忠孝」第一の家臣であることを強調していたものの、徐々に日本の近代化への貢献の比重が大きくなり、群馬会館や横須賀での銅像の建設が象徴するように、近代国家建設に貢献し、国家に尽くした「忠良」であることが強調されるようになった。

すなわち、「逆賊」の雪冤と禊は、国家への「忠良」という価値観と不可分に結びついており、郷土史家や県当局の姿勢によりそれが顕在化することとなった。それゆえに、戦後の占領軍から小栗は「軍国主義者」としての烙印を押され、「上毛かるた」の選定から漏れるという皮肉な結果を招いたのである。現代の我々から見れば、小栗は明らかに軍国主義者ではなかったが、1920年代以降の小栗顕彰の流れは、軍隊を作った象徴的な人物としての評価を受けざるを得ない変容を小栗忠順評に与えていたのである。

(付記) 本稿は2025年8月31日に群馬県立女子大学において実施された民衆思想研究会第99回大会での報告「逆賊と忠良のあいだ—近代群馬の郷土史研究界隈における小栗忠順の評価軸—」を元に作成を行ったものである。

#### 参考文献

- 市川光一・村上泰賢・小板橋良平共著『小栗上野介』みやま文庫、2004  
 市川八十夫「小栗上州公『顕彰のあゆみ』」『たつなみ』1、1976  
 市川八十夫「埋れ木をほる—小栗上野介顕彰のあゆみ—」『たつなみ』20、1995  
 大野秀彰『群馬の郷土史と『上毛及上毛人』—豊国覚堂の

- 時代—』みやま文庫、2024  
 落合延孝『猫絵の殿様 領主のフォークロア』吉川弘文館、1996  
 小嶋圭「小栗上野介処刑事件の歴史的位置づけ」『群馬歴史民俗』41、2020  
 白柳夏男「小栗上野介遺聞」『専修商学論集』43、1987  
 高木博志「『郷土愛』と『愛国心』をつなぐもの」『歴史評論』659、2005  
 高橋敏『小栗上野介忠順と幕末維新『小栗日記』を読む』岩波書店、2013  
 蜷川新『維新前後の政争と小栗上野の死』日本書院、1928  
 蜷川新『統維新前後の政争と小栗上野』日本書院、1931  
 蜷川新『開国の先駆者 小栗上野介』批評社、2018 (1953年千代田書院刊行本の改訂復刻版)  
 マイケル・ワート「戦前における小栗の歴史的記憶」『たつなみ』35、2010  
 マイケル・ワート著、野口良平訳『明治維新の敗者たち 小栗上野介をめぐる記憶と歴史』、みすず書房、邦訳2019 (原著は2013)  
 牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、1998  
 村上泰賢『小栗忠順のすべて』新人物往来社、2008  
 村上泰賢『小栗上野介 忘れられた悲劇の幕臣』平凡社新書、2010  
 山田武麿・萩原進編『群馬県史料集 第七巻 小栗日記』群馬県文化事業振興会、1972  
 群馬県碓氷郡編『碓氷郡志』碓氷郡、1923  
 群馬県群馬郡教育会編『群馬県群馬郡誌』群馬県群馬郡教育会、1925  
 群馬県多野郡教育会編『群馬県多野郡誌』群馬県多野郡教育会、1927  
 群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編22 (近現代6教育・文化)』群馬県、1983  
 『群馬県人名大事典』上毛新聞社、1982  
 「資料紹介 小栗上野介記念銅碑設立趣旨」『たつなみ』45、2020  
 「隠居の思ひつ記」ブログ2014年3月30日記事 (2025年8月17日閲覧 早川愿次郎に関する内容)  
 URL : <https://inkyoo.gunmablog.net/e330128.html>

#### 註

- (1) 明治初年の段階では榑田村は群馬郡所属。明治期の群馬郡再編で西群馬郡に属し、1896年の群馬郡成立、1898年の三ノ倉村との合併により群馬郡倉田村となった。なお、倉田村に隣接し小栗処刑地を抱える旧烏淵村は碓氷郡の所属であり、戦後倉田村と合併して群馬郡倉澗村となっている。なお、戦前の小栗上野介遺跡保存会の後継組織であり、戦後結成された小栗上野介顕彰会は倉澗村が運営を担っていた側面がある。
- (2) 小栗関連の近年の論考の例としては、小栗の処刑を通じて、幕末における上州諸藩の動向を論じた小嶋圭「小栗上野介処刑事件の歴史的位置づけ」(『群馬歴史民俗』41、2020)が発表されている。また、小栗上野介顕彰会の関係者からは、村上泰賢『小栗上野介 忘れられた悲劇の幕臣』(平凡社新書、2010)があり、市川光一・村上泰賢・小板橋良平共著『小栗上野介』

- (みやま文庫、2004) の増補版が2025年に刊行されている。
- (3) 『国史大辞典』ジャパンナレッジ版(2025年8月22日閲覧)
- (4) 高橋 敏『小栗上野介忠順と幕末維新』、249-250頁、岩波書店、2013
- (5) 『国史大辞典』ジャパンナレッジ版、拙著『群馬の郷土史と『上毛及上毛人』—豊国覚堂の時代—』(みやま文庫、2024)
- (6) 蛭川 新『続維新前後の政争と小栗上野』(日本書院、1931)。前編となる『維新前後の政争と小栗上野の死』(日本書院、1928)は16版を数えた当時のベストセラーともいえる書籍であった。マイケルワート『明治維新の敗者たち』138頁。蛭川は戦後にも『開国の先覚者 小栗上野介』『維新正観』(ともに1953、千代田書院)を出版して小栗擁護、明治政府批判を続けた。
- (7) 高橋 敏『小栗上野介忠順と幕末維新『小栗日記』を読む』(岩波書店、2013)
- (8) マイケル・ワート「戦前における小栗の歴史的記憶」(『たつなみ』35、2010)
- (9) マイケル・ワート著、野口良平訳『明治維新の敗者たち 小栗上野介をめぐる記憶と歴史』(みすず書房、2019)。
- (10) 塚越芳太郎(1864-1947)執筆者の塚越は碓氷郡烏淵村出身(現高崎市倉渕町三ノ倉)。代用教員を経て暢発学校(群馬師範学校の前身)を卒業、孀恋小学校へ勤務し、1888年に水沼小学校長。その後社会運動に身を投じ、県内の公娼廃止運動の中心的存在として湯浅治郎と行動、湯浅の縁で民友社に勤務し『国民新聞』記者となった。後、政友会系新聞『人民』を主宰。晩年は『東京市史稿』編纂にも携わった。『群馬県人名大事典』343頁。
- (11) ワート『明治維新の敗者たち』63-65頁、74-82頁。
- (12) 「資料紹介 小栗上野介記念銅碑設立趣旨」(『たつなみ』45、97-98頁、2020)
- (13) 豊国覚堂「横須賀開港五十年祝典に際して小栗上野介の爲に一言す」。発表された1917年時点で20年来小栗研究を志していると述べており、逆算すると1897年頃となる。豊国はこの時期県内で『上州新報』記者として活動していた。
- (14) 現物こそ確認できないものの、豊国の「横須賀開港五十年祝典に際して小栗上野介の爲に一言す」(『上毛及上毛人』7、1917)、豊国「小栗氏父子功罪の弁(上)」(『上毛及上毛人』84、1924)の他、小栗貞雄の「みとりの跡(一)」(『上毛及上毛人』186、1932)でも言及されているため、連載が行われたのは確かであると思われる。
- (15) 群馬県立図書館・高崎市立図書館所蔵分。
- (16) 「会員の消息」『上毛及上毛人』1、1914。当初は早川主催『関東之青年』に発表されたが、同誌の廃刊に伴い、『上毛及上毛人』誌上で改めて連載が行われている。
- (17) 豊国覚堂「我楽多文庫」『上毛及上毛人』1、1914
- (18) 『群馬県多野郡誌』389頁。『碓氷郡志』533頁にも小林の話は採られている。
- (19) 「編集局より一筆啓上仕候」『上毛及上毛人』復刊1、1916
- (20) 「大正六年の新政を迎へて」『上毛及上毛人』5、1917
- (21) 上毛郷土史研究会調査係「横須賀海軍工廠と小栗上野介(上)」「横須賀海軍工廠と小栗上野介(下)」『上毛及上毛人』13・14、1917
- (22) 「小栗上野介記念碑 横須賀港に設立」『上毛及上毛人』56、1921
- (23) 「篤志家長山氏」『上毛及上毛人』66、1922、「小栗上野介胸像除幕式 小関獎氏より来信」『上毛及上毛人』67、1922
- (24) 誉田は小栗没後の小栗夫人の護衛や館林法輪寺に埋葬された小栗の首級盗掘を行った誉田(中島)三左衛門の孫。弁護士で県会議員も務めた。
- (25) 「小栗上野介の五十年史」『上毛及上毛人』6、1917
- (26) 『関東之青年』に関しては『群馬県史』資料編22、719頁(群馬県、1983)参照。早川が1915年に高崎で創刊。『上毛之育英』の改題誌。
- (27) ワート『明治維新の敗者たち』126頁。一方で、横須賀での1915年の記念祭と、1922年の銅像建設の間で群馬県民の間で、「新たに創造された群馬のヒーローについて知る必要が群馬市民に存在した」ため、早川の伝記が掲載されることになったとしているが、早川が小栗の伝記編纂を思い立ったのは、それに先立つ1914年頃に『群馬郡誌』編纂に携わっていたことに起因している。「会員の消息」『上毛及上毛人』1、1914。
- (28) 早川愿次郎編『高崎案内』1910、上野日日新聞社
- (29) 早川愿次郎「高崎駅通志(一)」(『上毛及上毛人』105、1926、118号まで11回連載)、「上泉武蔵守金刺秀綱」(『上毛及上毛人』77、1923)、早川圭村「中山道新町宿の設置と佐渡奉行通行の道路」(『上毛及上毛人』122、1927)
- (30) 白柳夏男「小栗上野介遺聞」『専修商学論集』43、34頁、1987
- (31) 早川 愿「幕末の偉人 小栗上野介忠順(一)」『上毛及上毛人』58、1922
- (32) 豊国覚堂「権田村の一泊旅」『上毛及上毛人』83、1924、豊国覚堂「小栗上野介遺蹟搜訪記 群馬郡倉田村大字権田村に到りて」『上毛及上毛人』84、1924
- (33) 豊国義孝「小栗氏父子功罪の弁(上)」『上毛及上毛人』84、1924
- (34) 豊国覚堂「総選挙に直面して」『上毛及上毛人』85、1924
- (35) 小栗貞雄「小栗上野介の冤罪」『上毛及上毛人』86、1924
- (36) この時期の藩祖顕彰運動についての評価は、高木博志「『郷土愛』と『愛国心』をつなぐもの」(『歴史評論』659、2005)を参照。
- (37) 高橋 敏『小栗上野介忠順と幕末維新『小栗日記』を読む』248-251頁。
- (38) 蛭川 新「人間の価値は官位の上下には無之候」『上毛及上毛人』140、1928
- (39) 小栗貞雄「小栗上野介の真面目」(『上毛及上毛人』139、1928)

- (40) 『碓氷郡志』 533-540頁。
- (41) 『群馬県群馬郡誌』 1242-1243頁、1386-1389頁、1460-1465頁。
- (42) 『群馬県多野郡誌』 680-681頁、714-716頁。
- (43) 前述のとおり、豊国とともに小栗旧宅を調査した関は史跡名勝調最委員、丹下は郡誌の編纂主任である。早川も『上毛及上毛人』1号で群馬郡誌の資料収集に協力していたはずだが、刊行された『群馬県群馬郡誌』には氏名が掲載されていない。
- (44) 金井金洞「金井金洞先生と維新勤王史料(下)」『上毛及上毛人』9、1917
- (45) ワート『明治維新の敗者たち』133頁
- (46) 中村孝也「人傑小栗上州」『上毛及上毛人』134、1928
- (47) 蛭川 新「小栗上州に就て」『上毛及上毛人』130、1928
- (48) 蛭川 新「中村博士の『小栗上州評』を讀みて」『上毛及上毛人』138、1928。蛭川 新『続維新前後の政争と小栗上野』327-331頁、1931。
- (49) 中村の叙述に関しては、母校である群馬県師範学校の生徒からも歴史学者ではなく作家のそれであるとの批判があったらしい。蛭川の批判も仕方ない側面がある。萩原進「中村孝也先生と郷土愛」(『群馬文化』118・119合併号、1971)
- (50) 蛭川 新「小栗上州に就て」『上毛及上毛人』130、1928
- (51) 小栗貞雄「小栗上野介の真面目」『上毛及上毛人』139、1928
- (52) 小栗貞雄『色は空』佐藤成文堂、1889
- (53) 「維新前後の政争と小栗上野の死」『上毛及上毛人』139、1928
- (54) 中島悦治「年頭雑感」『上毛及上毛人』141、1929
- (55) 「小栗対西郷論 三上義夫氏手柬」『上毛及上毛人』185、1932
- (56) 田中光顕「橋本香坡先生と田中光顕老伯(上)」『上毛及上毛人』170、1931
- (57) 豊国覚堂「小栗上州の贈位漏れに就て」『上毛及上毛人』140、1928
- (58) 蛭川 新「人間の価値は官位の上下には無之候」『上毛及上毛人』140、1928
- (59) 堀田璋左右「幕府顯官の爵位について」『上毛及上毛人』140、1928
- (60) 「群馬会館を飾る新田公銅像 更に高山先生と小栗上州の胸像」『上毛及上毛人』148、1929、「本県の生める三大先覚の像 群馬会館を飾るべき森村氏大努力の製作」『上毛及上毛人』155、1930、「群馬会館階上の壁間に簞入すべき高山、小栗両偉人の鑄像成る 篠原上毛新聞社長寄贈」『上毛及上毛人』158、1930
- (61) 「維新前後の政争と小栗上野」『上毛及上毛人』170、1931
- (62) 「小栗上野介の記念碑 烏川畔水沼河原に建設」『上毛及上毛人』182、1932
- (63) 市川八十夫「埋れ木をほる」『たつなみ』20、1995、村上泰賢編『小栗忠順のすべて』223頁
- (64) 豊国覚堂「深井日銀副総裁に随伴して(接前)」『上毛及上毛人』194、1933
- (65) 「荒木博士来県 吾が新井信示氏案内」『上毛及上毛人』219、1935
- (66) 「白井秀湖氏西上州視察に来る」『上毛及上毛人』235、1936、安斎幸男「中居屋重兵衛 その事蹟追々顯彰」『上毛及上毛人』237、1937
- (67) 「小栗上州の碑 大出水の為め流失」『上毛及上毛人』223、1935、市川亭三郎「小栗上野の碑全く流失」『上毛及上毛人』225、1936、「流失の小栗上野介碑発見」『上毛及上毛人』240、1937
- (68) 「小栗上州遺跡保存会成る」『上毛及上毛人』242、1937、「東善寺の炎上」『上毛及上毛人』242、1937
- (69) 「蛭川博士の放送」『上毛及上毛人』204、1934
- (70) 飛澤勇造「上毛と上毛人」『上毛及上毛人』220、1935
- (71) 千々和実「上毛郷土史(四)」『上毛及上毛人』222、1935
- (72) 市川亭三郎「小栗上野介忠順公を憶ふ」『上毛及上毛人』242、1937
- (73) 黒岩敏而「机上雑記」『上毛及上毛人』166、1931
- (74) 新井信示「小栗上野介夫人と吾妻郡 一その苦心逃走の跡一」『上毛及上毛人』211、1934
- (75) 新井信示「遣米使節小栗備後守の随行人佐藤藤七の世界一周記を發見」『上毛及上毛人』212、1934
- (76) 「我国最初の遣米使節 小栗上野介の航海日誌」『上毛及上毛人』270、1939
- (77) 萩原進「中居屋重兵衛の思想と行動(一)」『上毛及上毛人』251、1938
- (78) 早川圭村「小栗父子の墓所に就て」『上毛及上毛人』153、1930
- (79) 「小栗上州の首級の所在地に就て」『上毛及上毛人』220、1935
- (80) 「小栗上州の墓へ岡田首相参拜 床次通相、外二三者同伴」『上毛及上毛人』220、1935
- (81) 「小栗上野介の首級問題 動かぬ公文書発見」『上毛及上毛人』244、1937
- (82) 小栗貞雄「小栗家の墓地」『上毛及上毛人』193、1933
- (83) 市川八十夫「小栗上州公『顯彰のあゆみ』」『たつなみ』1、1976
- (84) 山田武麿・萩原 進編『群馬県史料集 第七卷 小栗日記』8-11頁、324-326頁、群馬県文化事業振興会、1972
- (85) ワート『明治維新の敗者たち』190、203頁
- (86) 市川八十夫「埋れ木をほる—小栗上野介顯彰のあゆみ—」『たつなみ』20、1995
- (87) ワート『明治維新の敗者たち』190、203頁

# 和歌山・成蓮院地蔵菩薩像について

—— 中世渋川氏関連の造像作例として ——

熊 迫 奈緒美

## はじめに

和歌山・成蓮院地蔵菩薩像（以下、成蓮院像という。）（図1）は、高野山上の成蓮院に安置され、本像胎内の納入品から建治元年（1275）11月頃に造られたとみられている。その納入品として、願文や結縁交名等の紙本墨書が16通認められ、それらに「上野国」、「円福寺」、「あしか」等の名が確認できることから、奥健夫氏は『日本彫刻史基礎資料集成鎌倉時代造像銘記篇』<sup>12</sup>に所収されている本像の解説において、新田氏や足利氏の周辺での造像の可能性を指摘している。なお、管見の限り、本像に関する先行研究はこの『日本彫刻史基礎資料集成』しか見当たらない。本稿では、本像を上野国に関係する造像と捉え、その作風から仏師系統を考察し、納入品や地誌の伝来等から本像の造像背景を探るものである。

そこで、まず第1章では、本像の



図1 地蔵菩薩像 成蓮院

作風を確認した上で、作風が類似する作例を比較し検討する。特に地蔵菩薩像の様式の変遷に本像を位置づけ、先行研究に照らし合わせ、鎌倉の仏所で造像されたことを論じる。

次に、造像背景については、第2章において本像納入品の紙本墨書から、関連が想定される文言等に焦点をあてて考察するほか、第3章で高野山に関する江戸時代の地誌『高野春秋』<sup>2</sup>、『紀伊続風土記』<sup>3</sup>から紐解く。両書の成蓮院等の項に、永享8年（1436）、関東渋川家本尊の伝来を持つ地蔵菩薩像が、高野山寶珠院に安置されていたとの記述が存在することが判明し、この地蔵菩薩像が本像と考えられる。渋川氏は、上野国渋川郷（現在の群馬県渋川市周辺）を本貫地とし、足利氏を惣領家とする庶子家であり、室町・戦国期は高い家格と権威を有したとされる。

検討の結果、本像の造像や高野山への移坐の背景に、渋川氏の関与を想定するに至った。このことは、本像の様式から鎌倉の仏所で造られたとする本稿での推定や先行研究における新田氏が足利氏周辺の造像との論を重ねても矛盾するものではないと考えられる。これら諸点について以下順に述べる。

## 第1章 本像の作風及び制作仏所について

本像は、像高161.4cm、髪際高151.4cmを測り、髪際高で約5尺の立像である。檜材、寄木造りで、白毫に水晶を嵌入する。明治30年（1897）に旧制度下で国宝に指定されたが（現在重要文化財）、納入品の紙本等が平成27年（2015）に追加で国指定されている。また、昭和49年（1974）に保存修理が行われた。

本像の概要は前述した『日本彫刻史基礎資料集成鎌倉時代造像銘記篇』12に詳述されているため、本稿では省略する。本章では、本像の作風について特色を述べたのち、同時期に制作された類例作品との比較を試み、仏師系統について検討する<sup>(4)</sup>。

本像の作風について確認していくと、面貌はやや面長で、目をわずかに吊り上げ、理知的な印象を与えつつも、幾分冷めた表情をしている。鼻は大きく口角をはっきりと表した唇はやや厚く、顎は大きくしっかりしている。頬から顎にかけては肉付きがよく張りがある。

体軀に目を移すと、よく肉付けされつつ引き締まり、全身に対する頭部のバランスも整っている。手や指の肉付きも程よく柔らかさが見られる。側面観では、奥行きがあり重厚感がある。衣紋は肌に薄く懸かり、皺を現実的に弛ませる表現が繊細である。

以上のとおり、本像は面貌や体軀、着衣においても、優れた作域が示されている。全体に重厚感があり、力強さが窺え、鎌倉時代中期の作風が確認できる。側面や背面観から、背をややまるめる姿が看取できるのもこの時期の特徴といえる。また、これらのことから、本像の作風は、おおまかには慶派でも運慶の流れを汲んでいることが推察できる<sup>(5)</sup>。

ここで、本像と像種を同じくし、制作年が近く、作風に類似がみられる作品と比較したい。「神奈川・正眼寺地蔵菩薩像」（以下「正眼寺像」という。）と「神奈川・光伝寺地蔵菩薩像」（以下「光伝寺像」という。）を取り上げる（図2・3）。正眼寺像は、納入品から、康元元年（1256）ころ、武蔵法橋康信が造立したとされる<sup>(6)</sup>。また、光伝寺像は、銘記から、正応5年（1292）から永仁2年（1294）に、大仏師康増、法眼増慶、法橋康定らの仏師が造立したことを確認できる<sup>(7)</sup>。

まず、本像と正眼寺像の比較を試みる。面貌を比較すると正眼寺像は、本像に比べやや丸顔であり、頭部全体にも丸みを帯びている。また、正眼寺像の方が、本像より頬に張りを感じさせ、目鼻立ちの重心が本像よりやや下でまとまり、整っている印象を受ける。しかし、眉のカーブや目尻に向かって上がる眼の角度、眼や眉のそれぞれの大きさやバランス

は、本像とよく類似する。同じく尾翼の張った大きな鼻、口角をはっきり表しやや前にでてしっかり結ばれた唇も本像と類似し、顔立ちのそれぞれの表現に通じるところが確認できる。

体軀の表現について、同じく正眼寺像と比較すると、頭部の大きさ、全体的なバランスは類似している。側面観からは、宝珠をもつ左手と錫杖をもつ右手の位置もほぼ一致する。また、前述のとおり全体的に量感があり肉付きがよい点为本像と通ずる。しかし、細かく比較すると、面貌表現と同じく、肉体の張りは正眼寺像のほうが強い。正眼寺像は、胸の表現や宝珠を持つ衣の下の腕や肩からも、本像より肉体の張りを確認することができ、側面観では本像より奥行きを感じさせる。特に衣文の皺の表現は、正眼寺像のほうが、起伏が大きくその数も煩雑でない程度に多く、運慶様を本像より色濃く継いでいることが確認できる。

次に光伝寺像と本像を比較してみる。光伝寺像の面貌は、本像と同じく面長で顎下まで繋がる豊かな肉付きが認められるが、肌の張りはあまり感じられない。眼は本像より伏し目がちで、眉と目の間の幅は本像より広いため、表情が弱くなりやや迫力さに欠けている。鼻筋は本像より太く表されるが、尾翼が張っているところは本像に通じ、鼻下の人中線から上唇にかけて前に出ているところや上下とも厚く口角をはっきりと表した唇、太い顎の表現も本像と類似している。体軀の表現を側面観も含め、本像と光伝寺像を比較すると全体的なバランスは類似し、量感があり肉付きがよい点も本像と通じている。しかし、細部を確認すると光伝寺像は、胸の筋肉の張りがあまり確認できない。また、光伝寺像の衣文の皺は、本像よりさらに起伏が少なく立体感に乏しい。

以上をまとめると、本像をふくめこの三軀の地蔵菩薩像は、面貌、体軀、全体的なバランスなど、表現の類似性が認められ、同じ系統の仏所が携わったことが推察できる。しかし、正眼寺像から光伝寺像への展開は、面貌、体軀の肌の張りや筋肉の表し方から、弾力や迫力が欠けていく方向性が確認できる。同じく、着衣の衣文の皺からは、立体的で起伏が大きく数も多い表現から簡略化し数が少なくなっ



正眼寺像



成蓮院像



光伝寺像

図2 正眼寺像、光伝寺像との比較（正面）



正眼寺像



成蓮院像



光伝寺像

図3 正眼寺像、光伝寺像との比較（側面）

ていくことが確認でき、本像はその表現の変遷の中で、両像の中間に位置づけることができる。

塩澤寛樹氏は、正眼寺像や光伝寺像を造立した仏師に、神奈川・円応寺初江王坐像<sup>(8)</sup>の仏師幸有らを含め、鎌倉で造像を担ったとみられる仏師について、慶派から独立した一流派と捉え「鎌倉派仏師」と定義している<sup>(9)</sup>。塩澤氏は鎌倉派仏師の条件として「①鎌倉幕府と密接な関係にあった、②鎌倉に本拠を構えていたと推測される、③畿内での事績は知られていない、④名前に「慶」、「康」などの慶派仏師に伝統的に受け継がれた字を含むことがある。⑤時に僧綱位を有する、⑥その作風は、運慶風の伝統を受け継いでいるが、慶派正系仏所の動向とは異なる点もみられる。」を提示し、彼らが幕府の推挙により僧綱位を得ていた可能性を指摘している。

本像もこれらの条件に照らし合わせてみると、作風は上述のとおり運慶風を受け継ぎ、⑥に当てはまる。また、後述のとおり、本像の造像背景に新田氏か足利氏が関与するとみられ、納入品に將軍家あるいは得宗家発給の奉書と推定できる紙本墨書が含まれることから、「①鎌倉幕府と密接な関係にあった」ことにも該当し、本像も鎌倉派仏師が、鎌倉を拠点とする仏所で造立したと推定することができるであろう<sup>(10)</sup>。

## 第2章 納入品から探る造像背景

### (1) 納入品の概要について

本像の納入品は第1章で述べたとおり、16通の願文、結縁交名等の紙本墨書と骨片、毛髪、爪が認められている<sup>(11)</sup>。まず、紙本墨書16通の内訳としては、『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』12に紹介される順に示すと、「①結縁交名、②願文、③捨銭注文、④捨銭注文、⑤種子・真言・定智願文、⑥種子・真言・名号・鶴若丸願文、⑦墨書紙片、⑧不動呪・火界呪・光明真言、⑨文書断簡、⑩結縁交名、⑪結縁交名、⑫文書断簡、⑬墨書紙片、⑭結縁交名、⑮結縁交名、⑯墨書紙片」となり、分類すると願文が②⑤⑥の3枚、文書断簡が⑨⑫の2枚、墨書紙片が⑦⑬⑯の3枚、不動呪等が⑧の1枚、結縁交名・捨銭注文が①③④⑩⑪⑭⑮の7枚となる。

さらに、骨片には種子と名号等が墨書で表されている。

年紀が示される納入品は、「文永九年九月廿三日⑫、建治元年十一月廿七日⑮、建治元年十一月廿九日⑤⑥⑬、建治元年十一月（日不明）⑩、建（治力）亥（月日不明）②、二月廿一日（年不明）⑨」で、判読可能な日付の最終日は、建治元年十一月廿九日であり、⑤⑥の願文と⑬の文書断簡に記される。

奥健夫氏が『日本彫刻史基礎資料集成』の本像の解説において、造立願文とみられる②、に「此并ハ<sup>(等録)</sup>下野国カハサ□ノ覚明房の□□□□」<sup>(キカ)</sup>とあり、この地名は⑯に「あしかゝのけしくもん」とあることと併せ考え、下野国足利庄の北東にあった同国樺崎郷と捉えている。また、「覚明房」は、⑨文書断簡にも充所として名が見え、造像に深い関わりを持つと考えられている。⑫文書断簡は、充所を「由良地頭殿」とし由良は上野国由良郷とみられ、前述した②願文にある「円福寺」は、新田政義が由良に建立した同名寺院とみている。

納入品全体を見渡すと多くを占める結縁交名等からは、さまざまな身分や宗派の人々の姓名等が確認でき、延べ約300人が結縁しているように見受けられる<sup>(12)</sup>。

### (2) 納入品の考察

本項では、納入品、紙本墨書16通のうち、奥健夫氏の先行研究を踏まえ、願文やそのほかの文書から造像背景に繋がりがあると考えられる文言等に焦点をあてて考察したい。

#### 〈造立願文と円福寺・覚明房〉

造立願文と見られる②について、史料1と図4に示す。

※以下、史料1～5について前述の『日本彫刻史基礎資料集成』12から引用する。また、「/」については改行を表す。

#### 史料1 ②願文（縦12.4cm 横34.6cm）

但奉送□/銭□/直了□□/建□□□亥□□/  
□□/此地□□御身中□/諸人カミ □ □  
入ヲ/奉納候了 但此并ハ/下野国カハサ□  
ノ/覚明房の□□□□/上野国□□庄田□□円



図4 ②願文(縦12.4cm 横34.6cm)

□□／□□／奉送□／□□／猶□／□

この願文の年紀は、「建」と「亥」の文字から干支が「乙亥」であった建治元年(1275)と想定されているが、日付と発願者は不明である。また、「此地」の次、不明文字の後に「御身中」とあることから、「此地蔵菩薩御身中」と本像の像種が示され、「諸人カミ□ □入ヲ」「奉納候了」とあり、此地蔵菩薩御身中に諸人が紙を入れ、納入品の納入が終わったことが記されているとみられる。

さらに、再読の結果、「覚明房の□□□」については「覚明房の法□□□」<sup>(断カ)</sup>と、「上野国□□庄田□□□」については、「上野国新田庄由良円福」とそれぞれ判読することができ<sup>(13)</sup>、本像が由良円福寺に関係することが明らかになった。造像当初、本像が円福寺に安置されたかは不明であるが、結縁交名①の裏面にも、「円福寺□□□□之勤進」と記されることから、この文脈から推察すると円福寺の僧が勤進したように捉えることができる。

この円福寺<sup>(14)</sup>は、現在も群馬県太田市に所在し、開基とされる新田政義は新田本宗家四代であるが、『吾妻鏡』寛元二年(1244)六月十七日条に突然出家したことが記される。『太田市史』(通史編中世)等<sup>(15)</sup>によれば、円福寺『別所村円福寺由緒書』(近世末期の寺伝・慶応3年・1867)に、政義は御室の仁和寺で出家、由良郷別所に蟄居、その後高野山中院(龍光院)の檢校静弁の法嗣静毫阿闍梨を招聘し、円福寺を創建したとされ、新田本宗家の菩提寺

であったとみられている。

また、前述のとおり造立との関わりが指摘される「覚明房」については、納入品に覚明房が記したと推定できる願文や交名などが判明できないことから、造像時期には過去者であった可能性もある<sup>(16)</sup>。

#### 〈定智願文と鶴若丸願文〉

定智が記した願文、⑤について史料2に示す。

史料2 ⑤種子・真言・定智願文(縦9.0cm 横14.6cm)  
(前6行略)

右志者為過去二親出離生死／頓証菩提仏子定智  
証大菩／提及至平等利益也／建治元年十一月廿  
九日定智敬白

現状で確認可能な日付の最終日である建治元年(1275)11月29日に、種子・真言が血書で記されている可能性<sup>(17)</sup>から、強い決意のもとで願文を書いたことが窺われ、定智がこの像の発願者でも中心的な存在、あるいは中心人物の一人であったことが推察できる。

願文の内容は、過去二親の菩提供養と仏子定智の悟りの実現や平等利益を祈願している。仏子定智は発願者である定智自身とも読み取れる。この発願者定智について、新田氏か足利氏の関係者であった僧、あるいは後述する⑥の鶴若丸との関係性を考え合わせると新田氏か足利氏一門の武士で、出家した人物とも想定できる。

⑥種子・真言・名号・鶴若丸願文(縦14.6cm 横8.3cm)については、⑤と同じ日付であること、⑥



を得ることはできなかった。円福寺の僧については、『鶏足寺世代血脈』によれば、14世紀初めに「由良光明坊行人」と記される尊海という人物が存在したことが知られている<sup>(21)</sup>。

### (3) 推定される造像背景について

これまでの納入品の考察から、本像の造像背景を推定する。納入品の願文、交名等は判読不明な文字や文章が多く、断片的な情報を得ることしかできないが、先行研究のとおり新田氏か足利氏周辺の造像については確認することができた。さらに、造立願文とみられる②願文の再読により本像が由良円福寺に関係することが明らかになった。これにより、本像が造像当初安置された場所は円福寺、あるいは新田氏か足利氏が関与する寺院で、勧進僧は円福寺の僧であった可能性が高いのではないであろうか。

本像の造像を発願する定智は、新田氏か足利氏の関係者であった僧、あるいは出家した武士と想定したが、ここで、同名の人物の同時期の事績について紹介したい。高野山参詣道の町石、百五町の建立に関わったと見られる人物に「源氏／沙弥定智」の名が遺る。百五町の銘文には、文永12年(1275)2月に母親、「先妣比丘尼」の三年忌にあたり、源氏沙弥定智が町石を建立したことが記される。また、その2年前、文永10年(1273)、百六町の発願者、比丘尼慈観と明智が、「比丘尼定智」の百か日にあたり供養をしている。その際、明智が比丘尼定智の名前を引き継ぐと読み取ることができる。このことから、百五町と百六町は関連していて、百五町の発願者、源氏沙弥定智と百六町の発願者、明智は同一人物とみられる<sup>(22)</sup>。

高野山参詣道町石、百五町を建立した文永12年は、改元した年であり本像を造像した建治元年と同年である。また、百五町の建立者である源氏沙弥定智の「源氏」に注目すると足利氏や新田氏も源氏であり、本像の発願者と考えられる定智と同一人物である可能性がある。また、足利氏か新田氏の武士ですでに出家していた人物であるとの想定とも重なり、その可能性は高いのではないであろうか。

次に、本像に結縁交名している人々について考察

すると、足利荘樺崎郷の人々や新田荘など上野の人々が想定できる。彼らは、足利の下司と公文のあとに続いて交名したことが推察できよう。

さらに本像の願文、結縁交名等を全体的に見渡すと、「地蔵菩薩」より「南無阿弥陀仏」の名号が多く記されていることに気づく。このことについて、この地域周辺での地蔵信仰の受容を、築瀬大輔氏の先行研究<sup>(23)</sup>を参考に確認する。築瀬氏は、鎌倉時代後期の利根川中流域では多様な信仰が重層的に展開したとし、その中の阿弥陀を称する集団が信仰のかたちとして、地蔵菩薩を彫出した板碑を建てたが、中には地蔵菩薩像の上に阿弥陀種子等を彫った板碑が含まれることに注目し、これが1260年代から1270年代に限定して利根川と荒川を繋ぐ地域に出現したとする。そして、この地域の地蔵信仰が、阿弥陀信仰と一体となって流入したことを指摘している。本像の結縁交名等からも、地蔵菩薩と阿弥陀如来を同時に信仰する様子が窺え、こうした限られた時期と地域における信仰と関連すると仮定すれば、本像の造像環境を示唆することも考えられる。

## 第3章 本像の伝来と高野山移坐の経緯について

### (1) 地誌による本像の伝来

本像は、現在、高野山上の成蓮院の本尊として祀られるが、ここでは、高野山の地誌から本像が高野山にもたらされ、成蓮院に安置された経緯や伝来について考察をする。

高野山を扱う江戸時代の地誌として、『高野春秋編年輯録』(以下『高野春秋』という。)と『紀伊続風土記』がある。『高野春秋』は、弘仁7年(816)から、享保4年(1719)までの高野山の編年史で、著者は、高野山二百七十八世寺務検校の懐英である<sup>(24)</sup>。『紀伊続風土記』は、文化3年(1806)、幕府の命によって和歌山藩が儒臣仁井田好古を総裁として編纂させた紀伊国の地誌で、天保10年(1839)に成立している。各部や各村、荘ごとにまとめられるが、中でも高野山之部は特に詳細に記される<sup>(25)</sup>。

これら地誌に本像のここと推定される地蔵菩薩像の伝来に関する記事があり、該当する部分は、それぞれ次のとおりである。

『高野春秋編年輯録』巻第十一<sup>(26)</sup>

(永享)

八年丙辰春正朔。檢校行算大和尚朝拜。

夏閏五月三日。南谷榮泉院地藏尊修補成。而奉<sub>レ</sub>供<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>。此尊者。小野篁作。關東澁川家本尊。展轉相承。冊<sub>三</sub>南谷六地藏<sub>一</sub>。

○考。澁河氏者。足利義兼入道鏝阿之息義氏。其子泰氏號<sub>三</sub>平松殿<sub>一</sub>。此人之二男澁河左兵衛佐義顯。雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>家傳之本尊<sub>一</sub>。任<sub>レ</sub>靈夢之告<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>安置當山寶珠院<sub>一</sub>者也。南谷榮泉院。往昔號<sub>三</sub>寶珠院<sub>一</sub>歟。近來改<sub>三</sub>淨蓮院<sub>一</sub>也。交替故<sub>レ</sub>

『紀伊統風土記』高野山之部 巻之十五<sup>(27)</sup>

成蓮院

(中略)

本尊地藏菩薩

小野篁作南谷六地藏の随一なり院跡考云本尊地藏者小野篁の作なり像背添書曰此尊者根本關東澁川殿御本尊也爾有御夢想之告而安置當山寶珠院永享八年丙辰年閏五月三日云云考えるに澁川者上總介義兼其子在馬頭義行此子泰氏號平石殿泰氏有三子其二男號澁川左兵衛佐義顯云云依之案するに元此尊は寶珠院の本尊なり寶珠院後榮泉院と改む寶永年中當寺と寺替の節本尊は南谷六地藏の一なるか故に此尊を外に移動することあたはず依て本尊は其儘當寺に屬し置ならん

まず、『高野春秋』には、永享8年(1436)の条に「夏閏五月三日」、「南谷榮泉院地藏尊を修補し、供養奉る」とあり、「この尊は小野篁作、關東澁川家本尊として伝わる。南谷六地藏として立(冊)つ。」とある。また、著者(懷英)が考えるに、この「澁河氏」は、「足利義兼入道鏝阿之息義氏、其子で平松殿と号す泰氏殿、此人の二男、澁河左兵衛佐義顯」を指すとし、「家伝の本尊となすといえども、靈夢の告げに任せ、當山寶珠院に安置されたもの」と記される。さらに「南谷榮泉院は、往昔、寶珠院と号すか。」「近頃、淨(成)蓮院と交替し、改める」とある。つまり、關東澁川氏の本尊であった地藏尊

は、寶珠院に安置されたが、寶珠院が榮泉院と改められ、その後、榮泉院と成蓮院が交替し、成蓮院に安置されることになったと読み取れる。

一方、『紀伊統風土記』には、像背に添書があり、「此の尊は、根本、關東澁川殿御本尊」であるとし、『高野春秋』には記載がなかった「像背の添書」の存在を記す。また、その日付は「永享八年丙辰年閏五月三日」を示し、『高野春秋』で地藏尊を修補し供養したとされる日付と一致している。このことから『高野春秋』で、地藏尊を補修し供養したとされる永享8年5月3日に、關東澁川殿御本尊の伝来を像背の添え書きとして、残したことも考えられる。像背の添書については、『高野春秋』に記載はないが、『高野春秋』編纂時期には存在したとすれば、その記事をもとに掲載したこともあり得る。そのほかの成蓮院に関する『紀伊統風土記』の記事についても、『高野春秋』とほぼ同内容が記され、『高野春秋』の記事をもとに『紀伊統風土記』の記事が掲載されているとみることもできる。

両書の記述を信じれば、本像は、關東澁川家本尊あるいは關東澁川殿御本尊(以下「關東澁川家本尊」という。)の伝来をもち、靈夢の告により、恐らく澁川氏が高野山寶珠院に安置したと考えられる。また、その時期は永享8年頃に補修し供養されたとの記述から、永享8年頃かそれ以前であろう。

## (2) 澁川氏の祖、澁川義顯について

次に本像の伝来に関東澁川家本尊とあることに注目し他史料等とも擦り合わせ、澁川氏の祖、澁川義顯について考察する。

伝来の「澁川氏」については、両方の地誌において、編者(著者)が「考えるに」と前置きをするが、足利義兼からの系譜が示され、その4代目に「澁河(澁川)左兵衛佐義顯」と記される。『尊卑分脈』によれば、澁川義顯は、足利義兼から、義氏、泰氏、義顯と続き、義兼から4代目にあたり、地誌の記述とほぼ一致する<sup>(28)</sup>。また、同じく『尊卑分脈』に義顯は、「板倉二郎・少輔次郎・澁川次郎・本名兼氏」とあり、澁川氏の祖とされる。足利泰氏の二男で、板倉二郎兼氏とも称したが、板倉は足利荘内(現在

の足利市板倉町周辺)であり、上野国渋川の地を得て渋川姓を称するようになった<sup>(29)</sup>。

渋川義顕と推測されている事跡については、『吾妻鏡』では、「次郎兼氏」や「次郎顕氏」の名で年始の儀や鶴岡放生会のほか、宗尊親王に近仕する姿など約20回にわたり登場し、康元元年(1256)八月廿三日の条で北条政村の邸宅に出向く宗尊親王に供奉、それが確認できる最後となっている。『吾妻鏡』以外の史料では、文永6年(1269)に「渋河左衛門入道」あてに、子息渋川泰忠を靱負尉任官とする伝達が、執権(北条時宗)連署(北条政村)の関東御教書に遺り(『香取神宮文書』)<sup>(30)</sup>、『渋川市誌』ではこれを義顕と推察している<sup>(31)</sup>。

また、伊豆山神社の別当寺である密蔵院の別当に関する貞治3年(1347)「伊豆国密蔵院々務次第」には、義顕の子とみられる「澁川二郎入道息顯潤」の名が確認できる<sup>(32)</sup>。

以上のとおり、『高野春秋』等に示されるこの渋川義顕の系譜については、『尊卑分脈』とほぼ一致し、渋川氏の祖と位置づけられている。また、本像が造像されたと推定される建治元年頃は、上述した『吾妻鏡』以降の史料に渋川義顕と覚しき人物が「入道」として登場する時期と重なることにも注目でき、前述した納入品から推定される造像に関与する足利氏として、この渋川氏の祖、義顕が関わった可能性があるのではないだろうか。その場合、第2章、納入品の考察で上述した⑤の発願者「定智」や結縁交名⑤の「二郎入道一類」の二郎入道や表面最後に記される「次郎入道」が、義顕であることも考えられ、あらためて注目することができるであろう<sup>(33)</sup>。

足利本宗家では義顕の異母弟となる当主頼氏が、弘長2年(1262)に早世し<sup>(34)</sup>、嫡子の家時が幼少で当主となったため、その代行や後見人は、頼氏の異母兄の家氏や泰氏の異母兄の長氏であったとみられている<sup>(35)</sup>。のちに家氏の子孫が斯波氏、石橋氏となり、長氏の子孫が吉良氏となるが、室町期には將軍家に次ぐ高い家格を有したとされ<sup>(36)</sup>これは、鎌倉期の本宗家への後見が一因であったのではないかと考えられている<sup>(37)</sup>。本像造像時期、建治元年頃、家氏の同母弟でもある義顕が、やはり室町期に高い家

格を有した渋川氏の祖となることからしても、当時から本宗家に近い存在であったことは想定できる。さらに、義顕の事績が鎌倉で複数確認できることは、第1章の仏師系統の検討と考え併せ、留意しておきたい。

### (3) 関東渋川家の盛衰と移坐の経緯

ここでは地誌にみられる関東渋川家について、先行研究により確認したのち、本像が渋川氏の関与により、高野山へ移坐された経緯を探る。

渋川氏の祖とされる渋川義顕を初代とすると、6代目にあたる渋川義行(永和元年(1375)没『尊卑分脈』)は、九州探題に任命された<sup>(38)</sup>。谷口雄太氏によれば、渋川氏はこの義行の子満頼の時代以降、九州・京都・関東に分派したとされる<sup>(39)</sup>。谷口氏は、関東渋川氏について、『尊卑分脈』には記されないが、他の系図(『渋川系図』<sup>(40)</sup>・『浅羽本系図』<sup>(41)</sup>)からは、渋川義行の子に義長(『清和源氏系図』<sup>(42)</sup>では満持)が確認でき、『渋川系図』では義長の注釈に関東在住と記されることから、彼が関東渋川氏になったと指摘している。また、その成立時期も、義行の頃前後(14世紀後半)と推察している。

15世紀半ばの東国は、享徳の乱で戦乱状態になるが、長祿元年(1457)には、京都渋川氏の義鏡(右兵衛佐)は、將軍足利義政の命で関東に下向している<sup>(43)</sup>。また、文明10年(1478)頃には、同じく京都渋川氏の渋川左衛門佐(義堯)が東国を転戦したことが「太田道灌状」<sup>(44)</sup>から、知られている。義堯は、関東各地を、太田道灌とともに戦ったが、道灌は、「御名字地」である「渋川庄」について、「干レ今令相違」と記している。このことから、渋川庄が不知行となっている状況を知ることができると同時にあるときまでは渋川氏が知行していたことを示唆している。これ以降、関東における渋川氏は武蔵国蔵の領主として確認できるが、16世紀中頃にかけて衰退いくこととなる<sup>(45)</sup>。

それでは、関東渋川氏が在住した東国において、本像は高野山寶珠院に安置される前、何処に祀られていたのであろうか。14世紀中頃の渋川氏の所領については、「渋川直頼讓状写」(『武蔵賀上家文書』<sup>(46)</sup>)

から確認できる。渋川直頼は義顕から5代目にあたり、直頼から義行に譲ったことが伺える所領、所職は陸奥、出羽、下野、上野、武蔵、相模、越中、加賀、信濃、遠江、但馬、備中、備後のほか、佐渡国の守護職と全国にわたっていた。谷口氏は、特に上野国渋河、武蔵国蕨、加賀国野代、備後国御調別宮などが、戦国期まで渋川氏領としてつながっていくことに注目している<sup>(47)</sup>。これら所領の中で、本像が関東渋川家本尊として祀られていたのは、太田道灌が不知行となっていることを書状に遺した「御名字地渋川庄」、渋川氏の本貫地、上野国渋川郷であった可能性が高いのではないであろうか。渋川郷の渋川氏による支配について、『渋川市誌』<sup>(48)</sup>によれば、足利系渋川氏が、14世紀中ごろまでは支配していたが、渋川義行の子、満頼が九州探題となって下向した応永3年(1396)年以降は、中心的な支配力を失い、上杉氏と古河公方成氏の対立が始まる享徳2年(1453)以降は、白井城に長尾景仲親子が抛り管領上杉顕定が入場して、白井(現在の渋川市白井周辺)が政治の中心となったとしている。前述の「渋川直頼譲状」で上野国渋川郷の所領が確認できる14世紀半ば以降で、地誌に地蔵菩薩像を供養したことが記される永享8年(1436)をあまり遡らない時期に、関東渋川氏が上野国渋川郷を知行することが困難な状況となり、本尊を高野山に移坐したと想像することは難しくないであろう。

さらに、本像が関東渋川家本尊となった経緯には、造像当初から渋川氏にゆかりがあったと考えるほうが自然であり、推測を重ねれば、足利一門の中でも、特に渋川氏が造像の主体者であったことも想定でき、造像された建治元年を考えると前述したとおり、渋川氏の祖、渋川義顕が関与した可能性が考えられるのではないであろうか。

## おわりに

本稿では、ここまで本像の概要を確認し、様式について検討した。また、造像背景については、納入品及び高野山に伝わる近世地誌等の二方向から考察を行った。本章では、本稿での考察を順に述べる。

第1章では、本像の作風について考察し、面貌や

体軀、着衣においても、優れた作域が示されていることを確認した上で、全体的に重厚感や力強さが窺え、鎌倉時代中期における運慶の流れを汲んだ作例であることを推察した。

また、同時代に造立され関東や鎌倉周辺に所在する正眼寺像・光伝寺像との比較からは、面貌、体軀、全体的なバランスなど、本像と表現の類似性が認められ、同じ系統の仏師、あるいは仏所が携わったことが推察できた。表現の変遷の中では、本像は両像の中間に位置づけられる。先行研究において塩澤寛樹氏が、鎌倉派と定義している仏師の条件に該当することが確認することができ、本像の制作場所についても鎌倉を拠点とする仏所で造立したことを推定した。また、このことは、後章で考察した造像背景と相違するものではないと考えられる。

第2章では、納入品の概要を確認したのち、願文等紙本墨書の中で特に造像背景と関連があると考えられる文言に注目し考察を行った。結果、新田氏菩提寺である上野国円福寺と本像が関係を有することが明らかとなった。本像が造像当初安置された場所は、円福寺或いは新田氏か足利氏が関係する寺院で、勸進僧は円福寺の僧と推察され、結縁交名しているのは、足利荘や新田荘の人々であるように見受けられた。また、造像の発願者であった定智は、高野山町参詣道の町石施主、源氏定智・明智と同一人物である可能性を指摘した。

第3章では、高野山に關係する江戸時代の地誌に、本像に比定できる仏像の記述があり、関東渋川家本尊として祀られていたことを紹介した。本像が関東渋川家本尊であれば、高野山に移坐される前、本像が祀られていた場所は渋川氏の本貫地、上野国渋川郷が可能性の一つとして考えられ、永享年間かそれ以前に渋川氏が渋川郷を知行することが困難な状況となったことから、本像を高野山に移坐したことを推察した。

また、関東渋川家本尊の伝来がのちに付加されたことを考えると造像に深く関与したのは足利一門の中でも、渋川氏であった可能性があり、建治元年頃とされる造像年を踏まえると渋川氏の祖、渋川義顕が関与した可能性も考察に加えた。義顕の事績が、

『吾妻鏡』等の史料から鎌倉で多く確認できることから、第1章の鎌倉派仏師の起用について、義顕が関わったとしても矛盾なく関連させて想起できる。

さらに、本像の発願者定智が渋川義顕であった可能性を提示したが、これらを結びつける確実な史料を見つけるには至らなかった。ただし、高野山参詣道に二本の町石を建立し得る財力を持ち合わせた源氏定智と同一人物であれば、足利一門の御家人であった渋川義顕である可能性も否定できないと考える。

以上まとめると、本像はその様式を先行研究に照らし合わせることで、鎌倉を拠点とする仏所で造立したと推定することができ、このことは本稿で得られた知見と捉える。また、造像や移坐の背景については推論を重ねてしまったが、本像が関東渋川家本尊の伝来を持つことや納入品の考察から、その経緯で中世渋川氏が関与した可能性は高いと考える。

これら本稿の要旨が大筋認められるのであれば、この時期における足利氏の中心的な人物が関わった作例としても意義を見出すことができ、新田氏、足利氏の関与とされていた先行研究を一步進めることができたのではないであろうか。

#### 【付記】

調査において、格別なる御高配を賜った高野山成蓮院ご住職林紘榮師、高野山霊宝館館長大森照龍氏に篤く御礼申し上げます。併せて、写真掲載を許可された各ご所蔵の方々のご配慮に心より感謝申し上げます。

本稿作成にあたり、終始多大なご指導を賜った群馬県立女子大学学長塩澤寛樹先生に深謝いたします。



また、所属する大学院日本美術史ゼミにおいて、ご指導、ご助言を賜った本学文学部美学美術史学科准教授三宅秀和先生、史料等に関し貴重なご教示を賜った本学群馬学センター教授梁瀬大輔先生に感謝の意を表します。

#### 【註】

- (1) 奥健夫「地藏菩薩像（成蓮院）」（水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』12、中央公論美術出版、2016年）
- (2) 日野西真定編集校訂『新校高野春秋編年輯録』増訂第2版（岩田書院、1998年）
- (3) 仁井田好古等編『紀伊続風土記』第4輯、（歴史図書社、1970年）
- (4) 第3章で紹介する地誌、『高野春秋編年輯録』と『紀伊續風土記』に、本像は「小野篁作」との記述があるが、小野篁は平安時代の貴族であり、仏師でな

く、本像の制作年代とも相違している。

- (5) 拙稿「沼田市・三光院十一面観音像について—造像背景の考察を中心に—」（群馬県立女子大学群馬学センター、2024年）5頁において、成蓮院像が三光院像の仏師快覚や快覚周辺の作例の可能性があったとしたが、本稿ではその見方を修正する。
- (6) 水野敬三郎「地藏菩薩像（正眼寺）」（水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』7）（中央公論美術出版、2009年）
- (7) 山本勉「地藏菩薩像（光伝寺）」（水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』15）（中央公論美術出版、2019年）
- (8) 神奈川・円応寺初江王坐像（像高103.0cm、寄木造、玉眼嵌入）
- (9) 塩澤寛樹「第5編第2章「鎌倉派」仏師の実態と作例」『鎌倉時代造像論—幕府と仏師—』（吉川弘文館、2009年）
- (10) 塩澤寛樹氏は、「鎌倉派」の仏師が構えていた「鎌倉派仏所」を組織的な存在として推測し、必ずしも一つに統一されていたとは言い切れず、複数存在した可能性を指摘している。（前掲書註（9））312-314頁
- (11) 骨片、毛髪、爪は、造像願意にかかわる人物の火葬骨等である可能性もあるが、現状、特定することは困難である。
- (12) 姓名は約180名確認できるが、一類十余人などの表記もあり、それら約130名も人数に加えている。結縁交名には、源、藤原、平、菅原、平等の姓もみられるが、多くは庶民の名前である。また、⑮には「不断念時衆十余人」とあり、時宗の信仰者とみられる人々も含まれる。
- (13) 判読について、群馬県立女子大学群馬学センター梁瀬大輔教授並びに埼玉県立文書館青木裕美氏に御教示をいただいた。
- (14) 正式名称は御室山金剛院円福寺
- (15) 小此木輝之「第1章第6節2 新田荘と真言宗の展開」（『太田市史』通史編中世、太田市、1997年）175-182頁（その後、同『中世寺院と関東武士』（青史出版、2002年）に所収。）
- (16) 覚明房という房号に注目すると、法然の高弟に覚明房長西（元暦元年（1184）-文永3年（1266））という人物がいる。長西は、洛北の九品寺を拠点に念仏・諸行のいずれの希望者にも平等に極楽往生を約束する「諸行本願義」を打ち立て、鎌倉にもその弟子や門流は多く存在し、興隆したとされる。ただし、長西と樺崎郷との繋がりについても不明であり、長西が法橋の僧綱位を得ていた可能性も低いため、本像の覚明房とは別人と考えられる。  
・納富常天『鎌倉叢書 第21巻 鎌倉の仏教』（かまくら春秋社、1987年）163-168頁  
・浄土宗大辞典編纂委員会監修『新纂浄土宗大辞典』（浄土宗、2016年）「長西」の項を参照。
- (17) 前掲書註（1）
- (18) 二月騒動は、文永9年（1972）2月11日、得宗御内人とみられる人々をはじめ多くの武士が、名越時章とその弟教時を誅殺したもので、北条時宗政権における中枢部が、名越氏を中核とした反対派の陰謀を想定し

- 攻撃した事件である。新田氏においては、新田政義にかわり活躍をみせていた世良田頼氏が失脚した。「長楽寺系図」に文永9年に佐渡へ流罪になったことが記され、この事件に連座したと考えられている。同じく、渋川義顕の子義春が、この事件に関係したか、文永9年佐渡国に配流され、翌年召しかえされている(『尊卑分脈』)。また、渋川義顕の母(泰氏の妻)と世良田頼氏の妻は、ともに名越時章の姉妹と考えられている。文永9年9月2日、名越時章に異心はなく誅殺は誤りとなり、大蔵以下5人の武士は責任を問われて処刑される。本像納入品の由良郷地頭宛の書簡はこの直後、9月23日付けである。
- なお、二月騒動について、下記論考を参考にした。
- ・網野善彦『日本の歴史10蒙古襲来』(小学館、1974年) 150-153頁(その後、同『網野善彦著作集』5、岩波書店、2008年に所収)
  - 頼氏の失脚に関連し、渋川義顕の母と世良田頼氏の妻が、ともに名越時章の姉妹であることは、下記論考を参考にした。
  - ・久保田順一「新田一族の家の成立と女性」(『群馬文化』第261号、2000年)9頁(その後、同『中世前期上野の地域社会』(岩田書店、2009年)に所収。)
  - 下記論考で、谷口氏は渋川義春の配流が二月騒動と関係したかと言及している。
  - ・谷口雄太「中世後期における御一家渋川氏の動向」(戦国史研究会編『戦国期政治史論集』西国編、岩田書店、2017年)146頁(その後、谷口雄太『中世足利氏の血統と権威』(吉川弘文館、2019年)に所収。)
- (19) 下記『新田町誌』によれば、由良郷は、新田本宗家の一貫した最重要の基盤であったが、寛元2年(1244)、新田政義失脚による所領没収の動向は不明とされる。
- ただし、政義の代わりに新田氏の総領職になったとされる世良田頼氏が文永9年(1172)の二月騒動で失脚し、本宗家が総領権を回復したと推察されていることや、新田義貞が戦死すると、貞和3年(1347)に岩松直国に由良郷が与えられていることから(『正木文書23』『群馬県史資料編』5)、鎌倉期末も、由良郷は新田宗本家の所領であったと考えられている。また、新田基氏の墓とみられる五輪塔が、円福寺に遺り、銘に「沙弥道義七十二逝去元亨四季甲子六月十一日時」とあり、元亨4年(1324)に没している。
- これらのことから、納入品の文永9年9月の宛所となる由良地頭は、新田本宗家の政氏か基氏であったのではないかと推察する。
- ・山本隆志「第3章第3節 新田一族の発展」
  - ・峰岸純夫「第5章第1節 新田本宗系の館・寺・墓」(『新田町誌』第4巻 特集編新田荘と新田氏、新田町、1984年)127-128、312-316頁
- (20) 下記論考で田中大喜氏は、足利荘の権益(下司職)は、藤姓足利氏の蜂起に対する鎮圧を機に、源頼朝から足利義兼に与えられたのではないかと言及している。
- ・田中大喜「総論 中世前期下野足利氏論」(同編著『下野足利氏』シリーズ中世関東武士の研究第9巻、戎光祥出版、2013年)14頁
- (21) ・峰岸純夫 前掲書註(19) 312-316頁  
・小此木輝之 前掲書註(15) 181-182頁
- (22) 高野山参詣道町石については、下記論考を参考にした。また、105町、106町の銘文については、下記のとおり同論考から引用する。(「/」は改行を表す。)
- ・愛甲昇寛『中世町石卒塔婆の研究』(ビジネス教育出版社、1994年)411頁
- 105町
- (正面)  百五町 源沙弥定誓
- (右側面) 當先妣比丘尼幽靈性明第三年之/忌辰所造立也答斯一心懺懃之/丹誠遂彼九品託生之素懷而已
- (左側面) 文永十二年二月廿一日
- 106町
- (正面)  百六町 比丘尼慈觀
- (右側面) 右相當亡口比丘尼定智幽靈百箇日之忌辰造/立之但定智往生之日依令奉加早生之分愆我/名字是為結一佛浄土之勝縁也兼為圓佛/經心兩聖靈乃至法界衆生往生極樂矣
- (左側面) 文永拾年十一月五日
- (23) 築瀬大輔『関東平野の中世一政治と環境』(高志書院、2015年)105-113頁
- (24) 『国史大辞典』第5巻(吉川弘文館、1985年)「高野春秋」の項を参照
- (25) 『国史大辞典』第4巻(吉川弘文館、1984年)「紀伊続風土記」の項を参照
- (26) 前掲書註(2)
- (27) 前掲書註(3)
- (28) 『紀伊続風土記』では、その系図を「足利義兼一義行一泰氏一義顕」とし、『高野春秋』や尊卑分脈の系図で、「義氏」と記されるべきところを「義行」とし、誤記と見受けられるが、義顕が義兼から4代目に当たることについては一致する。
- (29) ・小谷俊彦「第2編中世第2章 源姓足利氏の発展」(『近代足利市史』第1巻通史編、足利市、1977年)167頁  
・『渋川市誌』(第2巻通史編上、渋川市、1993年)273-276頁
- (30) 『千葉県香取神宮文書』(『渋川市誌』第5巻歴史資料編、渋川市、1989年)20-21頁
- (31) 『渋川市誌』前掲書(29) 276頁
- なお、久保田順一氏は、下記論考でこの渋川左衛門入道は不詳とし、その子泰忠も『尊卑分脈』にみえないため、庶流の可能性を指摘しつつも、100貫文の成功銭を負担でき相当裕福であり、渋川氏が家柄とともに所領など分限の上でも有力であるとしている。
- また、『渋川市誌』(同上)では、『吾妻鏡』で、寛元二年(1244)八月十六日の条に鶴岡八幡宮の馬場において競馬などが奉納され、その競馬の二番目に「渋河弥次郎」が出演しているが、この人物についても渋川義顕と推察している。しかし、五味文彦編『現代語訳吾妻鏡12宝治合戦』(吉川弘文館、2012年)の解説では、「生没年未詳。足利氏の庶流。下野国の武士。」とされ、久保田順一氏は、下記論考で、建暦3年(1213)の和田合戦等で討たれた渋川氏のうち没落を免れた一

族か、清和源氏足利系か未詳であるが、足利系渋川氏は『吾妻鏡』の中では渋川姓を称していたとはみえないので、前渋川氏の可能性があると指摘している。

さらに『渋川市誌』(同上)では、徳治2年(1307)5月に、円覚寺で行われた北条時宗忌の大齋の結番衆として、九番に登場する「澁河次郎左衛門入道」(『円覚寺文書』(『渋川市誌』前掲書註(30)24頁)も、渋川義顕としているが、久保田順一氏は、前述の渋川左衛門入道本人かその一族と推察している。本稿では、この大齋の構成員は主に北条氏被官や中小の武蔵武士であり、ここに足利一門である義顕が参列していることは考えにくいので、別人と推察する。

- ・久保田順一「中世群馬北部地域の歴史的環境―渋川郷・桃井郷の展開―」(『群馬文化』272号2002年)32-33頁(その後、同『中世前期上野の地域社会』前掲書註(18)に所収。)
- (32) 醍醐寺文書2941号「伊豆密言院別當職管理文書」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ十九醍醐寺文書之十三』2004年)  
下記論考では、足利氏の子弟が密蔵院の院務となっていることに注目し、院務次第の「澁川二郎入道息顯潤」の「澁川二郎入道」を「(義顕か)」としている。  
・白井信義「尊氏の父祖一頼氏・家時年代考一」(日本歴史)257号、1969年)33頁(その後、田中大喜編著『下野足利氏』前掲書註(20)に所収。)
- (33) 捨銭注文④にも、「定智」の名前がみられ、同一人物である可能性がある。  
また、結縁交名⑤の次郎入道が渋川義顕である場合、同じ⑤にみえる太郎入道は、義顕の同母兄、足利家氏を指す可能性もあるが、結縁交名には過去者も含まれるため、家氏の造像時期における生存について納入品からは確認できない。また、下記論考で、家氏は文永3~6年(1266~1269)ごろに死没したと推察されている。  
・吉井功兒「鎌倉後期の足利氏家督」(同『中世政治史残篇』ト一キ、2000年)19頁(その後、田中大喜編著『下野足利氏』前掲書註(20)に所収。)
- (34) 頼氏死去の年について、足利氏の菩提寺、吉祥寺の位牌等を根拠に弘長2年とする下記論考を参考にした。  
・白井信義 前掲書註(32)34-35頁
- (35) 長氏や家氏が後見人を務めたことについて、田中大喜氏の論考を参考にしたが、田中氏は下記論考を参照している。  
・田中大喜『対決の東国史3 足利氏と新田氏』(吉川弘文館、2021年)72-73頁  
・小川信「守護大名斯波氏の発祥」(『国史学』86号、1971年)(その後、同『足利一門守護発展史の研究』「斯波氏の興起と分国の形成」、吉川弘文館、1980年に所収。)  
・松島周一「鎌倉時代の足利氏と三河」(同成社、2016年)
- (36) 谷口雄太「足利氏御一家考」佐藤博信編『関東足利

氏と東国社会』(岩田書院、2012年。その後、同『中世足利氏の血統と権威』(吉川弘文館、2019年)に所収。)

- ・同『足利将軍と御三家―吉良・石橋・渋川氏―』(吉川弘文館、2022年)  
谷口雄太氏は、吉良・石橋・渋川三氏が足利氏の「兄」にあたる庶子家で、室町期には将軍家に次ぐ御三家であり、斯波氏は管領に分岐したとしている。
- (37) 田中大喜 前掲書註(35)72頁
- (38) 渋川義行は丹後・備中・備後守護及び九州探題を務めた。しかし、義行は鎮西への上陸は叶わないまま、永和元年(1375)に二十八歳で没する。  
・谷口雄太 前掲書註(18)147頁  
谷口雄太氏は、以下の論考を参考に論じている。  
(・佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下(東京大学出版会、1995年)・森茂重暁「渋川氏」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』下、新人物往来社、1988年)
- (39) 谷口雄太 前掲書註(18)147-148頁
- (40) 『渋川系図』(『続群書類従』第5輯上、421頁)
- (41) 『浅羽本系図』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)
- (42) 『清和源氏系図』(『続群書類従』第5輯上、281頁)
- (43) 谷口雄太 前掲書註(18)150頁  
谷口雄太氏によれば、将軍足利義政は関東公方足利成氏を掃討すべく、足利政知の「御共」として義鏡を東国に向かわせたとしている。また、谷口氏は、以下の史料を参考に論じている。(『草根集』長禄元年十二月十二日・同月二十二日の条、『大乘院寺社雑事記』同月二十五日条、『大膳大夫有盛記』同二年四月七日・同年五月二十五日条)
- (44) 「太田道灌状」(『長崎県島原市教育委員会蔵松平文庫本』(『群馬県史』資料編7、群馬県、1986年)273頁)
- (45) 福田久「第3編第2章第1節建武政権と渋川氏」  
・大村進「第3編第2章第3節両公方と渋川氏」(『新修蕨市史』通史編、蕨市、1995年)
- (46) 『南北朝遺文関東編第3巻』(佐藤和彦他編、東京出版、2009年)の2295号
- (47) 谷口雄太 前掲書註(18)147頁
- (48) 『渋川市誌』前掲書註(29)372-373頁

#### 【画像の出典】

- 図1~3(成蓮院像)・図4:水野敬三郎編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』12(中央公論美術出版、2016年)。
- 図2・3(正眼寺像):水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』7(中央公論美術出版、2009年)
- 図2・3(光伝寺像):水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』15(中央公論美術出版、2019年)

# 第99回民衆思想研究会参加記

水 落 建 哉

## はじめに

2025年の夏は、暑かった。非常に暑かった。刺すような日差しの強さで気温は上がり、あつという間に35度を超える。皮膚にまとわりつくような湿度の高さが、体感気温をさらに引き上げる。このような猛暑・酷暑の夏、8月30日(土)・31日(日)に、第99回民衆思想研究会が群馬県で開催された。

8月30日の研究会は、群馬県立女子大学が会場である。対面とオンラインのハイブリッド開催で、3本の研究報告がなされた。研究会終了後は高崎駅西口に移動し、懇親会が開かれた。翌31日は、高崎駅

を発着するコースで、吾妻郡方面の巡見が行われた。いずれも事前申込み制であった(写真1)。

ここでは、第99回民衆思想研究会参加記として、研究会と巡見を中心にまとめていきたい。

## 研究会

1日目の研究会は、3名からの報告が行われた。発表順に内容をまとめながら、若干の感想も述べていく。

まず、篠原佑典氏の報告論題は「東国天台談義所間の交流と都鄙関係」であった。「談義所」とは、遊学僧への教育機能(師と典籍)を長期間有していた寺院であり、東国には集中的に点在していたという。その維持には、善昌寺(桐生市)の史料から、在地有力者との地縁的な結びつきによる外護があったとする。

談義所間の交流について考える糸口として、千妙寺(茨城県筑西市)と山山寺(茨城県桜川市)の住持の来歴を取り上げていた。東国出身の学僧は様々な談義所を遊学して研鑽を積んだのち、昇進試験を受けるために比叡山に登るといふ。そして、東国に戻るときには、住持として中核寺院を任されるようになるという。また、上記3か所以外の談義所も出てくるが、その範囲は基本的に東国内に限られていた。談義所が河川沿いや交通の要衝に立地することから、交流の背景として河川交通の可能性を指摘していた。

具体的な交流の様相は、『長楽寺永祿日記』から提示された。日常的な交流だけでなく、戦国期を生き延びた記主の認識からも交流が想定されるとし、日記



写真1 第99回民衆思想研究会チラシ

みずおち たつや (みなかみ町教育委員会生涯学習課 主任)

資料としての特性が大いに生かされていた。このように東国談義所間の交流について丁寧にまとめており、中世という遠い時代にも関わらず、集団としての交流をイメージすることができた。

そして、東国内での談義所間の活発な交流が、都との交流、すなわち都鄙関係へと変容する契機についての試論も述べられた。天台宗の総本山である比叡山は、織田信長の焼き討ちによって甚大な被害を受け、多くの学僧が地方へ離散した。甲府は、比叡山再興を企図する武田信玄の本拠地であり、2名の高僧をはじめ多くの学僧の避難先であった。

このような状況を利用して、比叡山僧を集めた論義会（法会）が武田信玄により実施されたとする。一次資料では確認されていないものの、他にも戦国大名主催の論義会があったことから、武田信玄の甲府論義会も事実であったと考えられるという。この論義会には比叡山僧だけでなく東国談義所学僧も数多く参加したとされ、その背後には談義所ネットワークの存在がうかがえるという。談義所間を遊学し修行していた東国学僧と、比叡山高僧が一堂に会する機会としては、甲府論義会が初めてであり、都鄙関係を考えるうえでの画期としていた。

甲府論義会以降の異例な事象として、東国天台中核寺院である先述の常陸月山寺へ比叡山高僧が入寺したケースがあるという。これにより、比叡山再興が東国からも進められたと考えられる。中央寺院とのパイプが生まれたことで、活性化した都鄙関係に東国天台談義所ネットワークが包摂されていったという。

篠原氏の報告では、中世の顕密仏教・鎌倉新仏教が、近世幕藩体制下の本寺末寺制度に接続していく移行期の様相を明らかにしていた。天台宗においては、戦国期の東国における談義所間の交流という下地があった。そして甲府論義会によって中央寺院-東国寺院が結びつき、近世の中央寺社の求心力へと繋がるとした。時代の移行期に、動的に変容する広域ネットワークの動向とその画期を知ることができた、とても興味深い内容だった。

続いての報告は、小嶋圭氏から「関東藩領における越訴と法意識—城付領・飛地領の比較を通じ



写真2 研究会の様子  
(第99回民衆思想研究会実行委員会提供)

て—」である。「越訴」とは、正当な手続きを経ずに上位権力へ訴えることである。民衆運動論によって実質的に合法であると位置づけられた一方で、法制史では内部処理（内済）を原則としているため非合法的な訴訟であるとされた。ここで、地域社会や諸社会集団、領主権力をも組み込んだ、総体としての「藩」を捉える視点が導入される。今回の報告課題は領主-領民関係の特質としていたが、易しく言えば越訴の事例を通して「藩領役所の機能がどのようなものであり、民衆がその機能をどう捉えて利用していたのか」を考えることであると理解した。

対象を、上野国安中藩の第二次板倉家による支配期としていた。安中藩は、本領である城付領（安中領）と明和4（1767）年に拝領した飛地領（総州領）の2つの地域を支配していた。しかし、2つの領地の支配体制は異なっていたという。城付領の民政機構である安中役所は裁定を下せるのに対し、飛地領の太田役所は取調べと上位機構である江戸藩邸の郡方役所への上申が主な対応であったという。また、飛地領の役人は位の低さや人数の少なさもあり、支配体制は脆弱であったという。加えて、飛地領周辺は小さな旗本領や幕領、藩領、相給領（あいきりょう）が入り組んだ、関東地域では典型的な「支配の錯綜地域」であった。

このような体制を前提として、在地資料から22件の越訴に関わる記述を抽出している。内訳は、城付領が10件、飛地領が12件である。対象期間中の城付領では、訴願経路の遵守と、頭村役人（かしらむら）で訴願を出す

経路の新設、目安箱の設置など、越訴対策として独自の法整備が進められたという。

城付領の事例では、既存制度では解決の難しい内容が多く、その結果として越訴が選択される傾向があるという。例えば、出奔等で村の帰属を離れたために領内での所定の手続きで訴えることができない者や、訴願手続きに位置づけられた頭村が訴訟の当事者となる場合などがあった。このことは、越訴対策がある程度の効力を発揮したことを逆説的に示している。なかでも、頭村のような中間支配機構の機能は、重視する必要があると指摘していた。

また、支配体制や法制の違いによって、越訴の展開が異なるという。城付領では前述のような越訴対策が功を奏した一方で、飛地領は異なる支配者の領地が入り組んだ地域にあり、各領地の体制や法整備に脆弱さがある。そのため、飛地領の事例では江戸藩邸への訴えを重視しており、それがうまくいかなかった場合には容易に幕閣や老中への越訴が選択されるという。さらに、改革村組合かんとうとりしまりしゅつやくや関東取締出役が関わり個別領では対処できない事例や、支配体制の外部にいる旅人から越訴の手続きについての教示された事例も紹介された。

小嶋報告を聞いて、初めて知ったことがあった。それは、同じ藩の領地であっても支配体制や法制が異なるということである。同時代の民衆は、飛地領における体制の弱さを認識していた。そのことを反映するように越訴の展開に違いがあり、「捉え返し」として利用していたことも分かった。時代劇や大河ドラマでも多く取り扱われる江戸時代ではあるが、一般的なイメージと研究によって明らかになる実態との間のギャップを感じる事ができた。

最後は、大野秀彰氏の「逆賊と忠良のあいだ—近代群馬の郷土史研究かいわいにおける小栗忠順おぐりただまさの評価軸—」と題する報告であった。2027年放送予定の大河ドラマ「逆賊の幕臣」の主人公・小栗上野介忠順は、幕末期の幕臣でありながら、横須賀海軍造船所を建築するなど西洋化を進めた人物として知られる。

小栗忠順に対する評価を表す言葉として、相反する「逆賊」と「忠良」をキーワードとした点に、興味をもった。幕府側からも新政府側からも「逆賊」

とされた一方で、先見性をもって将来を見通し大局的な判断をしたことは、国や国家にとっては「忠良」であったと評価されているという。このような評価の振れ幅は、小栗の生きた時代が幕末から明治への移行期であることのみによるものではなく、現在まで続く顕彰活動を通して形成され連綿と受け継がれてきたものであるような感覚を抱いた。

報告では、郷土研究雑誌『上毛及上毛人』じょうもうおよびじょうもうじんを史料として、小栗に関わる言説を通時的に取り上げていた。その方向性を『上毛及上毛人』の動向と関連させて大まかにまとめると、次の①から⑥までの段階に分けられるという。

①『上毛及上毛人』発刊前の時期には、旧幕府寄りの立場から維新や文明開化における小栗の業績を例証したり、ジャーナリストによる伝記が出されたりしている。

②発刊された『上毛及上毛人』で顕彰の対象として取り上げられ、断続的に小栗に関する言説が掲載されていく。

③発刊と同時期、横須賀開港や小栗没後の周年事業が行なわれ、政治的立場からは距離を置いたかたちでの顕彰が進む。

④1920年代には小栗の名誉回復活動が積極的に行われ、『上毛及上毛人』主宰者の豊国覚堂とよくにがくどうにより贈位運動が呼びかけられるが、小栗家当主貞雄さだおが贈位辞退を申し出る。

⑤法学者で小栗の甥にあたる蜷川新が『上毛及上毛人』に加わり、強烈な薩長批判の裏返しとして、小栗の顕彰と周知が加速する。群馬会館の胸像や、倉田村・烏淵村くらた うぶちによる蜷川新揮毫の建碑なども、この時期である。

⑥『上毛及上毛人』終刊により小栗に関わる言説発表の基盤は失われたが、代わりに倉淵村行政との結びつきを強め、顕彰活動は継続して行われてきた。

小栗の顕彰活動は名誉回復を中心にしながらも、業績周知や贈位、薩長批判などの多様な方向性をもって進められていたことが分かった。それは各段階で、キーパーソンである豊国覚堂、小栗貞雄、蜷川新の3人の思想や目的が交錯しながらも、反映されていたからであろう。

小栗の顕彰活動は、地域を国家の歴史と接続しようとする郷土史の動きのひとつでもあると思われる。このような動きに対して、地域住民や県民の受け止め方が個人的に気になった。今回の報告では、史料の制約から知識人層やアクティブな集団の動向について掘り下げていた。素人考えながら、上毛新聞のような大衆メディアでの扱われ方と比べると、県内郷土史界隈と地域住民や県民に向けた発信の仕方の違いが分かるのではないかとも思った。

以上、3本の報告をまとめてきたが、いずれも充実した内容で、非常に勉強になった。各報告の後には質疑応答があり、多くの方から質問が出された。それぞれの質問とその回答については割愛するが、議論と理解の深まりには欠くことのできないものであった。

## 巡見

翌8月31日の巡見は、午前8時に高崎駅東口に集合し、バスに乗りこんで出発となった。

最初の見学地は、高崎市倉渕地区の東善寺である。ここは、大野氏が報告で取り上げた小栗上野介忠順ゆかりの寺であり、顕彰活動の中心地である。移動中には、小嶋氏から信州街道（現 国道406号）沿いの地域における近世の動向について、大野氏から倉渕地区の小栗上野介忠順に関わる見どころについて、それぞれ説明があった。

東善寺では、たくさんのおぼりや小栗上野介記念館建設予定地の看板などがあり、盛り上がりの醸成を体感することができた。参加者の多くは、裏山にある小栗上野介忠順の墓（群馬県指定史跡）を参拝していた。久しぶりに来たという参加者によれば、以前よりもかなり整備されており、特に墓へのアクセスが容易になったという。

住職や地元の方からは逐次解説があり、大変ありがたかった。なかでも興味深かったのでは、「東善寺でいちばんのお宝は、東郷平八郎の書である」という語りである。討幕運動を推進して小栗上野介を斬首した新政府側の人間から認めてもらった証拠として、大切であるということであった。大野氏の報告を聞いて、顕彰活動の中心が名誉回復であったこ



写真3 赤岩重要伝統的建造物群保存地区を歩く参加者  
(第99回民衆思想研究会実行委員会提供)

とを知っていたが、現在まで地続きであると実感した。

次の目的地は、平成18（2006）年に県内で初めて重伝建に指定された、中之条町六合地区の赤岩重要伝統的建造物群保存地区である。道中、バスの車窓からではあるが、県内現存最古の酒造・牧野酒造や、侠客・国定忠治が関所破りをした大戸関所跡を見ることができた。近年開通した大柏木川原湯トンネルを通過し、篠原氏から、旧国鉄太子線の遺構や関駒三郎家の文書調査と目録作成についての解説を聞きながら、六合地区に入った。

赤岩集落では、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の学芸員・長瀬有輝氏が重伝建地区の解説をしてくださった。集落を貫く南北のメインストリートと集落西方の下位段丘面のコースを歩いたことで、農家建築の特徴と農地・水利の状況、宗教施設の配置など、近世の山村・養蚕集落の骨格をよく残すものとして評価された特徴を見ることができた（写真3）。

赤岩集落で特に印象的だったことが2点ある。ひとつは、水の乏しさである。現在では水路を勢いよく流れる水を見ることができているが、古い絵図にはメインストリート中央で直交するナカゼキ（中瀬木）しか描かれていないという。火山灰土壌であるがゆえの水不足の実態が、想像以上であったことに驚いた。もうひとつは、修験寺の鏡学院である。平成3（1991）年まで修験者がいて、加持祈禱を行っていたという。里修験の存在の身近さを鮮明にイメージ

することができた。

昼食は、<sup>やんば</sup>ハツ場湖の駅丸岩でソースかつ重を食べた。旧長野原町役場庁舎を再現した外観に、2階天井には洋小屋組であるトラス構造や棟札が復元的に展示されていた。ハツ場あがつま湖はハツ場ダムに伴って造成された人造湖であるが、少雨の影響で湖底に沈んだ道路や線路を見ることができた。これは群馬県民にとっても、なかなか見ることができない貴重な光景であった。

午後の最初の目的地は、草津町の<sup>じゅうかんぼう</sup>重監房資料館である。資料館は、国立ハンセン病療養所の<sup>くりうらくせん</sup>栗生薬泉園内にある。反抗的と見なされた患者を収監し処罰するための重監房（正式名称は「特別病室」）を中心とするハンセン病問題の調査研究・普及啓発を、積極的に行っている。

重監房の再現映像と実物大の復元展示は、何度見ても胸に迫り、国策による過ちを防ぐために自分ができることを考えずにはいられない。着の身着のまま収監される独房には一組の布団、高く小さな窓から入る光はごくわずか、一日二回の食事は日の丸弁当に白湯程度、十分な治療も受けられない。厳冬期にはマイナス20度にも迫る環境。このような処遇が国立の療養所内で行われていたことは、国家による差別が人命の生殺与奪にまで及ぶ究極的な様態であり、非常に重い事実である。過去の過ちを直視し、現在や未来を考えさせてくれる施設として、非常に価値があると感じた。

涼しかった標高1,000メートルの高原から下りてきて、浅間酒造観光センターで休憩となった。いわゆる地酒だけでなく、ハツ場ダムで貯蔵した日本酒やヨーグルトのリキュールなどユニークなアルコール類のほか、漬物や菓子、つまみなども取り扱っている。お土産を買い求める観光客が多く、巡見参加者も同様であった。

最後の目的地は、長野原町の<sup>てんめいでいりゅう</sup>やんば天明泥流ミュージアムである。ハツ場ダム建設工事に伴い26年間にわたって続けられた発掘調査の成果が、余すところなく展示されている。館名にもある「天明泥流」は、天明3（1783）年の浅間山大噴火により発生した土砂災害である。発掘調査により、天明泥流



写真4 長野原町立第一小学校旧校舎についての説明を聞く参加者（第99回民衆思想研究会実行委員会提供）

で埋没した家屋や村落が発見され、当時の生活や被災の様子を物語る貴重な遺物や遺構が出土している。展示室に入る前に見る大画面の映像は、調査研究の成果を最大限活用しており、「天明3年」を体感できる素晴らしい内容であった。

敷地内には、明治44（1911）年建設の長野原町立第一小学校旧校舎の一部が移築保存されている（写真4）。玄関を入ってすぐのところには、生業の民具が展示されていた。麻生産に関わるものがあり、現在も麻生産を続けている東吾妻町岩島地区との地域的な共通性がうかがえた。学校に関する教具・教材の展示は、懐かしさを感じさせるものであった。また、上毛かるたの生みの親である<sup>うらべまさひこ</sup>浦部雅彦が長野原町出身であることから、上毛かるたの展示もあった。参加者には県外の方が多かったので、解説を興味深く読んでいた。

巡見の行程は、以上である。帰路は、再び大柏木川原湯トンネルや大戸地区、倉淵地区を経由して、信州街道を通るルートで高崎駅東口に戻り、解散となった。

今回の巡見では、一般的には訪れることの少ないであろう場所が見学地に選定されていた。歴史的な価値のある場所を知ってもらう機会として、大きな意義があったと思う。県北西部の山間地域は、公共交通機関や自家用車で訪れようにも時間のかかるので、今回バスで移動できて非常に快適であった。見学地では、専門家や詳しい方々からも話を聞くことができ、大いに勉強になった。

また、避暑にもなる地域選定であり、その点においても配慮が行き届いていた。なかでも、重監房資料館のある草津町の涼しさは、格別であった。

#### おわりに

ここまで、8月30日の研究会と翌31日の巡見の内容を、簡単ではあるが参加記としてまとめてきた。紙幅の都合で割愛せざるをえなかった質疑応答や懇親会も含めて、大いに勉強になり、また交流の生まれる機会であった。今後もこのような機会があれば、積極的に参加したいと思う。

最後に、報告や巡見の内容に関して見当違いな点もあろうかと思う。冒頭に述べた夏の暑さが一因かもしれないが、大部分は筆者の理解不足によるものである。この点については、各位ご容赦いただければ幸いである。

## 第1回ぐんま資料保全セミナー参加記

佐藤 空

筆者は、令和7年10月8日(水)、13時30分から15時30分までの2時間行われた、第1回ぐんま資料保全セミナーに参加した。

第1回ぐんま資料保全セミナーは、近年常態化しつつある天候不順や地震災害などにより被災した地域資料の救出・保全に社会的な関心が集まっている状況を鑑み、被災資料の救済活動（文化財レスキュー）の経験がある講師を招き、講義、実技指導の中で必要な知識と技術を習得することを目的として、群馬県立女子大学、玉村町、群馬歴史継承ネットワーク（ぐんま史料ネット）が主催、群馬県が後援する形で行われた。玉村町文化財シェルターを会場に、長野市立博物館の原田和彦氏を講師として招き、原田氏の長野県での資料レスキューの経験に基づいて、水損資料レスキューの準備と方法をご講演いただく。次いで、水損資料の応急処置の仕方を受講者全員で実習した。参加者は、自治体の文化財担当者、学芸員、大学教員、筆者を含めた学生など多様な立場の人がおり、和気藹々とした雰囲気の中、様々な視座を持った人々によって多角的な視点から議論が行われた。

講義は、原田氏がこれまで行ってきた、長野県内で発生した台風や大雨による水害時の文化財レスキュー活動をもとに、「水害時（雨漏を含む）における文化財のレスキュー活動」というタイトルで行われた。長野県内で発生した豪雨災害の発生から、各機関との連携、文化財や地域資料の救出までの流れを踏まえながら、各段階で何が必要で、何をすべきなのか詳細に述べられた。その中で、当時の被災地や被災した地域資料の状態などが写真によって



鮮明に伝えられ、文化財レスキューが直面する切実な現実を目の当たりにした。講義の中で、特に詳細に述べられていたのは、被災地における地域資料の状態についてである。地域住民による誤った処置が行われた地域資料や、応急処置のための十分な準備がなく、仕方なく放置するしかない被災資料など、多種多様な状況があることを知り、資料の特性に即した処置、住民との連携の難しさを理解することができた。

被災した状態の地域資料を救出し、適切な処理を施していく過程の説明では、初期段階の対応や、いくつもの博物館、地域の学校、全国の研究所や史料ネットが協力しながら文化財レスキューを遂行していく流れを学ぶことができた。そして、これらの活動のために大学、博物館、地方自治体が一体となった史料ネットの形成や被災した情報の共有化と役割分担の必要性などが早急に求められていることを知った。講義の最後に原田氏が述べた「日ごろから顔の見えるお付き合いをしましょう」という言葉が



ら、ネット環境の断絶や交通網の麻痺などによって迅速かつ適切な連携が難しくなることが予想される災害時には、常日頃から地域の連携が不可欠なのだと感じた。

講義の後に行った水損資料の応急処置の実習では、参加者それぞれが水で濡らしてきた本・雑誌等を持ち寄り、それらを水損資料に見立てながら応急処置の仕方を学んだ。今回行った水損資料の応急処置の実習は、竹串、木べら、新聞紙、キッチンペーパー、段ボールを器具として用いながら、湿ったことで1ページ1ページが剥がしにくくなった資料を慎重に剥がし、ページ間の隙間にキッチンペーパーを挟み込み、段ボールに並べて風当てて乾燥させ、変形した資料を元の形に修復していくというものであった。実習を通じて、文化財レスキューによる地道な工程の一つ一つが地域資料の再生に繋がることが再認識し、これらの作業を絶えず続けることが地道ながらも最善の手法なのだと思ふことができた。また、原田氏は実習の中で、水損資料の処理の大前提として、①いつでも、②どこでも、③だれでもできること、④手間とお金がかからないこと、を挙げており、難しい技術や高価な器具を用いないこの実習はこれらの大前提を体現したようなものだと感じた。

もちろん、講義にもあったように、科学的により有効な資料の修復方法は存在し、現在でも各地の研究所や大学によって開発が進められている。しかし、予測ができない突発的な災害により被災した地



域では資料保存の技術を持った人材や文化財レスキューに役立つ器具、それらを用意する資金の調達は見込むことができない。また、避難所の設営や流動的な避難者の動きによっては、文化財レスキューを行うための場所を用意することが困難になることも予想される。だからこそ、簡単かつ安価、そして特別な用意を必要とせず、即座に実行ができる応急処置の手法が求められているのだと思った。

今回の講義と実習を通して筆者は、文化財レスキューの実態や被災環境を念頭にしながら、水損資料に対する応急処置の基礎を習得することができた。昨今、自然災害は異常気象による台風、大雨、地震に伴う津波など水に関連したものが多く発生している。地域資料を守るための予防対策は常に行われているが、それらの自然災害に起因する地域資料の被災リスクを0にすることは不可能である。それゆえに、被災資料の応急処置の重要度が日増しに大きくなっているのだと知った。群馬県は利根川はじめ、大規模な川が多く流れる水資源が豊富な地域だ。豊かな自然環境に囲まれ、その恵みを豊富に享受しながら生活する群馬県だからこそ、自然災害発生時には、地域資料を守るための適切かつ迅速な行動と史料ネットを中心とした綿密な連携の構築、そしてひとりひとりが地域資料を守るための備えをしておくことが必要なのだと思ふことができた。

## ◆年報◆

## 令和7年度群馬県立女子大学群馬学センター年報

## I 設置目的

群馬学センターは、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として設置され、その成果を、群馬県立女子大学の教育研究活動に活用するとともに地域社会に還元することにより、資質の高い人材の育成と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。(群馬県立女子大学群馬学センター規程・第2条)

## II 業務

群馬学センターは次の業務を行う。(群馬県立女子大学群馬学センター規程・第3条)

- (1) 「群馬」についての様々な分野に関心の高い県内外の有識者、学内外の研究者及び一般県民の人的交流に関する業務
- (2) 「群馬」に関する様々な情報の収集整理、発信に関する業務
- (3) 「群馬」に関するシンポジウムの開催や各種講座の開講に関する業務
- (4) 「群馬学」の確立のために必要な調査研究に関する業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

## III 組織

## 1 運営委員会

群馬学センターの運営に関する重要事項を審議するために、学長が任命する委員をもって運営委員会を組織する。(群馬県立女子大学群馬学センター規程・第4条、及び同運営委員会規程・第2条)

〈令和7年度運営委員〉

塩澤 寛樹	センター長／学長
築瀬 大輔	副センター長・センター教員／群馬学センター教授
小林 徹	文学部長／英米文化学科教授
小笠原奈保美	国際コミュニケーション学部長／同教授
安達 明	事務局長
渡邊 藍衣	文学部英米文化学科講師
野口 和彦	国際コミュニケーション学部教授
塚越 正浩	株式会社エフエム群馬代表取締役社長
佐藤 孝之	東京大学名誉教授

## 2 教員

センター長	塩澤 寛樹	学長
副センター長	築瀬 大輔	群馬学センター教授

---

### 3 事務担当

事務局連携推進係

## IV 運営

### 1 運営委員会の開催

#### 第1回運営委員会

日 時：令和7年5月21日(水) 16:30～17:30

会 場：2号館6階 研修室

出 席：8名

議 事：令和7年度群馬学センター事業計画（案）について  
群馬県立女子大学群馬学センター運営規程の改正について

#### 第2回運営委員会

日 時：令和7年7月4日(金)

方 法：書面開催

議 事：令和7年度群馬学センター事業計画の追加について  
群馬県立女子大学群馬学センター運営規程の改正について

#### 第3回運営委員会

日 時：令和7年11月7日(金)

方 法：書面開催

議 事：令和8年度履修要項（案）及び開講科目（案）について

## V 活動実績

### 1 調査・研究活動

#### (1) 調査・研究

〈課題1〉 群馬学の確立と普及・展開のための総合的研究

群馬学センターの設置目標を達成するために、地域学の教育・研究活動の成果を学術情報として発表し、その成果を県民に平易な形で還元するための実践的研究。

〈課題2〉 地域史料防災の総合的研究

頻発する自然災害によって、地域や家庭に保存・継承されてきた歴史資料が毎年のように消失している。本研究はこのことを防止するために、地域固有の災害のあり方に対する史的理解を深めた上で、汚損・毀損・滅失等の危機的状況を防止すべき史料の所在を把握するとともに、地域住民の史料防災への意識向上に寄与することを目的とする。

#### (2) 群馬学連続シンポジウムの開催

##### ①第47回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「学校様の時代 一村や町の近世・近代―」（シリーズ・地域史の画期を問い直すⅢ）

日 時：令和7年7月12日(土) 13:00～16:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

内容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛樹  
趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔  
講演

〔講演1〕「地域のなかで郷学を考える」

国立歴史民俗博物館 准教授 工藤 航平

〔講演2〕「上郷義堂と伊勢崎郷学の展開」

群馬県立文書館 主任 小嶋 圭

〔講演3〕「足利学校の文化財としての再生と日本遺産への認定」

史跡足利学校 研究員・学芸員 大澤 伸啓

パネルディスカッション

「地域教育と教育文化財から見た近世・近代移行期の画期」

パネリスト 工藤 航平 小嶋 圭 大澤 伸啓

コーディネーター 築瀬 大輔

後援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会  
群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：142名（定員300名）

刊行物：令和8年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.17として成果を公表する。

## ②第48回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「災害史を“する”人々 ―異分野交流と市民参加―」〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅲ〉

日時：令和7年12月20(土) 13:00~16:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

内容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛樹  
趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔  
講演

〔講演1〕「歴史災害の記憶の継承を考える」

中央大学 教授 西川 広平

〔講演2〕「みんなで翻刻：オンライン市民参加による災害史料翻刻」

国立歴史民俗博物館 准教授 橋本 雄太

〔講演3〕「浅間北麓ジオパークにおける市民参加の災害史実践」

浅間山北麓ジオパーク 専門員 古川 広樹

パネルディスカッション

「異分野交流と市民参加で“する”災害文化のこれから」

パネリスト 西川 広平 橋本 雄太 古川 広樹

コーディネーター 築瀬 大輔

後援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会  
群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：91名（定員300名）

刊行物：令和8年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.18として成果を公表する。



写真① 第47回群馬学連続シンポジウムちらし



写真② 第48回群馬学連続シンポジウムちらし



写真③ 第47回群馬学連続シンポジウム会場の様子



写真④ 第48回群馬学連続シンポジウム会場の様子

### (3) 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』の刊行

#### ① 『群馬の歴史と文化遺産』 Vol.15

表題：『上野介源頼信とその時代 — 「亡弊史観」を見直す—』〈シリーズ・時代の画期を問い直すⅡ〉

内容：第45回群馬学連続シンポジウム講演録（令和6年6月22日(出実施)）

刊行日：令和8年3月16日

配布：県内大学・図書館等の他、当該シンポジウム参加者に特典として無償配布した。

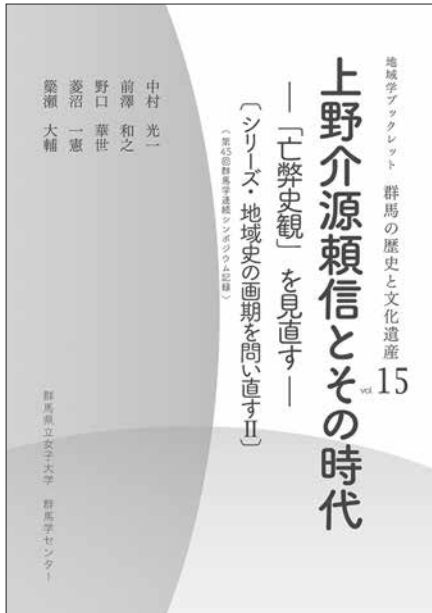
#### ② 『群馬の歴史と文化遺産』 Vol.16

表題：『関東平野の文化的景観と防災文化財』〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅱ〉

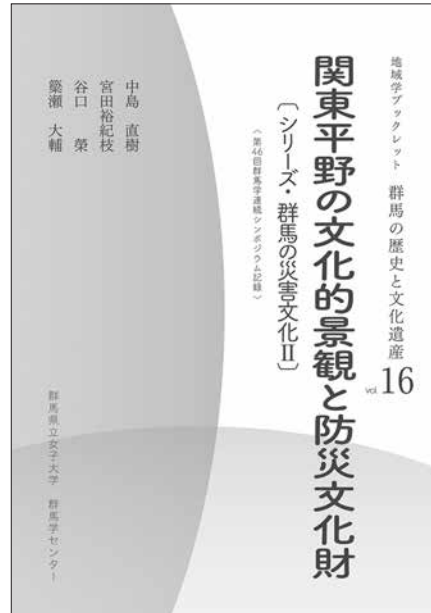
内 容：第46回群馬学連続シンポジウム講演録（令和6年12月21日(土)実施）

刊行日：令和8年3月16日

配 布：同上



写真⑤ 『群馬の歴史と文化遺産』 Vol.15 表紙



写真⑥ 『群馬の歴史と文化遺産』 Vol.16 表紙

(4) 学術誌『群馬学研究・KURUMA』の刊行

『群馬学研究・KURUMA』第4号

内 容：論文5本 動向2本 年報1本 告知1本（本書目次のとおり）

刊行日：令和8年3月16日

配 布：人文系学部を設置する県内及び関東の大学図書館を中心に配布した他、PDF版を群馬学センターウェブサイトで公開している。

(5) 第99回民衆思想研究会の共同開催

日 時：令和7年8月30日(土)～31日(日)

第1日（8月30日・土）研究会：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

第2日（8月31日・日）巡 見：群馬県高崎市、中之条町、草津町、長野原町

開催方法：ハイブリッド（対面&オンライン）

内 容：

研究会〈第1日〉

報告1 「東国天台談義所間の交流と都鄙関係」

篠原 佑典 氏（早稲田大学大学院・円覚寺宗務本所・学芸員）

報告2 「安中藩領の非合法訴願と法意識 ―城付領・飛地領の比較を通じて―」

小嶋 圭 氏（群馬県立文書館・主任）

報告3 「逆賊と忠良のあいだ ―近代群馬の郷土史研究界隈における小栗忠順の評価軸―」

大野 秀彰 氏（伊勢崎市史編さん近現代部会・調査員）

巡見（第2日）

東善寺（高崎市）、六合赤岩伝統的建造物群保存地区（中之条町）、重監房資料館（草津町）、長野原町やんば天明泥流ミュージアム

主催等：主催 第99回民衆思想研究会実行委員会

共催 群馬県立女子大学

後援：高崎経済大学 共愛学園前橋国際大学 群馬県地域文化研究協議会 群馬歴史民俗研究会  
群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：研究会 500円（大学生以下無料）巡見 6,000円

参加者：研究会55名（定員80名）巡見26名

成果の公開：本誌に「特集・群馬の民衆と思想」として掲載。

#### (6) 飯豊毅一収集方言資料の整理

飯豊毅一氏が収集した日本の方言に関する基礎資料の管理を行った。

## 2 地域ネットワークの拠点としての活動

### (1) 群馬歴史資料継承ネットワークとの連携

沿革：2020年7月12日 群馬歴史資料継承ネットワーク（以下、ぐんま史料ネット）が群馬学センター（築瀬研究室）に事務局を設置して発足。

目的：群馬県及び近接地域の未指定文化財を含む文化財や歴史資料の保全と次世代への継承に資する活動を行うことで、地域社会に貢献すること（ぐんま史料ネット規約・第2条）。

方針：群馬県及び近接地域の歴史や文化、文化財や歴史資料に関心をもつ者が、個人の意志として自発的に参加する非営利のボランティア組織で、全国の史料ネットワーク、県内の大学、文化財保護行政（県市町村）、地域の歴史サークル、学術団体、資料保存活用機関（博物館・文書館・図書館等）と連携を図りながら活動する（同規約・第3条）。

活動：(1) 自然災害等で消失の危機にある歴史資料の救出・保全・記録作成  
(2) 次世代に継承していくべき歴史資料の把握  
(3) 県内及び周辺地域の住民への歴史資料防災の啓発や歴史研究活動の支援  
(4) 歴史資料の防災、歴史資料の保存、災害史などに関する研究  
(5) 全国の歴史資料ネットワークとの交流と相互支援  
(6) その他会の目的を達成するために必要な活動

### (2) ぐんま資料保全セミナーの開催

第1回ぐんま資料保全セミナー

日時：令和7年10月8日(水) 13:30~15:30

会場：玉村町文化財シェルター（玉村町文化財整理室）

内容：講義「水損資料レスキューの準備と方法」 長野市立博物館 原田 和彦  
実習「水損資料の応急処置のしかた」 同上

主催：群馬県立女子大学 玉村町 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

後援：群馬県

参加費：無料

参加者：20名（定員20名）



写真⑦ 第1回ぐんま資料保全セミナーの様子



写真⑧ 第1回ぐんま資料保全セミナーの様子

### (3) 歴史文化資料保全首都圏大学協議会

令和7年度歴史文化資料保全首都圏大学協議会

テーマ：「地域歴史文化継承拠点としての大学の役割を考える」

日時：令和7年11月29日(土) 13:00～16:00

会場：國學院大學栃木学園教育センター

主催：人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「歴史文化資料保全の大学共同利用機関ネットワーク事業」（主導機関：国立歴史民俗博物館）

## 3 県民共同利用機関としての活動

### (1) 群馬学連続セミナーの開催

#### ①第7期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『『太平記を旅する』第三幕・楠木正成の登場』

日時：令和7年8月6日～9月26日 全8回 10:40～12:10

会場：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室、第2・第3講義室

内容：群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』第三巻の講読

史料講読 講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

参加費：4,000円

特典：全回受講者に学長より修了証を交付する。

参加：76名（定員100名）

#### ②第8期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『『太平記を旅する』第四幕・後醍醐天皇の流罪』

日時：令和8年2月13日～3月17日 全6回 10:40～12:10

会場：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

内 容：群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』第四巻の講読

史料講読 講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

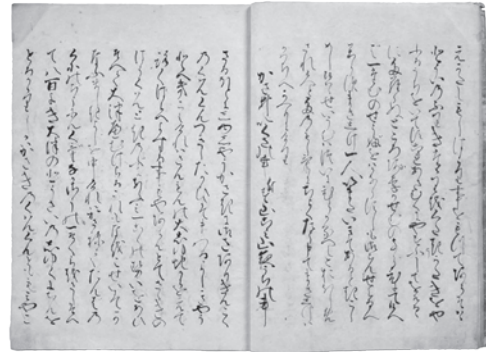
参加費：3,000円

特 典：全回受講者に学長より修了証を交付する。

参 加：71名（定員100名）



写真⑨ 群馬学連続セミナー 会場の様子



写真⑩ 群馬学連続セミナー テキスト  
(群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』)

## (2) 群馬学センター資料室、及び萩原進記念文庫の公開

群馬県の地域史関連資料、及び萩原進氏が収集した群馬の郷土史・災害史に関する基礎資料の公開・活用をはかった。

## (3) 群馬学センター公式 SNS アカウントの運用

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を利用して、群馬学センターの事業の告知、活動の周知、及び教員研究室の研究活動等に関する情報を発信した。

## 4 学生教育

### (1) 開講授業

〈前期〉

群馬学入門 1（原始古代・中世の群馬） 教 授 築瀬 大輔 受講 8 名

群馬学入門 2（近世・近代の群馬） 非常勤講師 坂本 達彦 受講 12 名

群馬学探究 1（地域の見方と調べ方）／地域史入門 1（地域の見方と調べ方）  
教 授 築瀬 大輔 受講 9 名

群馬学探究 2（文化財の保存と活用）／地域史入門 2（文化財の保存と活用）  
非常勤講師 鈴木耕太郎 受講 4 名

近代化遺産論 1（群馬・日本の近代化遺産） 非常勤講師 佐藤 有 受講 1 名

〈後期〉

地域史特講（群馬の人と自然の関係史）／群馬の人と自然の関係史  
教 授 築瀬 大輔 受講 7 名

地域文化特講（群馬の民俗と伝統文化） 休 講

文化的景観論／文化的景観論（文化的景観の保存と活用） 教 授 築瀬 大輔 受講 19 名

世界遺産論／世界遺産概論

非常勤講師 佐藤 有 受講14名

**(2) 群馬学連続シンポジウムの授業連携**

第47回群馬学連続シンポジウム「学校様の時代 一村や町の近世・近代―」〈シリーズ・地域史の画期を問い直すⅢ〉（令和7年7月12日開催）に、群馬学センター開講授業の受講生のべ26名が授業として参加した。第48回群馬学連続シンポジウム「災害史を“する”人々―異分野交流と市民参加―」〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅲ〉（令和7年12月20日開催）に、同じくのべ26名が授業として参加した。

**(3) 県内大学連携伝統文化魅力発信啓発事業の実施と授業連携**

令和7年度県内大学連携伝統文化の魅力発信啓発事業（令和7年度第47回県民芸術祭参加事業）・群馬県立女子大学群馬学センター連携事業・県民公開講座「ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.4 人形浄瑠璃」に、群馬学センター開講授業の受講生のべ25名が授業として参加した。「ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.5 神楽」に、同じくのべ24名が授業として参加した。

テーマ：ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.4 人形浄瑠璃

\*日 時：令和7年7月5日(土) 13:30～15:00

会 場：群馬県立女子大学 講堂

主 催：群馬県 公益財団法人群馬県教育文化事業団

共 催：群馬県立女子大学

内 容：レクチャー「浄瑠璃王国・群馬の文化力」 講師 群馬県立女子大学 教授 築瀬大輔  
公 演「絵本太功記十段目 尼ヶ崎の段」 出演 津久田人形操作伝承委員会櫻座  
ワークショップ（人形の仕組み、操作体験） 講師 津久田人形操作伝承委員会櫻座

後 援：群馬県教育委員会 第49回県民芸術祭運営委員会 上毛新聞社 群馬テレビ株式会社  
FM GUNMA 渋川市 渋川市教育委員会

参加費：無料

参 加：303名

テーマ：ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.5 神楽

日 時：令和7年11月29日(土) 13:30～15:00

会 場：群馬県立女子大学 講堂

主 催：群馬県 公益財団法人群馬県教育文化事業団

共 催：群馬県立女子大学

内 容：レクチャー「ぐんまの仮面舞踊のフォークロアとその魅力」

講師 群馬県立女子大学 教授 築瀬大輔

公 演 下南室太々御神楽「岩戸の舞」「養蚕の舞」「像義の舞（四方固め）」

出 演 下南室太々御神楽講

後 援：群馬県教育委員会 第49回県民芸術祭運営委員会 上毛新聞社 群馬テレビ株式会社  
FM GUNMA 渋川市 渋川市教育委員会

参加費：無料

参 加：301名



写真⑪ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 4 ちらし



写真⑫ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 5 ちらし



写真⑬ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 4 会場の様子



写真⑭ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 5 会場の様子

## VI 沿革

- |                  |  |
|------------------|--|
| 平成16年 (2004)     | 学内教員を中心に「群馬学」を提唱し、調査・シンポジウム等を開催                        |
| 平成16年 (2004) 5月  | 第1回群馬学連続シンポジウムの開催                                      |
| 平成17年 (2005) 3月  | 『群馬学の確立にむけて』第1巻を刊行                                     |
| 平成21年 (2009) 4月  | 群馬学センターの開設<br>萩原進文庫の開設                                 |
| 平成22年 (2010) 10月 | 第1期群馬学センターリサーチフェローを認証                                  |
| 平成30年 (2018) 3月  | 『群馬学の確立にむけて』第8巻にて終刊                                    |
| 平成30年 (2018) 4月  | 群馬県立女子大学群馬学センター規程、及び群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会規程を施行          |
| 平成31年 (2019) 3月  | 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol. 1を刊行                         |
| 令和2年 (2020) 7月   | 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉の事務局を開設                        |
| 令和3年 (2021) 12月  | 群馬学センターワーキンググループが「群馬学センターの長期的・中期的あり方について」を学長(センター長)に答申 |

- 令和4年(2022)3月 群馬学センターリサーチフェローの終了(全6期)
- 令和4年(2022)8月 第1期群馬学連続セミナーを開催
- 令和5年(2023)2月 ぐんま地域文化遺産フォーラム2022(第2回)を開催
- 令和5年(2023)3月 『群馬学研究・KURUMA』第1号を刊行
- 令和5年(2023)12月 県内大学連携伝統文化魅力発信啓発事業「ぐんまの郷土芸能」を開催
- 令和6年(2024)7月 県内大学連携伝統文化魅力発信啓発事業「ぐんまの郷土芸能」を「ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大」と改称し継続開催
- 令和6年(2024)9月 玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの被災文化財の保全に関する連携協定を締結
- 令和7年(2025)10月 第1回ぐんま資料保全セミナーを開催

◆告知◆

# 原稿募集

群馬県立女子大学群馬学センターでは、『群馬学研究・KURUMA』の原稿を募集しています。投稿を希望される方は、次に掲げる刊行の趣旨、投稿規定、執筆要領、及び諸権利の扱い等にご留意のうえ応募してください。

## 1 原稿募集と刊行の趣旨

群馬県立女子大学が推進する群馬学の確立と探求に資する調査研究の成果を、学問分野や学内外を問わず広く募集する。応募投稿は定期刊行誌『群馬学研究・KURUMA』に掲載して公開・発信し、広く評価・批判を求めるとともに、学術情報として蓄積・継承していく。そうすることで、地域文化としての「群馬」の持続的発展と、我が国の地域学の確立・発展に寄与することを目的とする。

## 2 群馬学について

群馬学とは「群馬」固有の地域課題を設定し、その課題を解決しようとするときの基底的で根源的な問いである「群馬とは何か」、「地域とは何か」を探究するための学である。そのために群馬学は「三つの開かれた学」であろうとする。第一は偏った郷土意識にとらわれないこと、第二は特定の学問分野に留まらないこと、第三は大学研究者と地域の研究者がともに交流し練磨し合いながら研究・実践することである。

## 3 募集内容

- (1) 群馬学、または地域学に関連する未公表の論文、資料・事例紹介、書評等。
- (2) 編集委員会が適当と認めたもの。

## 4 応募資格

- (1) 前項1、2の趣旨に賛同する学内外の者
- (2) その他編集委員会が必要に応じて依頼する学外の者。

## 5 応募方法と締め切り

投稿希望者は次項「執筆要領」に基づいて原稿を作成し、①氏名、②所属、③住所、④電話番号を明記のうえ、下記あてEメールまたはファイル共有サービス等で提出する。提出された原稿及び電子媒体は返却しない。

〈提出先〉 群馬県立女子大学群馬学センター KURUMA 編集委員会

Eメール：gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp

〈締め切り〉 随時

## 6 掲載の決定

応募原稿の掲載の可否、掲載号は編集委員会が決定し、応募者へ通知する。その際修正を求める場合がある。

## 7 執筆要領

### (1) 刊行物の体裁

A 4判・横書き・左開きとする。

### (2) 原稿（ファイル）の形式

原稿（ファイル）はMicrosoftWord形式を用いて次のページ書式で作成する。

### (3) ページ書式

23字×40行×2段=1,840字

\*題名・氏名分として1頁目冒頭に8行×2段（368字）をあてること。

### (4) 分量

論文・研究ノート

12頁（21,600字／原稿用紙54枚）以内

資料・事例紹介、書評、その他

6頁（10,400字／原稿用紙26枚）以内

\*写真・図表等は字数に含む。偶数頁推奨。

### (5) 各種表記

①数字は原則としてアラビア数字を用いる。

例) 「109,300円」

「850～860個」

「1/3」

「26.5%」

②年次を西暦表記する場合には必要に応じて（ ）で和暦（元号）を付す。年次を和暦（元号）表記する場合には必ず（ ）で西暦を付す。

③註は本文末尾にまとめ、本文中の句読点前に参照番号（1）（2）……を示す。

④参考文献は末尾（本文・註の後）にまとめ、表記方法は各分野の慣例にならう。

### (6) 図表

①図表は原則として執筆者が作成する。本文中には挿入箇所のみを示し、図表データ（jpg推奨）は本文原稿とは別に添えて提出する。

②図表のキャプションは通し番号、タイトル、出典（所蔵）・場所等の順で記す。

### (7) 校正

執筆者校正は原則初校のみとする。

## 8 諸権利の扱い

### (1) 各著作物における引用・使用箇所の著作権等の処理

本誌に掲載する個々の著作物における引用・使用箇所にかかる著作権や肖像権等の使用に関する手続き（使用許諾申請、使用料負担）は、本誌がオープンアクセス（次項参照）であることを明示した上で執筆者が行う。

### (2) オープンアクセスのための著作権使用の承認

本誌は本学ホームページ内で順次（次号刊行後）公開する（オープンアクセス）。そのため、執筆者は群馬県立女子大学群馬学センターに、本誌掲載の著作物の著作権の一部（複製権、公衆送信権）の使用を承認することとする。

## 9 その他

執筆者には紙媒体の掲載誌3部と抜き刷り50部、及びPDF版の抜き刷りを進呈する。

### ■問い合わせ先■

群馬県立女子大学事務局連携推進係 群馬学センター担当

住所：〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

電話：0270-65-8511（代表）

## 「KURUMA」の由来

群馬県の「群馬」は律令制の上野国群馬郡に由来する。郡の範囲は上野国のほぼ中央（前橋市西部、高崎市東部、渋川市西部）を占め、ここに国府・国分寺（前橋市元総社町、高崎市東国分町・引間町周辺）が置かれた。

この「群馬」であるが、『倭名類聚抄』はこれに「久留末（くるま）」の訓をあてている。それを示すように、藤原宮跡から出土した木簡には「上毛野国車評」の墨書がある。『新撰姓氏録』によると、雄略天皇の時代に上毛野氏の同族が輿を供進して「車持公」を賜ったとされ、『上野国神名帳』の同郡の項には「車持明神」「車持若御子明神」の名が見える。中世に至っても、元亨3（1323）年造立の榛名神社（高崎市）の鉄灯籠に「上野国車馬郡」の銘があるように、「群馬（ぐんま）」の淵源が古代の「くるま」にあったことがわかる。

古代の地域社会に生まれた「くるま」の地名は、和銅6（713）年の「郡郷名には『好字』をつける」との施策によって「群馬（くるま）」という国家的表記が付与され、いつしか「ぐんま」へと呼び習わされていった。しかしその一方で、当該地域社会には現在でも車川や車持神社（ともに高崎市）のように、「くるま」の名を受け継ぎ、「くるま」に寄り添う人々のくらしと文化がある。本誌『群馬学研究・KURUMA』は常に地域社会を主体とする「文化や風土」「生活世界」の観点から群馬学を探究しようとするものである。

---

### 群馬学研究・KURUMA 第4号

2026年3月17日発行

---

編集・発行 群馬県立女子大学群馬学センター

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

群馬県立女子大学 2号館5階

TEL：0270-65-8511（代表） FAX：0270-65-9538

E-mail gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp

---